

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389 |

沖繩來往信、電

添
紙
付
録

那 才 79 号
昭和 27 年 10 月 27 日

南方連絡事務局長 宛

那覇日本政府南方連絡事務所長 發

米軍人の家族ならびに軍属および
その家族の本土入域につき (報告)

貴電才 24 号至急報による標記の件につき、別
紙のとおり便宜供与方の依頼書を送付するに
つき宜敷く御取計願いたい。

総 理 府

書提出後許可を取り付けた上 許可証を与之て
出発させる。(別紙 2)

四、米国人で観光以外の商用をその他の目的の
者及び、米軍人以外の者で二. に含まれない
者は許可取付後、許可書 (別紙 2) を之
て出発せしめる。

本信写送付者 名頭出張所

総 理 府

那 沖 88 号

昭和27年11月5日

南方連絡事務局長 へ

那覇日本政府南方連絡事務所長 登

南西諸島から本土へ入函しようとする外人
の入函許可処理方法について

標記の件につき、昭和27年10月10日付総南連那
秘沖2号通牒を霞沖24号ならびに同26号によつて
改訂されたので、左の通り区別によつて事務処理
したい。

記

- 一、米国人観光客（軍人家族、軍属およびその家族
を含む）は願書提出後、依頼状（別紙1）を
与えて出発せしめることを得。
- 二、軍の旅行命令書を有する者はその国籍及び目的
の如何を問はず願書提出後、依頼状（別紙1）
を与えて出発せしめることを得。
- 三、軍人の家族、軍属およびその家族で、米国人以
外の者が軍の旅行命令書を有しない場合は願

総 理 府

那 沖 121 号

昭和27年11月21日

南方連絡事務局長 へ

那覇日本政府南方連絡事務所長 登

南西諸島から日本本土へ入函しようとする外
人の入函許可について

標記の件につき、さきに 那沖88号によつてその
処理方法をお伺いいたしたが、さらに左記の
者に対しても 貴電沖24号ならびに26号によ
る適用を受けられるよう宜しく御取許願
いたい。

記

- 1. 日本本土経由にてその本土へ帰還する者、お
よび外島に居住する者からその家族として呼
寄せ^船日本本土経由にて渡航する場合船便
その他都合上短期間の本土滞在を希望
するもの。
- 本件は最近非常に増加しつつあり、船便
（本土—外島間）の都合で本土入函許可申

総 理 府

請のための長時日を待つ人も多く、主として
日系米人、日系ブラジル人が大半を占めている。
2. 日本本土に極東本支社を有する外国系商社員
が会議出席又は事務連絡のため短期間
の出張をする場合。

総南連那才4号

昭和28年1月8日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

南方連絡事務局長 啓

南西諸島から本邦へ入国しようとする外国
人の入国許可処理方法について

11月5日那才88号をもって御連絡のあった標記
の件に關し、左記のとおり御承知をいたし。

記

- 一. の米軍人親米客(米軍人及び軍属並びに
これらの家族を含む)の取扱いは、御見込のとおり。
- 二. は軍の旅行命令書を有する者であっても、米軍
以外の人籍を有する者については、原則として
依頼状による取扱いは差し控えられたい。
- 三. は次のとおり読み替えられたい。
軍人及び軍属並びにこれらの家族であっても米軍
人以外の者は、願書提出後許可を取り付けた上
許可証と与えて出発させる。

四、は市見込のとおり(但し、同項中「ズニト
含まれない者」は除く)。

総務省第二号

昭和二十八年一月十四日

総務省南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務局が当分の間行う業務範囲並びに渡航の簡素化について

標記の件については、かねてより御配慮を煩わしていたが、今般各般の状況を勘案し概ね別添一の通りその業務範囲を明らかにいたしましたので、しかるべく米当局と接衝されるようお願いする。なお本土より南西諸島に渡航するものの米管理当局の入域許可の取り付は相当地時を要する現状であるので別添二の通りその手続を改めるよう米当局と接衝されたくお願いする。

外務省

別紙一

那覇日本政府南方連絡事務局が当分の間行う業務の範囲に関する件

日本政府と琉球諸島米民政府において二項以下十五項までの各項に掲げる事項及び必要に応じ地方的事務に關し連絡を行うこと。但し、名瀬出張所の行う連絡事務はその地域の事柄だけに限定する。

旅行に關する事務

- a、南西諸島へ渡航する日本人の入域許可の取付に關する事務を行うこと。
- b、日本本土より入域せる日本人の申請に基き「身分証明書」の有効期間の延長、書換及び再発給に關する事務を行うこと。
- c、南西諸島より日本本土へ渡航する外国人の入域許可に關する事務を行うこと。

外務省

- d、日本本土と南西諸島との間の旅行に関する情報の提供に関する事務を行うこと。
- 三 日本人の生命、身体、財産及び利益に関する事務
 - a、日本本土より南西諸島へ渡航し又は滞在する日本人の生命、身体、財産及び利益の保護に関する事務を行うこと。
 - b、日本本土に居住する日本人の南西諸島における財産及び利益の保護に関する事務を行うこと。
- 四 貿易及び為替に関する事務
 - a、貿易の増進に関する事務を行うこと。
 - b、商取引の斡旋に関する事務を行うこと。
 - c、市場調査に関する事務を行うこと。
 - d、貿易及び為替の情報の提供に関する事務を行うこと。
- 五 教育、文化の交流に関する事務を行うこと。
- 六 日本本土に船籍を有する船舶及びその船員の保護監督に関する

- 事務を行うこと。
- 七 恩給の支払に関する事務を行うこと。
- 八 戦歿者の遺骨及び遺品の処理に関する事務を行うこと。
- 九 戦傷病者及び戦歿者遺族等の援護に関する事務を行うこと。
- 十 郵便貯金、銀行預貯金、生命保険各種貸付金等の債権債務の処理に関する事務を行うこと。
- 十一 日本人（南西諸島住民を含む。）の申請に基き学校卒業の事実看護婦及び助産婦等の資格の有無その他事実の証明に関する事務を行うこと。
- 十二 伝染病発生状況及び動植物検疫上必要な情報の提供に関する事務を行うこと。
- 十三 日本本土と南西諸島間の司法事務の連絡に関する事務を行うこと。
- 十四 その他必要に依り那覇日本政府南方連絡事務所と琉球諸島米民政府の間において合意された地方的事務を行うこと。

去前各号にかかると事務について調査を依頼し又は自ら調査を行うこと。

去公務に關して日本政府と直接通信を行うこと。

別紙二

現在極東軍總司令部を通じて手續してゐる本土より南西諸島への渡航者の入域許可の取り付は相當日時を要するので、爾後左記の通り改めること。

- a、南方連絡事務局に提出された渡航申請書を那覇日本政府南方連絡事務局に送付し、同所長をして直接琉球諸島における米管理当局の入域許可の取り付を行わしめ、その結果に基き南方連絡事務局より身分証明書を發給するようになすこと。
- b、左の各号に該当する渡航者については単に通報するのみに止め琉球諸島における米管理当局の入域許可を要せざるようになすこと。

1、建設工事その他琉球諸島における米軍の用務に従事する者にして米極東軍總司令部の許可を受けたるもの（既に実施中）

- 2、予め渡航先における渡航者の身元引受人につき琉球諸島米管理当局の交付したる身元引受証明書を有する者。
- 3、公務を帯びて渡航する国家及び地方公務員にして、南方連絡事務局長の証明書を有する者。

那覇連絡事務所の業務範囲の改正点

二項 本土人の保護に関する事務

- 1、現地米軍の建設工事に従事する本土人の現地における保護監督等に労務者の災害保険に関する事務を行うこと。
- 2、遭難漁夫等の救済及び送還に関する事務を行うこと。
- 3、生活困窮の本土人の救済及び送還を行うこと。
- 4、本土より入域せる者にして死亡せるものの遺品等の処置に関する事務を行うこと。
- 5、その所有者の依頼に基き税関等において保管されている荷物の保護に関する事務を行うこと。
- 6、本土人の身体、生命財産及び利益に関し連絡斡旋を行うこと。

六項 恩給未払給与の支払に関する事務を行うこと。

十二項 本土と兩西諸島間に亘る犯罪人の逮捕、罰金の徴収及び

強制送還に関する相互の協力について連絡斡旋を行い並びに民事及び刑事事件に関する関係者の意見の聴取を行うこと。
十四項 前各号にかかる事務について自ら調査を行うこと。

アシア局長

シテ局長

主席事務官

南

總南連一才三十八号

昭和二十八年一月二十日

總理府南方連絡事務局 長

外務省 アシア局長 殿



南西諸島への渡航手続の簡素化について

標記の件に關しては、かねてから種々御配慮を煩わしているが、この度那覇日本政府南方連絡事務所長から別紙写のとおり報告があつたから御参考までに右写送付する。

總理府

28.1.26

117

別紙 写

那才二〇七号

昭和二十八年一月十九日

那覇日本政府南方連絡事務所長 発

南方連絡事務局 長 宛

渡航手続の簡素化について (報告)

本一月十九日琉球政府出入国管理課長よりの非公式の連絡によると米琉球民政府は、極東軍司令部に対し標記の件について左記の如き通知をなした模様である。

記

本土より南西諸島に対する入域申請に際しては今後極東軍を經由せず南方連絡事務局

一 出先機関の経路を通り直接米琉球民政府に提出するものとする。

二 本要領は一月末乃至二月初旬を開始日とする。

なお実施要領細目については改めて民政府より連絡ある筈にて過去の経歴等に鑑み詳細に亘り検討を行う所存でありその経過については逐次報告するにつき宜敷指示を賜りたい。

本要領をクリアすることは米側の易い

本要領をクリアすることには米側の易い
（二月二十日日本軍米大使に）
（本要領をクリアすることには米側の易い）
（本要領をクリアすることには米側の易い）

本要領をクリアすることには米側の易い

昭和二十八年一月二十五日
石井局長殿
前略
渡航願書取扱手続問題
民政府移民課長及び琉球政府入国管理課長の内話太體左の通り
です。(二十三日に会見しました)
1. 自分等は東京の米軍司令部を経由せず連絡事務所から願書を
受取り、連絡事務所へ許可証(願書二通の内一通にスタンプ
したもの)を送達することと致したい。
2. 米國大使館も右案に反対なしとの情報を得たので、民政府か
ら先日極東軍司令部に対し、この通りに改めた旨の意見上申
をして、その後文書のやりとりをして、貫徹に努力して居る。
右案は司令部の承認を得られるものと樂觀してゐる。
2. 之が出来れば自分等が願書を連絡事務所から受取つてから休

総 理 府

日を除き五日以内に返事する。官古、八重山の分については
週間あればよろしい。官古等に照会を要する分についての意
味である。
4. 呼寄については在琉の呼寄人から直接移民局が願書を受理決
済し、入域許可証を呼寄人から在日の被呼寄人へ送つて身分証
明書下付を出願せしめる道を開く、之は商用の場合、夫が妻を
呼寄せる場合、土建関係の呼寄、その他一般呼寄に適用したい。
之も人の願書手続変更と同時に実行したい。
以上が承認されたら次に連絡事務所が電報にて「許可」の
旨を事務局へ通報し之丈けによつて身分証明書が発給される手続
を研究したい。又緊急の場合電報のみによる取扱方も研究したい。
右人3.4の案が承認された当座は事務局は身分証明書と連絡事
務所から受取つた「許可証」との両方を持たせて、出国せしめら
れたい。その内に必ず前記Bの方法を実施して更に日数を短くす
ることとしたい云々
扱て小生から九州から大島へ渡るものは大島にて許可を与える権
限を大島移民局に与へられたいと要請したところ快諾し、研究す

ると返答しました。同移民局は人員を現在の二名を増員して五名にすることに決めたから権限附与は考量出来るべしとのことでした。併しジェンキンス中佐は「思想関係は大島移民局では調査出来ないからどうしても願書は一度那覇まで送達のあるべし」との意見です。

後見

総
理
府

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing several lines of Japanese characters.)

別紙

那才二一四号

昭和二十八年一月二十六日

那覇日本政府南方連絡事務所長 発

南方連絡事務局 宛

琉球に在留する外国人の登録について（報告）

出入域管理及び外国人登録令は昭和二十八年一月七日琉球米国民政府令才九三号で公布され令後は右布令により出入域管理行政が行われることになったが同令の施行により来る二月一日から駐留軍軍人、軍属以外の非琉球人は全部琉球政府出入国管理課で登録し登録証の交付を受ける事になったが、出入国管理課長からの非公式の連絡によれば当連絡事務所の職員は当地の米国領事館員と同様登録手数料を免除されるとの事である。

総理府



アジア局第一課

アジア局長

第五課長

主任

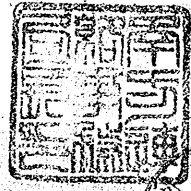
南方班

総南連一六〇号

昭和二十八年二月四日

総理府南方連絡事務所長

外務省アジア局長 殿



0147

琉球に在留する外国人の登録について

標記の件に関して那覇連絡事務所長より別紙のとおり報告があったので、御参考までに関係公報一部を添え送付する。

総理府

寫

那才二四二号

昭和十八年二月九日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

那覇日本政府南方連絡事務所不當分の同行

業務範囲並に渡航の簡素化について

本件に関し一月二十三日總南運合才三号由指示に基き尤の
通不取敢回答する。

記

一連絡事務所業務拡張案については本官において別段の意見
はない。本案に対し米国民政府連絡官ジエキンス中佐にも反

対はないが、他の関係部課の反響は目下打診中である。

二渡航の簡素化案について米国民政府移民課長スティーシー氏の意見
見は次の通りである。

「書記官信附属書別紙二のaについて、

「異議なし、本案は米国民政府としても望む所であつて、民
政官ルイス准将も賛成である。但し本案実行の当座暫の

向は米国民政府の發給する正規の入域許可証と日本政府発
給の身分証明書とを併せ携帯渡航せうりたい」

「aのb及びcについて

「現在既に実施中である。」

「dの3.について

「当初民局において実施したい希望のもとに目下準備中であ
る。之は渡航者の身許引受人なら当地において被呼号

手
書

人のために入城許可証の發給を申請せしめる方法を取るものがある。一時的滞在者たる夫ハその妻と呼号せしむる場合等もこの手続によらる。

ひつ4にひつて

「個人的には別段異議はなすべし之につては民政府内閣係者と協議の上でなければ民政府としての意見は申上げられぬ。」

本信字送付先 名瀬出張所

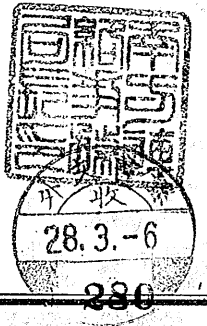
ア
ア
局長
第五課長
主席事務官
南方班

総南連一才一〇六号

昭和二十八年三月三日

南方連絡事務局長

外務省アシア局長 殿



那覇日本政府南方連絡事務所が当分の間行
業務範圍並びに渡航の簡業化について

標記の件については、さきに総南連秘才二号（ニハ六一四）を
もつて米当局との折衝方を御依頼申上げたが、標記案に対し那覇
連絡事務所長より別添写のとおり、現地米管理局の意向を報告し
てきたので、御参照のうえ、更に強力に折衝方御願ひ申上げます。

総
理
府

那秘才四号

昭和二十八年三月六日

那覇日本政府南方連絡事務所長 発

南方連絡事務局長 宛

二月二十六日付名瀬出張所長発貴局長宛名才二六号の外人登録につき本官の取つた措置を遅ればせ乍ら左記の通り報告する。

記

二月初旬本官は琉球政府警察局出入国管理課長に対して非公式に「本土側においては南西諸島住民の本土向渡航に対しても又両地間の貿易その他についても内国扱をなし又なさんと努めつつある際琉球側においては我々本土人を登録し之を外人と呼称するは誠に寄好なり」と語つたところ同課長は「実はこの件については頭を悩したもので原案には外国人となすものではなく、その人といふ程の意味であるから照からず諒承願いたい。外人登録制を採用

した理由は密入国者の取締りが目的である云々」と陳辯した。

二月中旬他用を以て民政府連絡官ジエンキンス中佐と会談の際極めて非公式に本件に言及し「抗議を提出する訳ではないが所謂「琉球人」も日本人、我々も日本人なるに本土日本人を「エイリアン」として登録せざるは当地在住の本土日本人の大部分は一寸理解し得ることである。又之によつて金銭的に打撃を受けるのは米軍基地工事に従事する本邦土建会社であつて例えば六百人の本土従業員を使用する会社にあつては毎年十五萬五〇〇〇円（日本金四十五萬円）の支出を要する（一年毎に書換を要し書換の都度一件二五〇〇〇円を徴収せらる）之は会社側としては尠からぬ負担である」と述べたところ同中佐は本官陳述の前提については意見述べなかつたが後段土建会社の負担については「この費用は会社自身が負担するを要しない米軍工作隊に申出で、米軍側から金を貰うべき筋合である」と答えた。本官は米軍工作隊が本土建設会社の申出に應じて本件経費を容易に支辨してくれれば信じていながら、同中佐回答の趣旨は之を本土建設会社側に伝へて置いた。然るに近來工作隊側と民政府側とに相当強い対立があり先般民政

府が公布した労働基準法についても、米軍側は本令は当然米軍工
事従業者たる琉球人に適用ありと云い、米軍工作隊側はその適用
を排除せんとして居るのであるが、本件外人登録についても亦両者
間に対立がある模様で、本土建会社はその去就に迷つて居る。よ
つて当事務所としては、米軍両当局間の意見を統一せられたい旨申
入れて置いた、このことについては、近く米軍側から本官に対し
回答がある筈である。

前記の状況であるから、仮令本土建会社側から前記登録、手
料の米軍負担方を工作隊側に申入れても、早急に之に應じるとは思
はれない。

尙当連絡事務所職員は本官以下夫々登録を了したが、曩に報告の
通り登録手数料は免除を受けた。又本件登録は密入国者取締の目
的の外琉球政府の一財源とするものであると考えられる。

名才二六号

昭和二十八年二月二十六日

那覇日本政府南方連絡事務所名瀬出張所長 発

南方連絡事務局長 宛

琉球列島出入管理令の施行等について
 琉球列島の駐留軍要員以外の非琉球人の琉球列島出入に関する管
 理、手続並に登録を目的とした米国民政府布令才九三号で標記管
 理令が、昭和二十八年一月七日附で公布され、右は全文十章中才
 六章(外人登録)を除いて同日より施行、才六章は実質的に二月
 一日から施行をみてゐるがこれにより本土から南西諸島に渡航す
 る所謂本土人の蒙る不利不便は大きく中にはその改善方を訴えて
 来所する者もある今日、渡航、経済、教育、文化等の琉球の本土
 なみの取扱が各方面から強く叫ばれてゐる折柄今回の出入管理令
 の実施は渡航の制限緩和に資する所かむしろこれに逆行していく
 傾向にあるといわれている。又同時に今回の措置によつて押出さ

れて来た問題点の所在を明かにし今後これらの問題点が日本政府
 と琉球政府との間で合理的に解決される努力が払われるべきであ
 るとの声もあるので一應左記によつて右管理令の奄美地区におけ
 る反應等を中心とし併せて去る三月七日琉球立法院の臨時議会招
 集に当り行政主席が述べたメッセージの一部分を掲げるがこれは
 現段階における琉球政府側の施策面の一端を窺知する資料であり
 又出入管理令との関連において将来種々の問題を投げけるであらう
 と思料されるので御報告致します。

一 今次予算の折衝の際、外人及外人商社に対する課税に關しては
 極力民政府に対しその実現方を要望したのであります。本問題に
 關しては目下民政長官に連絡中のことであり、いづれ実現の日が来
 るものと期待し今次補正予算には計上を見合せた次才であります。

記

内地から南西諸島に渡航する者に対する取扱の窮屈化
 今後本土から南西諸島に渡航してくる本土人に対する扱い方が非
 常に窮屈になり、一般身分證明書と数次往復身分證明書の所持
 の場合によつてその手続内容等も多少異なるが具體的諸手続として

は大要別紙「及び」のようになつてゐるが上陸後外国人としての登録手續のほか出域、再入域の手續又在留期間の更新手續などその都度多額の手数を徴せられ一般身分證明所持者の場合、最低限度写真一組（三葉）のほか三〇〇〇円数次往復身分證明書所持者の場合でも最低限度写真一組（三葉）のほか七五〇円を出入国管理奄美出張所に納付せらるることとなつてゐる。而して現地におけるこれらの諸手数料は出入管理令の實現に伴うもので關係者としては全く予期しない出費であつて南西諸島から本土に渡航した所謂琉球人の場合の之を考へ合せると衡平を欠くものではないかと思われる。

同一人種である善の日本人が南西諸島では外国人として登録されるという事実について管理令才四条で琉球人の定義付をしてゐるがここでは琉球人の定義を極度に搾り日本人であつても本土からの渡航者は勿論現地に本籍を有しないといふことと永住目的で琉球に入り現に生活の本拠を何年か琉球に有する者までが非琉球人の枠にはいつてゐる。即ち次の二つの要件の何れかに該当しない者は非琉球人謂わば外

国人として外人登録をすることになつてゐる。

- 1 一九四五年九月二日以前から引続き北緯三九度以南の琉球列島に居住したるもの
- 2 戸籍上の住所を琉球列島に有し、且つ一九四五年九月二日以降永住の目的を以て琉球列島に在ることを副長官により許可されたもの又は許可される者を琉球列島居住者（琉球人）とみなす。

右の結果として占領軍要員以外の非琉球人はすべて外人登録をしなければならぬ訳で右の該当者にして一時渡航者を除く全在留者は二月一杯に登録し同時に手数料として登録一件当り二五〇円（但、年令十五才未満の同伴者の場合は不要）を徴収せられており更に左のような手数料徴収の規定がなされてゐる。

外人登録證明の更新手續 二五〇円
の再発給手續 二〇〇円
の書替発給手續 一〇〇円

「註」 琉球列島出入管理令は条文の構成上難解な箇所が多く疑義が多く尙検討を要すると思われるので当所としてはこの程出入

国管理奄美出張所関係者とも非公式に打合せの結果先方でも更に研究の上、那覇の本部側とも連絡解釈の統一を図ることとしたいと語っている。

総
理
府

秘

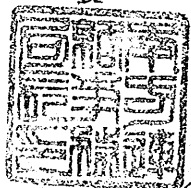
総南連一秘才一三五号

昭和二十八年三月十七日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

琉球列島における出入管理に関する件
標記の件に関し、那覇日本政府南方連絡事務所長及び同名瀬出張所長よりそれぞれ別紙(一)及び(二)のとおり報告があり当局においても目下検討中であるがとりあえず御参考までに御知らせする。



28.3.23
3

28.3.27

第五課長

主席秘書

南方班

総理府

別紙

那第三〇七号

昭和二十八年三月二十四日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

南西諸島向渡航手續の簡易化について

本件について米国民政府移民課長スティーシー氏先日本官を未訪し、別紙一の如き米國極東軍司令部作成の一案を示して本官の意見を求めたので本官は別紙二のとおり意見を述べておいた。本件^件司令部案は東京において日本政府側^側に提示するものと考えらるるので参考のため報告する。尚渡航手續の簡易化に關する事項を一括して別紙三に記述する。

総 理 府

本信(附属書類共)字送附先

名瀬出張所

別紙一

南西諸島向渡航手續の簡易化に関する米國極東軍司令部案
本案は先般の日米会談後日本側の案に対する修正案として
極東軍司令部が作成したものである。同司令部においては、
之を代案（オールドタイププラン）と呼んでゐる。本件代案
は電報による処理方法については言及してゐないので電報によ
る処理を今後廃止する意向であるか否か不明であるが、
の点當地 民政府から同軍司令部へ照会することとなつた。

本件代案の内容

- 一 日本政府から受領した願書を米国民政府へ空送する。
同時に軍司令部にて身元調査に着手する。（現在は司令部
の身元調査にパスした案件だけが米国民政府へ廻付せら
れる。）

総 理 府

調査を行う。

- 二 米国民政府は受領した願書に基き、現地において身元
調査を行う。
- 三 極東軍司令部は身元調査に基き決定を米国民
政府へ通知する。
- 四 民政府は双方の身元調査に合格した者に対し入域を許
可し願書に入域許可の日を記入し之を入域許可書とする。
- 五 民政府は右入域許可書を那覇日本政南方連絡事務所へ
送達する。
- 六 連絡事務所は右許可書を南方連絡事務局へ空送する。
- 七 渡航者は身分証明書の外 民政府発給の右入域許可書
を携携帶渡航する。

別紙二

別紙一の極東軍司令部案に対する本官意見

一、本案の決定は関係書類の往復の経路が同一でなから送達済を点検する手段がない。よつて

（一）極東軍司令部で不合格となつた者の氏名はその都度、司令部から南方連絡事務局へ通報すること。

（二）民政府で不許可となつた者の氏名も民政府から連絡事務局へ通報すること。

二、本案は極東軍司令部、民政府間における電報処理方法については言及して居らざ、電報による処理は継続せられた。

三、連絡事務局は民政府より許可書を受領の上、急を要するものについては、その氏名、民政府許可番号を南方連絡事務局に電報する。事務局はその発給する身分証明書の余白に

総 理 府

民政府許可番号を記入すれば民政府発給の入域許可書を携帶せずとも入域を認める。

右本官の意見を民政府移民課長は諒承し極東軍司令部へ上申すべしと答えた。

別紙三

渡航の簡易化に関する事項

一、平良前知事及び泉副主席の本官に対する談話の一節
今回の本土旅行中何地においても当地出身者から第一に受け
た攻撃的質問は「自分等の故郷に帰るために何故こんな
待たせるか、是非其手續の簡易迅速化の実現に努力力さ
れた」と云うのであつた云々。

二、名瀬田上所長報告の「交通不便の地に居住する身元引受人
は身元引受書を琉球政府出入管理課に送付する案（二月十
日付）第二十一号渡航の簡易化について」に対しては米国民政
府移民課長スーシー氏に難色^がある。理由は同課におい
て身元引受書と東京から送付される願書とを引合せる
ことが事実上困難だと云うにある。同氏の案としては身元
引受書を願書に添付してくれれば結構である。

総 理 府

第一課長

アジア局長

第五課長

主務事務官

南方局長

総南連一才二一五号

昭和二十八年四月二十三日

総理府南方連絡事務局

外務省アジア局長

殿

南西諸島向渡航手続きの簡易化について
標記の件について那覇日本政府南方連絡事務所長から別添写の
とおり報告があつたので御参考までに連絡する。

(別添写(当課注釈)を第貳号)

28.4.30
9

28.5.6

28.5.6.

総理府

総南連那秘才6号

昭和28年6月26日

那覇日本政府南方連絡事務所長 へ

南方連絡事務局長 へ

出入国管理官に対する便宜供与依頼書に関する件

外人が南西諸島から本邦に入国する際発給する便宜供与依頼書の発給資格等については、従来法務省入国管理局より口頭をもってその都府関係官に対し、嚴重な申し入れがあり、この件に関し4月17日総南連那才80号をもって連絡したが、今般法務省入国管理局長から別添写のとおり要請があったので、現地のやむをえない事情もあることと思われるが、今後は右便宜供与依頼書の発給に際しては、特に慎重を期せられたい。

参考

外国人の入域申請に対する入国管理局からの要

総 理 府

望事項は、おおむね左記のとおりであるから、右節参考の上、申請の事務処理に一層の適正を期せられたい。

記

1. 入国申請書にはできる限り詳細に記入させ、所定事項が記入されていない場合には、漏れなく記入せしめて空欄のないよう指導すること。
2. 入国管理官宛の便宜供与依頼書の発行をうける者の申請書の旅行目的欄には、すべて観光と記入させるとともに、右申請書に依頼書の発行月日及び発行番号を必ず記入すること。これは便宜供与依頼書により入国する者は、入国港においてすべて観光客としての資格を有していることを許可するのであるが、一方本局を經由して申請書を受けた入国管理局が、この申請書に記入された入国目的に基づき、入国の資格を与える際、入国目的の記入が不明確の場合には、入国港で与えた観光の資格以外の異ったものを与えるようなこととなる。同一人が異った資格をもつことは種々不都合な事態を生ずることになるが、申請書に依頼書の発行日及び発行番号並びに入国の目的が明

総 理 府

示されれば右のような事態は生ずる余地なく、入国港及び入国管理局においてともに観光の資格を与えることが出来るからである。

3. 60日以上滞在中を希望する者に対しては便宜依頼書を発行しないこと。これは便宜依頼書を発給した場合、観光の資格しか与えられないから、本人の滞在中期間は60日限りとし、従ってそれ以上の滞在中を希望するものに対して、便宜依頼書を発行することは本人のため不利となる。即ち原則として、滞在中資格の変更は認められないからである。この点充分御含みの上発給願いたい。

4. 便宜供与書を受けず資格のない者に対しては、理由の如何を問わず、便宜の措置を絶対に執られないこと。これは便宜依頼書を受けず資格のない者に対し、右便宜依頼書を誤って発給した場合、今迄は南方連絡事務所立場を尊重して、入国を拒否する様なことをせず、異議の申し立てをさせて入国を許可してきたが、今後は入国を拒否する必要があるから御含み願う。

総 理 府

南西諸島から本土へ入国しようとする 外人の入国許可処理方法

1. 主 旨

外人が南西諸島から本土へ渡航するためには、総理府南方連絡事務所の出先機関である南方連絡事務所に入国許可申請書を提出し、同事務所は申請書を南方連絡事務局に送付し、同局は右を法務省入国管理局に送付する。

入国管理局は仮入国審査要領により審査の上仮入国許可書を発給し総理府に送付する。右仮入国管理局より仮入国許可書を同事務所より交付を受けることを要する。

2. 要 領

(1) 外人は南方連絡事務所に対し、別紙様式第1号の仮入国許可申請書3通を提出する(総理府)

(2) 同事務所は前項1.の申請書を一括添付し、別紙様式第2号による報告書を総理府本局に送り、本局は右申請書各通全部を入国管理局に送付する(総

総 理 府

理府)

(1) 入国管理局は右書類を「侵入系審査方法」に従い、許可又は不許可を決定し、右の申請書2通を本局に送付する(入管)

(2) 本局は右許可書2通をそのまま南方連絡事務所に送付、その1通を本人に手交する(総理府)

総 理 府

アジア局長 第五課長 主席事務官

総南連一第六三九号

昭和二十八年九月二十五日

総理府南方連絡事務局

欧米局長

渡航課長

省アジア局長

殿

琉球列島出入管理令による手数料の免除に関する件

標記の件に関し、琉球政府は八月三十一日別添のとおり、規則を公布した旨那覇日本政府南方連絡事務所長より報告があつたので御参考までに送付致します。

尙別添規則により免除する手数料は左の通りである。

- 一 出国許可の手續申請
- 二 出国及び再入国手續申請
- 三 数次往復用出国及び再入国許可の手續申請

総理府

四 在留期間更新手續申請

五 在留の資格変更手續申請

六 外人登録証明書の発給手續申請

七 外人登録証明書の再発給手續申請

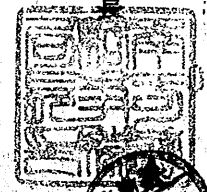
八 外人登録証明書の再発給手續申請

那覇日本政府南方連絡事務所はこれ等の手数料も今まで事実上免除されていたが、今回正式に免除されることになつた訳である。別添規則の四については区長又は市町村長の認証する証明書を有する者がこれ等の手数料を免除される事になる。

添付物 規則第七十一号写 一部

告示第九十二号写 一部

00226 南方班



規則第七十一号

報償に属する行政上の手数料その他の収納金に関する立法（一九五二年立法第三十八号）に基き、琉球列島出入管理令による手数料の免除に関する規則を次の通り定める。

一九五三年八月三十一日

行政主席 比 嘉 秀 平

琉球列島出入管理令による手数料の免除に関する規則

左の各号の一に該当する者に対しては、琉球列島出入管理令（一九五三年琉球列島米国民政府布令第九十三号）第二十一条の規定による手数料を免除するものとする。

一 琉球列島に駐在する外国政府の職員又はその家族若しくはその随員

二 琉球政府の招聘により入国した者

三 公用により出張する琉球政府職員

四 貧困者、精神病者又はその他の者にして手数料を免除するを相当と認められる者

総 理 府

附 則
この規則は、一九五三年九月一日から施行する。

総
理
府

告示第九十二号

印紙をもつてする才入金納付に関する立法（一九五二年立法第八号）に基き、琉球列島出入管理令による手数料の納付に関する規程を次のとおり定める。

一九五三年八月三十一日

行政主席 比 嘉 秀 平

琉球列島出入管理令による手数料の納付に
関する規程

琉球列島出入管理令（一九五三年琉球列島米国民政府布令第九十三号）第二十一条の規定による手数料の納付は、別記様式の納付書に、その金額に相当する収入印紙を貼付してこれをなすものとする。

附 則

この規程は、一九五三年九月一日から施行する。

総 理 府

**JAPAN/RYUKYUS
FREIGHT CONFERENCE
FREIGHT TARIFF**

No. 3

EFFECTIVE
1st MAY 1952

MEMBER LINES

Mitsui Steamship Co., Ltd.
Nihonkai Kisen Kaisha, Ltd.
Osaka Shosen Kaisha, Ltd.
Yamashita Steamship Co., Ltd.
Kansai Steamship Co., Ltd.

General Rules and Regulations

1. Contract Rates:

Available to all shippers who have signed a Contract with the participating lines.

2. Ad Valorem Rates:

Ad Valorem Rates on commodities for which the rate is based on the value, the market value declared in the Shipper's Certified Invoice shall be used.

3. Weight & Measurement (W/M):

All rates quoted in this tariff are per ton of 2,000 lbs. or 40 cft., whichever is the greater, except where otherwise specifically designated.

4. Koku:

Regarding Timber and Lumber, unit of Freight Rate is Koku. Koku on this tariff is to be accounted with four (4) Koku in case of Square and Sawn Lumber and three (3) Koku in case of Log, which is both based on measurement tons calculated by Sworn Measurers.

5. Freight and Charges:

All freight and charges must be PREPAID IN JAPAN and Bs/Lading will not be issued except payment of freight in Japanese currency exchanged at official rate.

6. Measuring and/or Weighing Cargo:

All cargo is to be weighed and/or measured by appointed Sworn Measurers in accordance with the shipping practice.

7. Marine Insurance:

Rate published in this tariff do not include marine insurance.

8. Packages Containing More Than One Commodity:

Packages containing more than one commodity shall be charged at the rate for the highest rated commodity contained therein.

General Rules and Regulations

1. **Contract Rates:**
Available to all shippers who have signed a Contract with the carrier.
2. **Ad Valorem Rates:**
Ad Valorem Rates on commodities for which the rate is based on the value of the goods as stated in the Shipper's Certified Invoice shall be used.
3. **Weight & Measurement (W/M):**
All rates quoted in this tariff are per ton of 2,000 lbs. or 100 cwt. whichever is the greater, except where otherwise specifically designated.
4. **Rates:**
Regarding Timber and Lumber, half of Freight Rate is Kola. Kola on this tariff is to be accounted with ton (1) Kola in case of Spine and 2/3 Kola in case of Log which is based on measurement as stipulated by Steam Navigation.
5. **Freight and Charges:**
All freight and charges must be prepaid in Japanese currency exchanged with the official rate.
6. **Measurement and Weighing Tare:**
All cargo to be weighed and/or measured by specified Steam Navigation in accordance with the shipping practice.
7. **Insurance:**
Not included in this tariff but may be obtained from insurance companies.
8. **Commodities:**
Commodities containing more than one commodity shall be charged at the rate for the highest rated commodity contained therein.

9. Owner's Risk:

Lubricating oil, petroleum products, acids, etc., and other commodities requiring special stowage may be carried on deck at carrier's option, but at owner's risk.

All perishable cargo carried only at owner's risk of frost, heat and decay.

10. Misdescription:

The shipper warrants the accuracy of the description in the Bill of Lading of his goods. If such description proves to be inaccurate the shipper, consignee and/or owner of the goods shall be jointly and severally liable for the correct freight rate applying, less any freight actually paid on said goods.

11. All Bills of Lading Shall Be Claused As Follows:

Special situation prevailing at present in discharging ports, Okinawa, the carrier retains the option of delivery at all times from the ship side, in all cases at the risk of the shipper, consignee or owner of the goods; and all expenses incurred by delivery otherwise than from ship's side shall be borne by the shipper, consignee or owner of the goods.

12. Parcel Receipts:

As to parcel not exceeding 50 lbs. in weight or 4 cft. in measurement, the parcel receipt will be issued at the time of shipment per one package.

13. Regular Calling Ports:

Regular calling ports described herein are to be restricted to Tokyo, Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe, Moji, Kagoshima in Japan and Naha, Naha in Ryukyus. Regarding the shipment from the other ports not mentioned above, arbitrary charges will be added in accordance with the rates decided by the Conference.

14. Arbitrary Charge:

In case of being loaded and discharged besides main regular calling ports in Japan or Naha, Naha in Ryukyus, arbitrary charges will be added to the original rate of freight described herein.

Labeling of petroleum products, acids, etc. and other commodities requiring special stowage may be carried on deck at owner's option but in owner's risk.

All petroleum cargo carried on deck is at owner's risk of loss, heat and decay.

10. Description: The shipper warrants the accuracy of the description in the Bill of Lading of his goods. If such description proves to be inaccurate the shipper, consignee and/or owner of the goods shall be jointly and severally liable for the correct freight rate applying, less any freight actually paid on said goods.

11. All Bills of Lading shall be Clauses as follows: Special situation prevailing at present in discharging ports. Onwards the carrier retains the option of delivery at all times from the ship side; in all cases at the risk of the shipper, consignee or owner of the goods; and all expenses incurred by delivery elsewhere than from ship's side shall be borne by the shipper, consignee or owner of the goods.

12. General Remarks: As to parcels not exceeding 50 lbs. in weight or 4 cft. in measurement, the parcel receiver will be issued at the time of shipment per one package.

13. Remarks: Remarks concerning bills of lading are to be restricted to Tokyo, Yokohama, Kobe, Osaka, Manila, Singapore, Java and Medan. Bills of lading issued from other ports for transshipment to any of the above mentioned ports will be issued in accordance with the rates decided by the Consensus.

14. Shipper's Responsibility: In case of being loaded and discharged by other means than regular sailing ports in Japan or Korea, Bills of Lading issued will be issued to the original rate of freight described herein.

Classification of Dangerous Cargo

A class dangerous cargo

1. Explosives
2. Sodium, Potassium, Magnesium powdered
3. Nitro-cellulose & its relative chemicals
4. Other similar dangerous cargoes

B class dangerous cargo

1. Yellow phosphorus, Sulphides
2. Chlorates, Perchlorates, Sulphuric acid, Nitric acid
3. Sodium peroxide, Metanol, Toluene, Solvent naphtha
4. Carbon bisulphide
5. Naphtha (Cymogen, Rhigolene, Gasoline), Benzol, Benzine
6. Poison-gases, Carbonic acid gas
7. Ferrosilicon, Ferrosilicon's alloy
8. Other inflammable or non-inflammable pressed gas, inflammable liquid or solid and other similar dangerous cargoes.

C class dangerous cargo

1. Nitro dyes
2. Calcium oxide, Bleaching powder, Carbides, Calcium phosphide, Heavy oil, Lamp oil, Gas oil
3. 1) Other similar dangerous cargoes
2) Dangerous cargo which is liable to stain hull and cargo
3) Cargo which will inflict injury upon person exceedingly

NOTE:

1. A & B class dangerous cargo not exceeding 5 tons in weight or in measurement will be charged at freight rate for 5 tons per each B/L.
2. C class dangerous cargo not exceeding 3 tons in weight or in measurement will be charged at freight rate for 3 tons per each B/L.

Extra Tariff for Heavy and/or Bulky Cargo

| Wt. | Under 1½ tons | Over 1½ tons | Over 2 tons | Over 3 tons | Over 4 tons | Over 5 tons | Over 6 tons | Over 7 tons | Over 8 tons | Over 9 tons | Over 10 tons | Over 11 tons | Over 12 tons | Over 13 tons | Over 14 tons | Over 15 tons | Over 16 tons | Over 17 tons | Over 18 tons | Over 19 tons | Over 20 tons | Over 21 tons | Over 22 tons | Over 23 tons | Over 24 tons | Over 25 tons | Over 26 tons | Over 27 tons | Over 28 tons | Over 29 tons | Over 30 tons | Over 31 tons |
|---------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| Mt. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Under 2 tons | 0 | 3 | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | |
| Over 2 tons | 3 | 4 | 5 | 7 | 9 | 11 | 14 | 17 | 20 | 23 | 26 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | |
| " 3 " | 4 | 5 | 6 | 8 | 10 | 13 | 16 | 19 | 22 | 25 | 28 | 31 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | |
| " 4 " | 5 | 6 | 7 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | |
| " 5 " | 6 | 7 | 8 | 11 | 14 | 17 | 20 | 23 | 26 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | |
| " 6 " | 7 | 8 | 10 | 13 | 16 | 19 | 22 | 25 | 28 | 31 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | |
| " 7 " | 8 | 10 | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | |
| " 8 " | 10 | 12 | 14 | 17 | 20 | 23 | 26 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | |
| " 9 " | 12 | 14 | 16 | 19 | 22 | 25 | 28 | 31 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | |
| " 10 " | 14 | 16 | 18 | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | |
| " 11 " | 16 | 18 | 20 | 23 | 26 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | |
| " 12 " | 18 | 20 | 22 | 25 | 28 | 31 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | |
| " 13 " | 20 | 22 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | |
| " 14 " | 22 | 24 | 26 | 29 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | |
| " 15 " | 24 | 26 | 28 | 31 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | |
| " 16 " | 26 | 28 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | 111 | 114 | |
| " 17 " | 28 | 30 | 32 | 35 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | 113 | 116 | |
| " 18 " | 30 | 32 | 34 | 37 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 | 118 | |
| " 19 " | 32 | 34 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | 111 | 114 | 117 | 120 | |
| " 20 " | 34 | 36 | 38 | 41 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | 113 | 116 | 119 | 122 | |
| " 21 " | 36 | 38 | 40 | 43 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 | 118 | 121 | 124 | |
| " 22 " | 38 | 40 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | 111 | 114 | 117 | 120 | 123 | 126 | |
| " 23 " | 40 | 42 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | 113 | 116 | 119 | 122 | 125 | 128 | |
| " 24 " | 42 | 44 | 46 | 49 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 | 118 | 121 | 124 | 127 | 130 | |
| " 25 " | 44 | 46 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | 111 | 114 | 117 | 120 | 123 | 126 | 129 | 132 | |
| " 26 " | 46 | 48 | 50 | 53 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | 113 | 116 | 119 | 122 | 125 | 128 | 131 | 134 | |
| " 27 " | 48 | 50 | 52 | 55 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 | 118 | 121 | 124 | 127 | 130 | 133 | 136 | |
| " 28 " | 50 | 52 | 54 | 57 | 60 | 63 | 66 | 69 | 72 | 75 | 78 | 81 | 84 | 87 | 90 | 93 | 96 | 99 | 102 | 105 | 108 | 111 | 114 | 117 | 120 | 123 | 126 | 129 | 132 | 135 | 138 | |
| " 29 " | 52 | 54 | 56 | 59 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 83 | 86 | 89 | 92 | 95 | 98 | 101 | 104 | 107 | 110 | 113 | 116 | 119 | 122 | 125 | 128 | 131 | 134 | 137 | 140 | |
| Over 30 tons | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Under 31 tons | 54 | 56 | 58 | 61 | 64 | 67 | 70 | 73 | 76 | 79 | 82 | 85 | 88 | 91 | 94 | 97 | 100 | 103 | 106 | 109 | 112 | 115 | 118 | 121 | 124 | 127 | 130 | 133 | 136 | 139 | 142 | |

Additional Tariff for Lengthy Cargo

| Length | Over 30 feet | Over 35 feet | Over 40 feet (under 45 feet) |
|------------------|--------------|--------------|------------------------------|
| Additional Rates | 20 % | 40 % | 60 % |

Extra Tariff for Heavy and/or Bulky Cargo

| Wt. Under 2 tons | Over 2 tons | Over 3 tons | Over 4 tons | Over 5 tons | Over 6 tons | Over 7 tons | Over 8 tons | Over 9 tons | Over 10 tons | Over 11 tons | Over 12 tons | Over 13 tons | Over 14 tons | Over 15 tons | Over 16 tons | Over 17 tons | Over 18 tons | Over 19 tons | Over 20 tons |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1.00 | 1.10 | 1.20 | 1.30 | 1.40 | 1.50 | 1.60 | 1.70 | 1.80 | 1.90 | 2.00 | 2.10 | 2.20 | 2.30 | 2.40 | 2.50 | 2.60 | 2.70 | 2.80 | 2.90 |
| 3.00 | 3.10 | 3.20 | 3.30 | 3.40 | 3.50 | 3.60 | 3.70 | 3.80 | 3.90 | 4.00 | 4.10 | 4.20 | 4.30 | 4.40 | 4.50 | 4.60 | 4.70 | 4.80 | 4.90 |
| 5.00 | 5.10 | 5.20 | 5.30 | 5.40 | 5.50 | 5.60 | 5.70 | 5.80 | 5.90 | 6.00 | 6.10 | 6.20 | 6.30 | 6.40 | 6.50 | 6.60 | 6.70 | 6.80 | 6.90 |
| 7.00 | 7.10 | 7.20 | 7.30 | 7.40 | 7.50 | 7.60 | 7.70 | 7.80 | 7.90 | 8.00 | 8.10 | 8.20 | 8.30 | 8.40 | 8.50 | 8.60 | 8.70 | 8.80 | 8.90 |
| 9.00 | 9.10 | 9.20 | 9.30 | 9.40 | 9.50 | 9.60 | 9.70 | 9.80 | 9.90 | 10.00 | 10.10 | 10.20 | 10.30 | 10.40 | 10.50 | 10.60 | 10.70 | 10.80 | 10.90 |
| 11.00 | 11.10 | 11.20 | 11.30 | 11.40 | 11.50 | 11.60 | 11.70 | 11.80 | 11.90 | 12.00 | 12.10 | 12.20 | 12.30 | 12.40 | 12.50 | 12.60 | 12.70 | 12.80 | 12.90 |
| 13.00 | 13.10 | 13.20 | 13.30 | 13.40 | 13.50 | 13.60 | 13.70 | 13.80 | 13.90 | 14.00 | 14.10 | 14.20 | 14.30 | 14.40 | 14.50 | 14.60 | 14.70 | 14.80 | 14.90 |
| 15.00 | 15.10 | 15.20 | 15.30 | 15.40 | 15.50 | 15.60 | 15.70 | 15.80 | 15.90 | 16.00 | 16.10 | 16.20 | 16.30 | 16.40 | 16.50 | 16.60 | 16.70 | 16.80 | 16.90 |
| 17.00 | 17.10 | 17.20 | 17.30 | 17.40 | 17.50 | 17.60 | 17.70 | 17.80 | 17.90 | 18.00 | 18.10 | 18.20 | 18.30 | 18.40 | 18.50 | 18.60 | 18.70 | 18.80 | 18.90 |
| 19.00 | 19.10 | 19.20 | 19.30 | 19.40 | 19.50 | 19.60 | 19.70 | 19.80 | 19.90 | 20.00 | 20.10 | 20.20 | 20.30 | 20.40 | 20.50 | 20.60 | 20.70 | 20.80 | 20.90 |
| 21.00 | 21.10 | 21.20 | 21.30 | 21.40 | 21.50 | 21.60 | 21.70 | 21.80 | 21.90 | 22.00 | 22.10 | 22.20 | 22.30 | 22.40 | 22.50 | 22.60 | 22.70 | 22.80 | 22.90 |
| 23.00 | 23.10 | 23.20 | 23.30 | 23.40 | 23.50 | 23.60 | 23.70 | 23.80 | 23.90 | 24.00 | 24.10 | 24.20 | 24.30 | 24.40 | 24.50 | 24.60 | 24.70 | 24.80 | 24.90 |
| 25.00 | 25.10 | 25.20 | 25.30 | 25.40 | 25.50 | 25.60 | 25.70 | 25.80 | 25.90 | 26.00 | 26.10 | 26.20 | 26.30 | 26.40 | 26.50 | 26.60 | 26.70 | 26.80 | 26.90 |
| 27.00 | 27.10 | 27.20 | 27.30 | 27.40 | 27.50 | 27.60 | 27.70 | 27.80 | 27.90 | 28.00 | 28.10 | 28.20 | 28.30 | 28.40 | 28.50 | 28.60 | 28.70 | 28.80 | 28.90 |
| 29.00 | 29.10 | 29.20 | 29.30 | 29.40 | 29.50 | 29.60 | 29.70 | 29.80 | 29.90 | 30.00 | 30.10 | 30.20 | 30.30 | 30.40 | 30.50 | 30.60 | 30.70 | 30.80 | 30.90 |
| 31.00 | 31.10 | 31.20 | 31.30 | 31.40 | 31.50 | 31.60 | 31.70 | 31.80 | 31.90 | 32.00 | 32.10 | 32.20 | 32.30 | 32.40 | 32.50 | 32.60 | 32.70 | 32.80 | 32.90 |
| 33.00 | 33.10 | 33.20 | 33.30 | 33.40 | 33.50 | 33.60 | 33.70 | 33.80 | 33.90 | 34.00 | 34.10 | 34.20 | 34.30 | 34.40 | 34.50 | 34.60 | 34.70 | 34.80 | 34.90 |
| 35.00 | 35.10 | 35.20 | 35.30 | 35.40 | 35.50 | 35.60 | 35.70 | 35.80 | 35.90 | 36.00 | 36.10 | 36.20 | 36.30 | 36.40 | 36.50 | 36.60 | 36.70 | 36.80 | 36.90 |
| 37.00 | 37.10 | 37.20 | 37.30 | 37.40 | 37.50 | 37.60 | 37.70 | 37.80 | 37.90 | 38.00 | 38.10 | 38.20 | 38.30 | 38.40 | 38.50 | 38.60 | 38.70 | 38.80 | 38.90 |
| 39.00 | 39.10 | 39.20 | 39.30 | 39.40 | 39.50 | 39.60 | 39.70 | 39.80 | 39.90 | 40.00 | 40.10 | 40.20 | 40.30 | 40.40 | 40.50 | 40.60 | 40.70 | 40.80 | 40.90 |
| 41.00 | 41.10 | 41.20 | 41.30 | 41.40 | 41.50 | 41.60 | 41.70 | 41.80 | 41.90 | 42.00 | 42.10 | 42.20 | 42.30 | 42.40 | 42.50 | 42.60 | 42.70 | 42.80 | 42.90 |
| 43.00 | 43.10 | 43.20 | 43.30 | 43.40 | 43.50 | 43.60 | 43.70 | 43.80 | 43.90 | 44.00 | 44.10 | 44.20 | 44.30 | 44.40 | 44.50 | 44.60 | 44.70 | 44.80 | 44.90 |
| 45.00 | 45.10 | 45.20 | 45.30 | 45.40 | 45.50 | 45.60 | 45.70 | 45.80 | 45.90 | 46.00 | 46.10 | 46.20 | 46.30 | 46.40 | 46.50 | 46.60 | 46.70 | 46.80 | 46.90 |
| 47.00 | 47.10 | 47.20 | 47.30 | 47.40 | 47.50 | 47.60 | 47.70 | 47.80 | 47.90 | 48.00 | 48.10 | 48.20 | 48.30 | 48.40 | 48.50 | 48.60 | 48.70 | 48.80 | 48.90 |
| 49.00 | 49.10 | 49.20 | 49.30 | 49.40 | 49.50 | 49.60 | 49.70 | 49.80 | 49.90 | 50.00 | 50.10 | 50.20 | 50.30 | 50.40 | 50.50 | 50.60 | 50.70 | 50.80 | 50.90 |
| 51.00 | 51.10 | 51.20 | 51.30 | 51.40 | 51.50 | 51.60 | 51.70 | 51.80 | 51.90 | 52.00 | 52.10 | 52.20 | 52.30 | 52.40 | 52.50 | 52.60 | 52.70 | 52.80 | 52.90 |
| 53.00 | 53.10 | 53.20 | 53.30 | 53.40 | 53.50 | 53.60 | 53.70 | 53.80 | 53.90 | 54.00 | 54.10 | 54.20 | 54.30 | 54.40 | 54.50 | 54.60 | 54.70 | 54.80 | 54.90 |
| 55.00 | 55.10 | 55.20 | 55.30 | 55.40 | 55.50 | 55.60 | 55.70 | 55.80 | 55.90 | 56.00 | 56.10 | 56.20 | 56.30 | 56.40 | 56.50 | 56.60 | 56.70 | 56.80 | 56.90 |
| 57.00 | 57.10 | 57.20 | 57.30 | 57.40 | 57.50 | 57.60 | 57.70 | 57.80 | 57.90 | 58.00 | 58.10 | 58.20 | 58.30 | 58.40 | 58.50 | 58.60 | 58.70 | 58.80 | 58.90 |
| 59.00 | 59.10 | 59.20 | 59.30 | 59.40 | 59.50 | 59.60 | 59.70 | 59.80 | 59.90 | 60.00 | 60.10 | 60.20 | 60.30 | 60.40 | 60.50 | 60.60 | 60.70 | 60.80 | 60.90 |
| 61.00 | 61.10 | 61.20 | 61.30 | 61.40 | 61.50 | 61.60 | 61.70 | 61.80 | 61.90 | 62.00 | 62.10 | 62.20 | 62.30 | 62.40 | 62.50 | 62.60 | 62.70 | 62.80 | 62.90 |
| 63.00 | 63.10 | 63.20 | 63.30 | 63.40 | 63.50 | 63.60 | 63.70 | 63.80 | 63.90 | 64.00 | 64.10 | 64.20 | 64.30 | 64.40 | 64.50 | 64.60 | 64.70 | 64.80 | 64.90 |
| 65.00 | 65.10 | 65.20 | 65.30 | 65.40 | 65.50 | 65.60 | 65.70 | 65.80 | 65.90 | 66.00 | 66.10 | 66.20 | 66.30 | 66.40 | 66.50 | 66.60 | 66.70 | 66.80 | 66.90 |
| 67.00 | 67.10 | 67.20 | 67.30 | 67.40 | 67.50 | 67.60 | 67.70 | 67.80 | 67.90 | 68.00 | 68.10 | 68.20 | 68.30 | 68.40 | 68.50 | 68.60 | 68.70 | 68.80 | 68.90 |
| 69.00 | 69.10 | 69.20 | 69.30 | 69.40 | 69.50 | 69.60 | 69.70 | 69.80 | 69.90 | 70.00 | 70.10 | 70.20 | 70.30 | 70.40 | 70.50 | 70.60 | 70.70 | 70.80 | 70.90 |
| 71.00 | 71.10 | 71.20 | 71.30 | 71.40 | 71.50 | 71.60 | 71.70 | 71.80 | 71.90 | 72.00 | 72.10 | 72.20 | 72.30 | 72.40 | 72.50 | 72.60 | 72.70 | 72.80 | 72.90 |
| 73.00 | 73.10 | 73.20 | 73.30 | 73.40 | 73.50 | 73.60 | 73.70 | 73.80 | 73.90 | 74.00 | 74.10 | 74.20 | 74.30 | 74.40 | 74.50 | 74.60 | 74.70 | 74.80 | 74.90 |
| 75.00 | 75.10 | 75.20 | 75.30 | 75.40 | 75.50 | 75.60 | 75.70 | 75.80 | 75.90 | 76.00 | 76.10 | 76.20 | 76.30 | 76.40 | 76.50 | 76.60 | 76.70 | 76.80 | 76.90 |
| 77.00 | 77.10 | 77.20 | 77.30 | 77.40 | 77.50 | 77.60 | 77.70 | 77.80 | 77.90 | 78.00 | 78.10 | 78.20 | 78.30 | 78.40 | 78.50 | 78.60 | 78.70 | 78.80 | 78.90 |
| 79.00 | 79.10 | 79.20 | 79.30 | 79.40 | 79.50 | 79.60 | 79.70 | 79.80 | 79.90 | 80.00 | 80.10 | 80.20 | 80.30 | 80.40 | 80.50 | 80.60 | 80.70 | 80.80 | 80.90 |
| 81.00 | 81.10 | 81.20 | 81.30 | 81.40 | 81.50 | 81.60 | 81.70 | 81.80 | 81.90 | 82.00 | 82.10 | 82.20 | 82.30 | 82.40 | 82.50 | 82.60 | 82.70 | 82.80 | 82.90 |
| 83.00 | 83.10 | 83.20 | 83.30 | 83.40 | 83.50 | 83.60 | 83.70 | 83.80 | 83.90 | 84.00 | 84.10 | 84.20 | 84.30 | 84.40 | 84.50 | 84.60 | 84.70 | 84.80 | 84.90 |
| 85.00 | 85.10 | 85.20 | 85.30 | 85.40 | 85.50 | 85.60 | 85.70 | 85.80 | 85.90 | 86.00 | 86.10 | 86.20 | 86.30 | 86.40 | 86.50 | 86.60 | 86.70 | 86.80 | 86.90 |
| 87.00 | 87.10 | 87.20 | 87.30 | 87.40 | 87.50 | 87.60 | 87.70 | 87.80 | 87.90 | 88.00 | 88.10 | 88.20 | 88.30 | 88.40 | 88.50 | 88.60 | 88.70 | 88.80 | 88.90 |
| 89.00 | 89.10 | 89.20 | 89.30 | 89.40 | 89.50 | 89.60 | 89.70 | 89.80 | 89.90 | 90.00 | 90.10 | 90.20 | 90.30 | 90.40 | 90.50 | 90.60 | 90.70 | 90.80 | 90.90 |
| 91.00 | 91.10 | 91.20 | 91.30 | 91.40 | 91.50 | 91.60 | 91.70 | 91.80 | 91.90 | 92.00 | 92.10 | 92.20 | 92.30 | 92.40 | 92.50 | 92.60 | 92.70 | 92.80 | 92.90 |
| 93.00 | 93.10 | 93.20 | 93.30 | 93.40 | 93.50 | 93.60 | 93.70 | 93.80 | 93.90 | 94.00 | 94.10 | 94.20 | 94.30 | 94.40 | 94.50 | 94.60 | 94.70 | 94.80 | 94.90 |
| 95.00 | 95.10 | 95.20 | 95.30 | 95.40 | 95.50 | 95.60 | 95.70 | 95.80 | 95.90 | 96.00 | 96.10 | 96.20 | 96.30 | 96.40 | 96.50 | 96.60 | 96.70 | 96.80 | 96.90 |
| 97.00 | 97.10 | 97.20 | 97.30 | 97.40 | 97.50 | 97.60 | 97.70 | 97.80 | 97.90 | 98.00 | 98.10 | 98.20 | 98.30 | 98.40 | 98.50 | 98.60 | 98.70 | 98.80 | 98.90 |
| 99.00 | 99.10 | 99.20 | 99.30 | 99.40 | 99.50 | 99.60 | 99.70 | 99.80 | 99.90 | 100.00 | 100.10 | 100.20 | 100.30 | 100.40 | 100.50 | 100.60 | 100.70 | 100.80 | 100.90 |

Additional Tariff for Lengthy Cargo

Additional Rate 30% Over 30 feet
 Over 40 feet (Under 45 feet) 40%

RATE OF FREIGHT

FROM

Tokyo, Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe,
 Moji, Kagoshima

TO

Nase, Naha

RATE OF FREIGHT

FROM

Tokyo, Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe,
Woh, Kagoshima

TO

Nase, Naha

OUT-WARD TARIFF

(per ton of 2,000 lbs. or 40 cft.)

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Nase, Naha | | From Kagoshima To Nase, Naha | |
|---|---------------|--|------------------|---------------------------------------|------------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| A | | | | | |
| Ad Valorem Cargo | — | 2% | | 2% | |
| Aluminium Ware | M | \$9.00 | \$9.80 | \$8.50 | \$9.20 |
| Antimony Ware | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Asbestos Pipe & Sheets | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Asphalt, in drums or casks... .. | W/M | 6.50 | 7.10 | 6.30 | 6.80 |
| Asphalt Roofings & Felts | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Automobile Parts | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| B | | | | | |
| Bamboo | M | 5.00 | 5.40 | 4.80 | 5.20 |
| Bamboo Ware | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Batteries, Dry Cells | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Beverage | | | | | |
| Whisky, Wine, Gin, Champagne, etc.... | W/M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.60 |
| Beer, Sake, etc. | W/M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Cider, Cyrap, etc. | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Bicycle, Rear Car & Parts | W/M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Bottles, Empty | M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Brass Ware... .. | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Brick, Building | W | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| C | | | | | |
| Cameras, Binoculars, Microscopes, etc. | Ad Valorem | 2% | | 2% | |
| Canvas Goods | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Cargo, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Celluloid Manufactures, N.O.S. | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Cement, in bags or sacks (Net Weight) | W | 5.00 | 5.40 | 4.80 | 5.20 |
| Cement Products | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Chemicals, N.O.S. (Non-Dangerous, Non-Inflammable, Non-Corrosive)... | W/M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Chest Woods | M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Cigarettes | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Clocks & Watches | Ad Valorem | 2% | | 2% | |

A
B
C
D
E
F
G
H
I
L
M
N
O
P
R
S
T
U
V
W

DEFGHIJMNOPQRSTUVWXYZ

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Naha, Naha | | From Kagoshima To Naha, Naha | |
|--|------------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| Coal, in bulk (FIO) | W | 4.50 | 4.80 | 4.30 | 4.60 |
| Coal, in Bags | M | 5.50 | 6.00 | 5.30 | 5.80 |
| Coal tar, in drums or casks | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Coke, in bulk | — | Rate on Application | | | |
| Coke, in bags | M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Copper wires, tubes, sheets, etc. | W/M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Cork | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Cotton Manufactures (including Hosiery & Piece Goods) | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Cotton & Rayon Mixed Goods | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Cotton & Staple Fibre Mixed Goods | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Cotton Yarn | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Cylinders, Empty | W | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| D | | | | | |
| Dangerous Cargo (Classification as per attached sheets) | | | | | |
| A class | W/M | 30.00 | 32.50 | 29.50 | 32.00 |
| B class | W/M | 20.00 | 21.50 | 19.50 | 21.00 |
| C class | W/M | 15.00 | 16.00 | 14.50 | 15.50 |
| Drum, Empty (not exceeding 12 cft.) | Each | 1.50 | 1.60 | 1.40 | 1.50 |
| E | | | | | |
| Electric Bulbs | M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Electric Wires & Cords | W/M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Electric Goods, N.O.S. (including Radios & Radio Parts) | W/M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Electrical Supplies (Friction Tapes, Sockets, Push Buttons, Insulators, etc.) | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Enamelled Ware | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Extinguishers | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |

OUTWARD TARIFF (per ton of 500 lbs. or 40 cft.)

ABC

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Naha, Naha | | From Kagoshima To Naha, Naha | |
|---|------------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| A | | | | | |
| Asbestos | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Asphalt Roofing | W/M | 7.00 | 7.70 | 6.50 | 7.20 |
| Asphalt | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Automobile Parts | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Bamboo | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Bamboo Ware | M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Batteries Dry Cells | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Beverage | W/M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.50 |
| Birds | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Books | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Bottles | W/M | 10.00 | 10.70 | 9.50 | 10.20 |
| Bottles Empty | M | 7.00 | 7.70 | 6.50 | 7.20 |
| Breast Ware | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Bull, Building | W | 7.00 | 7.70 | 6.50 | 7.20 |
| B | | | | | |
| Canned | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Canned Goods | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Cases N.O.S. | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Chemicals | M | 10.00 | 10.70 | 9.50 | 10.20 |
| Chemicals in | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Chemicals N.O.S. (Non-Dangerous) | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Chemicals (Non-Dangerous) | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Chests | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Clock | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Clock & Watches | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |

| COMMODITY | Rate | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji | | From Kagoshima | |
|-----------|------|--|------------------|---------------------|------------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |

| COMMODITY | Rate | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji | | From Kagoshima | |
|---|------|--|------------------|---------------------|------------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| F | | | | | |
| Feed (including Soya Bean Cakes, Brans, etc.) | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Fertilizer, Artificial... | M | 5.00 | 5.40 | 4.80 | 5.20 |
| Furniture | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| G | | | | | |
| Galvanized Iron Sheets, Wires, Pipe, Joints, etc. | W/M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| Glass Manufactures, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Glass, Plate & Window | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| H | | | | | |
| Hard Ware (Screws, Padlocks, Bolts, Nuts, Window Fittings and Hinges of Iron, Steel or Brass) | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Household Goods | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| I | | | | | |
| Iron & Steel Sheets, Bars, Wires, Angles, Channels | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Iron & Steel Pipe | W/M | 6.50 | 7.10 | 6.30 | 6.80 |
| Iron & Steel Wire Nettings, Nails | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Iron & Steel Sash, Shutter, Storm Screen, Skelton | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| L | | | | | |
| Lacquer Ware | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Leather Articles, Genuine | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Leather Articles, Artificial or Imitation | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |

F
G
H
I
L
M
N
O
P
Q
R
S
T
U
V
W

FOOT

| COMMODITY | Unit | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Naha, Naha | | Rate | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Naha, Naha |
|------------------------------------|------|--|--------------------|------|--|
| | | Contract Rate (US \$) | Basic Rate (US \$) | | |
| F | | | | | |
| Food (including beer, wine, etc.) | Head | 8.00 | 8.00 | M | 8.00 |
| Poultry in cages | M | 1.80 | 1.80 | M | 1.80 |
| | | 2.30 | 2.30 | M | 2.30 |
| | | 2.80 | 2.80 | M | 2.80 |
| G | | | | | |
| Galvanized iron sheets, wire, etc. | W/M | 1.00 | 1.00 | W/M | 1.00 |
| Glass thermometers, etc. | W/M | 0.80 | 0.80 | W/M | 0.80 |
| Clear plate & window | W/M | 0.70 | 0.70 | W/M | 0.70 |
| H | | | | | |
| Metal wire, ropes, cables, etc. | W/M | 0.80 | 0.80 | W/M | 0.80 |
| Miscellaneous goods | W/M | 0.60 | 0.60 | W/M | 0.60 |
| I | | | | | |
| Iron & steel sheets, pipes, etc. | W/M | 0.80 | 0.80 | W/M | 0.80 |
| Iron & steel wire, nails, etc. | W/M | 0.70 | 0.70 | W/M | 0.70 |
| Iron & steel cast, fittings, etc. | W/M | 0.60 | 0.60 | W/M | 0.60 |
| Iron & steel bolts, nuts, etc. | W/M | 0.50 | 0.50 | W/M | 0.50 |
| J | | | | | |
| Leather, etc. | M | 0.80 | 0.80 | M | 0.80 |
| Leather articles, etc. | M | 1.20 | 1.20 | M | 1.20 |
| Leather articles, etc. | M | 1.50 | 1.50 | M | 1.50 |

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Naha, Naha | | From Kagoshima To Naha, Naha | |
|--|------------|--|---------------|------------------------------|------------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Contract (US \$) |
| Live Stocks | | | | | |
| Cow | Head | 20.00 | 21.50 | Rate on Application | |
| Horse | Head | 30.00 | 32.50 | | |
| Pig | Head | 8.00 | 8.70 | | |
| Sheep | Head | 8.00 | 8.70 | | |
| Goat | Head | 8.00 | 8.70 | | |
| Poultry in cages | M | 18.00 | 19.50 | | |
| M | | | | | |
| Machinery & Parts | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Machine, Sewing (including parts) | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Magazine & Books | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Matches, safety | M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Medical Instruments | W/M | 11.00 | 12.00 | 10.50 | 11.50 |
| Medicines | W/M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Medicines, valuable (Penicillin, Streptomycin, etc.) | Ad Valorem | 2% | | 2% | |
| Metal Ware | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Mirror | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Minimum Charge for one B/Lading | B/L | 5.00 | 5.50 | 5.00 | 5.50 |
| Motor Car, Bus, Truck, Auto-cycle, Auto-tricycle, etc. (Not apply extra tariff for heavy, bulky & lengthy cargo) | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Musical Instruments | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| N | | | | | |
| Newspaper | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Newspaper, minimum charge | W/M | 2.00 | 2.20 | 2.00 | 2.20 |
| Newspaper, old in bags or bales | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| O | | | | | |
| Oil, fish & Vegetable | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Oil, Lubricating | W/M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Ore, Ballast, Sand in bags | W | 5.00 | 5.40 | 4.80 | 5.20 |

MNO
P
R
S
T
U
V
W

M
N
O

| COMMODITY | Rate | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Nase, Naha | | From Kagoshima To Nase, Naha | |
|---|------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| Paint | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Panels, Wood | M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| Paper in roll | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Paper (Art, Bond, Board, Cellophane, Typewriter, Wrapping, Printed, etc.) | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Paper Manufactures, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Paper Roofing | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Parcels, under 4 cft, or 50 lbs per p'kg | W/M | 2.00 | 2.20 | 2.00 | 2.20 |
| Patty for glass | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Personal Effects | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Pitch in drums | W | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Plywood | M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Porcelain & Earthen Ware | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Precut Building | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Provision | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Ajinomoto | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Canned Foodstuff | W/M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Condiments (Soy, Sauce, Catsup, etc) | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Confectionaries | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Dried Fishes | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Flour | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Fruits | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Grains | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Provision, N.O.S. | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Vegetable, dried & pickled | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Vegetable, fresh | W/M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |

| COMMODITY | Rate | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Nase, Naha | | From Kagoshima To Nase, Naha | |
|---|------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| P | | | | | |
| Paint | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Panels, Wood | M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| Paper in roll | W/M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Paper (Art, Bond, Board, Cellophane, Typewriter, Wrapping, Printed, etc.) | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Paper Manufactures, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Paper Roofing | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Parcels, under 4 cft, or 50 lbs per p'kg | W/M | 2.00 | 2.20 | 2.00 | 2.20 |
| Patty for glass | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Personal Effects | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Pitch in drums | W | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Plywood | M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Porcelain & Earthen Ware | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Precut Building | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Provision | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Ajinomoto | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Canned Foodstuff | W/M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Condiments (Soy, Sauce, Catsup, etc) | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Confectionaries | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Dried Fishes | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Flour | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Fruits | W/M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Grains | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Provision, N.O.S. | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Vegetable, dried & pickled | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Vegetable, fresh | W/M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| R | | | | | |
| Rayon Manufactures (including piece goods) | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Rayon & Silk Mixed Goods | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| Rayon Yarn | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Rope | W/M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Rubber Goods | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |

P
R
S
T
U
V
W

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Nase, Naha | | From Kagoshima To Nase, Naha | |
|---|------------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| P | | | | | |
| Salt in bags | M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Sanitary Ware | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Seeds, Bulbs, Grass... | W/M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| Shoes | | | | | |
| Leather | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Canvas | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Rubber | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Silk Manufactures | M | 15.00 | 16.00 | 14.50 | 15.50 |
| Staple Fibre Manufactures (including piece goods) | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Stationeries | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Straw, Matting & Rope | M | 5.00 | 5.45 | 4.80 | 5.20 |
| T | | | | | |
| Tatami | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Tea, Coffee, Cocoa, etc. | M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Tex | M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Tiles | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Timber & Lumber | | | | | |
| Square & Sawn Lumber | Koku | 1.40 | 1.50 | 1.30 | 1.40 |
| Log | Koku | 1.85 | 1.95 | 1.75 | 1.85 |
| Tires & Tire Tubes | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Toilet Goods | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Tools, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| U | | | | | |
| Umbrellas, oil-paper | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Umbrellas & Parasols | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| V | | | | | |
| Vinylon & Nylon Manufactures | M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.60 |
| W | | | | | |
| Woolen Manufactures (including piece goods) | M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.60 |
| Woolen & Rayon Mixed Goods | M | 11.50 | 12.50 | 11.00 | 12.00 |
| Woolen & Staple Fibre Mixed Goods | M | 11.50 | 12.50 | 11.00 | 12.00 |
| Woolen Yarn | M | 11.00 | 12.00 | 10.50 | 11.50 |

| COMMODITY | Rate Basic | From Keihin, Nagoya, Hanshin, Moji To Nase, Naha | | From Kagoshima To Nase, Naha | |
|---|------------|--|---------------|------------------------------|---------------|
| | | Contract (US \$) | Basic (US \$) | Contract (US \$) | Basic (US \$) |
| P | | | | | |
| Salt in bags | M | 6.00 | 6.50 | 5.80 | 6.30 |
| Sanitary Ware | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Seeds, Bulbs, Grass... | W/M | 7.00 | 7.60 | 6.50 | 7.10 |
| Shoes | | | | | |
| Leather | M | 9.50 | 10.30 | 9.00 | 9.80 |
| Canvas | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Rubber | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Silk Manufactures | M | 15.00 | 16.00 | 14.50 | 15.50 |
| Staple Fibre Manufactures (including piece goods) | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Stationeries | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Straw, Matting & Rope | M | 5.00 | 5.45 | 4.80 | 5.20 |
| T | | | | | |
| Tatami | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Tea, Coffee, Cocoa, etc. | M | 8.50 | 9.30 | 8.00 | 8.60 |
| Tex | M | 7.50 | 8.20 | 7.00 | 7.60 |
| Tiles | W/M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Timber & Lumber | | | | | |
| Square & Sawn Lumber | Koku | 1.40 | 1.50 | 1.30 | 1.40 |
| Log | Koku | 1.85 | 1.95 | 1.75 | 1.85 |
| Tires & Tire Tubes | M | 8.00 | 8.70 | 7.50 | 8.20 |
| Toilet Goods | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Tools, N.O.S. | W/M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| U | | | | | |
| Umbrellas, oil-paper | M | 9.00 | 9.80 | 8.50 | 9.20 |
| Umbrellas & Parasols | M | 10.00 | 10.90 | 9.50 | 10.40 |
| V | | | | | |
| Vinylon & Nylon Manufactures | M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.60 |
| W | | | | | |
| Woolen Manufactures (including piece goods) | M | 12.00 | 13.00 | 11.50 | 12.60 |
| Woolen & Rayon Mixed Goods | M | 11.50 | 12.50 | 11.00 | 12.00 |
| Woolen & Staple Fibre Mixed Goods | M | 11.50 | 12.50 | 11.00 | 12.00 |
| Woolen Yarn | M | 11.00 | 12.00 | 10.50 | 11.50 |

S
T
U
V
W

STUVW

| From Nase, Naha | Country Code (US\$) | From Nase, Naha (US\$) | Country Code (US\$) | Rate | COMMODITY |
|--------------------|------------------------|------------------------------|------------------------|------|-----------|
| | | | | | |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | W/M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | W/M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |
| 0.30 | 0.30 | 0.30 | 0.30 | M | ... |

RATE OF FREIGHT

 FROM

Nase, Naha

 TO

**Tokyo, Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe,
Moji, Kagoshima**

RATE OF FREIGHT
FROM
Kobe, Japan
TO
Tokyo, Yokohama, Nagoya, Osaka, Kobe
Wakkanai, Kagoshima

HOME-WARD TARIFF

(per ton of 2,000 lbs. or 40 cft.)

| Commodity | Rate Basic | Rate (U.S.\$) |
|-----------------------------|------------|---------------------|
| “Awamori” Sake | W/M | 6.00 |
| Black Sugar | " | 6.00 |
| Bone | " | 6.00 |
| Bottle, Empty (Second-hand) | M | 4.50 |
| Button Shell | " | 4.50 |
| Carrot, Cabbage & Celery | — | Rate on Application |
| Cocoon & Silk worm egg card | M | 9.00 |
| Cement Bag, Empty | W/M | 4.50 |
| Coral | M | 10.00 |
| Cow (Ryukyu) | Head | 15.00 |
| Cycas | M | 4.00 |
| Hides Cow | W/M | 6.00 |
| Kajinso | M | 7.00 |
| Lily Bulbs | " | 6.00 |
| Murasaki Omoto | " | 6.00 |
| Plant Fibre | " | 6.00 |
| Rag | W/M | 4.50 |
| Rubber (old & scrap) | — | Rate on Application |
| Sleeper | — | Rate on Application |
| Steel Scrap | — | Rate on Application |
| Tin Cans, Empty | W/M | 4.50 |
| Tsumugi Oshima | M | 15.00 |

NOTE:

1. Rates of special products from Ryukyus not mentioned the above shall be determined in accordance with an application of shipper's side.
2. Rates on cargo not specified in this Tariff to be applied the contract rate of Japan/Ryukyus Outward Tariff.

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Deputy Governor
APO 719

CA ORDINANCE
NUMBER

11 March 1954

CONTROL OF ENTRY AND EXIT OF MERCHANT
SURFACE VESSELS INTO AND FROM THE RYUKYU ISLANDS

1. Merchant vessels, other than United States Forces vessels, will not be permitted entry into the Ryukyu Islands unless authorized by the Civil Administrator or his duly appointed representative. Entry authorizations for merchant vessels carrying cargo of interest to the United States Military Forces will be coordinated with the United States Military agency of primary concern. "United States Forces vessels" means vessels under the operational control of the United States Forces (other than the USCAR), and includes:

a. United States Forces operated vessels (commissioned Navy, Army, and Coast Guard ships; and Civil Service manned Military Sea Transportation Service ships; United States Naval Service LST's contract operated by Military Sea Transportation Service). These vessels will normally carry only United States Forces cargo, passengers, and crewmen, except for a limited number of non-United States nationality Civil Service crewmen and foreign Naval personnel. In addition, certain United States Naval Service contract operated LST's are manned by Japanese nationals.

b. United States Forces controlled vessels (contract operated, time chartered, General Agency Agreement ships, and ships assigned to the United States Forces by a foreign country, but excluding all voyage or space charter except Military Sea Transportation Service controlled voyage chartered vessels). These vessels will normally carry only United States Forces cargo, but crewmen, except for a limited number of United States Naval or Air Force crewmen, will be non-United States Forces personnel.

2. Authorized ports of entry and exit are: Naha Commercial Port, Okinawa; Hirara, Miyako; Ishigaki, Yacyama. The ports of Hirara and Ishigaki are authorized only for cargo movements; exit and entry of personnel from and into the Ryukyu Islands through these ports is not authorized.

3. Applications

a. Applications for entry of merchant vessels into Ryukyuan ports other than those specified as United States Forces vessels, reference paragraph 1 above, will be submitted direct to the Civil Administrator, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, by the vessels' agents in the Ryukyus, in triplicate, in the form attached hereto as Inclosure 1. In instances when a vessel requiring permission to enter the Ryukyus does not

CA ORDINANCE NUMBER 131

11 March 1954

have agency representation in the Ryukyus at the time the application is required, application for entry may be submitted by the vessel owner through diplomatic channels to the Civil Administrator, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, for consideration. Each application for entry will be submitted in sufficient time to reach the Civil Administrator at least fifteen (15) days prior to date on which the vessel is expected to arrive in the Ryukyus.

b. Applicants will be informed of action taken on all requests.

(1) One (1) copy of each approved application for entry will be returned to the applicant with notation indicating approval.

(2) Applicants will be responsible for notifying owners or operators of vessels under their respective agency agreements concerning action taken on their entry requests by commercial telegram, letter or other means of communication at their disposal.

c. The Government of the Ryukyu Islands will be informed of approved applications.

d. Approved applications for entry will be valid for one (1) month from the date for which entry is authorized. Within this limitation, however, any change in vessel's time of arrival from those dates shown in applications for entry should be given informally, if possible, to the Civil Administrator, United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, or his duly appointed representative.

4. Communications

a. Each vessel authorized to enter a Ryukyuan port will establish radio contact with the Government of Ryukyu Islands Maritime Coastal Station at Naha (call sign: KUP 32) twenty-four (24) hours prior to its estimated time of arrival at a Ryukyuan Port. The message will be addressed to the vessel's agent or authorized representative, indicating the port in the Ryukyus to which the vessel is proceeding. Any other pertinent information may be included in these messages. Failure of the master to comply with the provisions of the above paragraph will result in the entry of the vessel being delayed.

b. The Naha Maritime Coastal Station is operated by the Department of Public Services, Government of the Ryukyu Islands and handles commercial traffic pertaining to shipping on frequencies of 444, 2165, 2132, 2585. The frequency of 500 kilocycles is guarded continuously, but is limited to initial contact and distress messages. Vessels may use the frequency of 500 kilocycles as a calling frequency to use for traffic.

CA ORDINANCE NUMBER

11 March 1954

5. Entry

a. Merchant vessels will fly the International Code "Q" flag from the time they enter a Ryukyuan Port anchorage until released from quarantine.

b. Upon arrival of any merchant vessel at a Ryukyuan port for which entry authorization from the Civil Administrator is required under the provisions of this Ordinance, the master will deposit with the Superintendent of Customs, the vessel's certificate of registry (for which the Superintendent of Customs will issue a receipt and same will be returned prior to vessel's departure) and will provide the local port authorities with necessary copies of the following documents:

(1) Inward cargo manifest showing all cargo to be discharged from the vessel at the port.

(2) Crew list.

(3) Passenger list.

c. Local port authorities will provide the master of each entering vessel with a copy of the port regulations.

d. Any vessel granted clearance into a Ryukyuan port will be permitted to remain in the port a reasonable length of time. However, any vessel which prolongs its stay in port without bona fide reason may be required to depart. Local port authorities will inform the Civil Administrator of the circumstances of such cases.

e. Crew members and passengers of any such vessel will remain aboard until such vessel departs, unless they are issued shore passes or are authorized to enter under the general provisions for entry of individuals set forth in CA Ordinances, particularly CA Ordinance Number 125.

6. Exit

Prior to the departure of any merchant vessel from a Ryukyuan port for which entry authorization from the Civil Administrator is required under the provisions of this Ordinance, the master of the vessel will accomplish the following:

a. Deposit with the local port authorities, or insure that the vessel's agent so deposits, two (2) copies each of:

(1) Vessel's outward cargo manifest showing all cargo loaded into the vessel at the port.

(2) Crew list.

CA ORDINANCE NUMBER 131

11 March 1954

(3) Passenger list.

b. Obtain from the local port authorities an outward clearance indicating the vessel's next port of call and the route to be followed.

7. Penal Provisions

a. Paragraph 5b. For failure of the master to comply with the provisions of paragraph 5b of this Ordinance, the Penal Provisions of Article 71 of CA Ordinance 77, subject: "Custom Regulations", dated 12 April 1952, or subsequent revision, shall apply.

b. Paragraph 5c. For failure of any person to comply with the provisions of paragraph 5c of this Ordinance, the Penal Provisions of Section VII, paragraph 29 of CA Ordinance 125, subject: "Control of Entry and Exit of Individuals Into and From the Ryukyu Islands", dated 11 February 1954, or subsequent revision, shall apply.

8. The effective date of this CA Ordinance shall be 1 April 1954.

BY DIRECTION OF THE DEPUTY GOVERNOR:

CHARLES V. BROMLEY
Brigadier General, U. S. Army
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
A B & C

SUBJECT: Application for Entry of Merchant Vessel

TO : Civil Administrator
United States Civil Administration of the
Ryukyu Islands
APO 719

1. In accordance with CA Ordinance Number _____, dated _____, application is hereby made for entry of _____ (Name of Vessel) into the following ports of the Ryukyus on the approximate dates and for the purposes shown below:

a. Port: _____
Entry date: _____
Unload: _____ Tons of _____
from _____
Load: _____ Tons of _____
for _____

b. Port: _____
Entry date: _____
Unload: _____ Tons of _____
from _____
Load: _____ Tons of _____
for _____

c. Port: _____
Entry date: _____
Unload: _____ Tons of _____
from _____
Load: _____ Tons of _____
for _____

Subject: Application for Entry of Merchant Vessel (cont'd)

2. a. The vessel will proceed to its first port call in the Ryukyus directly from _____. After the vessel departs from the Ryukyus it will next call at _____.

b. _____ is of _____ (Name of Vessel) (Show Nationality) registry, measures _____ gross register tons, _____ net register tons, and is operated by _____ (Name of Operator)

3. The undersigned applicant is _____ (Show whether vessel owner's representative, general agent in the Ryukyus for the vessel operator, loading broker for the vessel, or whatever the applicant's relation to the vessel may be).

4. The above information is true and correct. It is understood that any intentional omission or falsification of said information will be cause for disapproval of the application, and in those instances where the permit has already been issued, will result in the cancellation thereof.

(Signature)

© The general description of cargo to be unloaded, or a clear description of at least one shipment of cargo to be loaded at a port into which entry is requested for the purpose of loading only; additional cargo to be loaded may be described in general terms when particulars are not known at the time application is made (e. g., "General cargo as offered for Formosan ports in accordance with the Government of the Ryukyu Islands' foreign trade program").

第一課長

第五課長

主席事務官

総南連第一七号

昭和二十九年三月三十日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

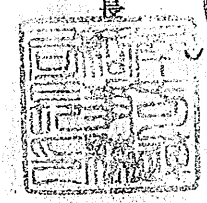
「琉球列島商船出入管理令」送付について
標記の件、別紙のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長より報告
があつたので御参考までに送付する。

添付物

英文布令 一部
公報 一部

総理府

29.4.-1
221 南方



29.4.-5

29.4.2
第一課

別紙

那第一五一号

昭和二十九年三月十八日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長 殿



船舶出入管理について

標記のことにつき三月十一日付をもつて別添の布令第一三一号が公布され四月一日より実施されることとなつた。

本布令は従来の船舶の出入につきその手続を簡素化することが目的であつてその主たる事項は過去に於て南西諸島へ入港する船舶の入港許可申請はすべて米國極東軍を通じなければならなかつたのであるが今後は当該船舶が代理店を有する場合はその代理店が直接民政府に代理店を有しない船舶は当事務所を通じ本官が署名の上民政府に入港十五日前に申請すればよいこととなつた。尚このことにつき第三條中 *Applicable Islands* を民政府は当事務所を指すものと解釈してゐるのであるが、代理店を有しない船舶は上述の如く当事務所へ直接連絡をとり

総 理 府

得るのであるがこの点の取扱ひにつき日本内部における手続は適當に御決定ありたい。

総 理 府

Travel of Japanese Nationals to the Nansei Islands.

It is desired that the procedure for the travel of Japanese nationals to the Nansei Islands be simplified to the extent that those who are to visit the islands on an official mission or whose living in the islands is recognized as assured either by their carrying necessary cash fund or individual guarantee letters duly endorsed by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands will be permitted travel only under the security check of the United States Far East Command in Tokyo, subject to the final entry permission at the port of entry.

DRAFT

It is proposed that the procedure for the travel of domestic Japanese from the mainland to the Nansei Islands be simplified and that the following steps be adopted for this purpose:

1. Application for the permit to enter the Islands be forwarded from the Nanpo Liaison Bureau in Tokyo directly to the Nanpo Liaison Office at Naha, and the latter obtain the permit from USCAR. The Nanpo Liaison Bureau in Tokyo will issue the Identification Certificate to the applicant on the basis of the permit given.
2. Those who fall under the following categories be authorized to travel to the Islands without being required to obtain the entry permit of USCAR in advance, provided that the Liaison Office notifies USCAR of their travel;
 - a. Personnel authorized by the Far East Command to engage in construction and other projects of the United States Military Authorities in the Islands;
 - b. Personnel carrying a duly issued entry permit of USCAR;
 - c. Personnel carrying a guarantee letter duly endorsed by USCAR;
 - d. Officials of the Japanese Government and of local public bodies travelling on an official mission and carrying due certificates issued by the Nanpo Liaison Bureau in Tokyo.

記

一、琉球列島に上陸許可する際は、明らかに琉球に本籍を有する事を確認した場合に、旅券又は渡航証明書、別記一号様式の証印を押捺する。

二、その他の場合には、別記二号様式の証印を押捺する。証印を押捺した後、琉球に本籍を有し、又は、此の取扱要領に準ずるが、但し琉球に本籍を有しないときは、此の取扱要領による取扱いをしない。

三、前項の但し書き以外の場合、上陸後は布令第二五号「琉球列島出入管理令」の適用を受けない。但し第二の記三の場合を除く。

三、出域する場合には、布令二五号、第六章第二十六条に基く出域許可の手續を行う。但し在留許可証明書の有無を問われないが、琉球に本籍を有する事を立証する書類の提出を求める。

上陸の日から十五日以内に出域する場合は、出域許可の手續を必要としない。

二、再入域する場合には、布令二五号、第六章第二十七条に基く再入許可の手續を行う。

| | |
|----------------------|---------|
| Arrived | Ryukyus |
| On | |
| Aboard | |
| Immigration Official | |

別記一号様式

| |
|---|
| 琉球列島の上陸を許可する APPROVED FOR LANDING IN THE RYUKYUS |
| 上陸年月日 |
| Date of Landing |
| 船舶又は航空機名 |
| Name of Carrier |
| Immigration Official |
| 登録と出帆は十五日前に琉球に在りしべし。 |
| Departure or registration required within fifteen (15) days of landing. |

別記二号様式

アジア局長

第五課長

南方班

総南連第三九三号

昭和二十九年四月二十六日

南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿

琉球列島出入国管理令に関する琉球政府の
扱要領について

標記の件に関しては三月十一日付総南連第一三四号拙信をもつて
お知らせしたが、今般那覇日本政府南方連絡事務所長より右取扱が
別添のとおり変更された旨報告があつたので、御参考までにお知らせ
する。

取 29.5.-4
402

事務印

総理府

那第三三七号

昭和二十九年四月二十六日

那西朝日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長 殿

琉球政府の出入管理令の施行状況について

一、出入管理令の施行に当り、琉球政府が同令に所謂不法在留者を如何に取り扱ふかについては、当方と於ては、内心をもち強引送還措置は最も慎重に取扱はれ度いと自機会ある毎に民政府及び琉球政府側より申し入れを承るべく、是と併せて承知のとおりであるが、琉球政府においては今回不法在留者の取り扱いは、別紙新南記事(四二六)沖縄タウリスを巻表一七のを参考と送付する。

總 理 府

二、出入管理令による臨時外人登録期限は四月三十日迄であるが、四月二十日現在奄美出身者登録を完了して、その約一万名ある残余の約五千人は奄美市町村における戸籍事務転換関係の事情等によることと、前記期日までに登録を完了する見込みが行ないのみならず、南地(西大東島)に居住する本土人(約二百人)を見込まれている)も同様事情にあるものと見込まれること、四月二十四日民政府を往訪の上、臨時登録期限延長方を要請し、処係官のウイマス氏は当初の期限たる四月末日は無理であるとする事情は民政府と認められ、これを認めざるの延期方を考慮中であるとの話があった。

別紙

不法在留者の取扱緩和

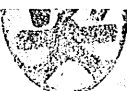
「罪人扱せず」任意で出域

去る二月十一日付で公布された布令百二十五号は出入管理令により不法疏疎在留者は発覚した時に民政官の強制送還命令による本籍地(送還)されていながら二十四日出入管理課では不法在留者の取扱緩和について以下のよう発表し。

- ◆不法在留者の取扱は原則として出入管理令の規定する強制送還の手続によるが、本人が自発的に出域するに十分な認識を認めるときは最大限一ヶ月の期限を定めて出域の勧告をする。但しこの場合確かな保証人を要する。
- ◆出域勧告書に定められた期間中は余罪の発覚した場合を除き刑事手続による取り扱いは動静を監視するだけ。

総 理 府

- ◆勧告に従わない者は直ちに強制送還の手続をとる。
 - ◆警察が不法在留者を検挙したときも、この取扱による。
 - ◆出域勧告書を持てたものは在留登録関係の手続を要しないうちに渡航証明書とともに出域許可手続(一般と同じ)を必要とする。出域の折同勧告書を返納する。
- 兼出入管理課長の話 〓 以上で不法在留者は発覚した時に強制処分手続がとられ否にかかわらず送還されていふ。この罪人扱はビザとカゲロモオクともあり、ハイカーの心配をいふが、これらの後形が一般の誤解もとけるだろう。



アジア局長 第一課長

第五課

総南連第三一八号

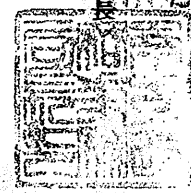
昭和二十九年五月十日

総理府南方連絡事務局 長

外務省アジア局長 殿

琉球政府の出入管理令の施行状況について
標記に関し、別紙のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長上
があつたので、御参考までにお知らせする。

29.5.11
207



29.5.12

29.5.12
第一課

総
理
府



第一課長
第五課長

総南連第四三〇号

昭和二十九年六月二十二日

総理府南方連絡事務局

外務省アジア局長 殿

沖繩に本籍を有し且つ住所を有する者が本土以外の外国へ出
域する場合の手續及び其の根拠法令について
標記の件に關し、那覇日本政府南方連絡事務所長に照会中のとこ
ろ、根拠法令は別に定められていないが、現在別添の臨時身分証明
書事務の取扱要綱に基き処理している旨報告があつたので御参考ま
でにお知らせする。

総理府

局長
事務官

南方班



29.6.25
243
29.6.26

1954. 6. 29



別紙

臨時身分証明書事務の取扱要綱

一（身分証明書の定義）

日本以外の諸外国に渡航する琉球人に対して発給される身分証明書をいう。

二（身分証明書の発給の申請）

イ、身分証明書の発給を受けようとする者（その者が同伴する十才未満の子を含む）は左の各号に掲げる書類及び写真を出入国管理課に出頭の上出入国管理課長を経由して琉球列島米国民政府副長官に提出して身分証明書の発給を申請しなければならない。

ノ、身分証明書発給申請書一通

2、身元申告書一通

3、戸籍謄本又は抄本一通（提出の前六^月以内に作成されたものとする）

総 理 府

4、申請者の写真二葉（提出の前六^月以内に撮影された五センチメートル正方形又は名刺形の無帽、且つ正面上半身のもので裏面に代名を記入したものとする）

5、渡航費用の支払能力を立証する書類 一通

6、渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつてはその書類。

7、前各号に掲げるものを除く外、渡航先及び渡航目的に依つて特に必要とされる書類。

8、その他参考となる書類を有する者にあつてはその書類。

ロ、第三項のイの第三号及び第五号に掲げる書類は出入国管理課長が特に指定する場合に該当する場合に於いて出入国管理課長が第三号に掲げる書類についてはその者の身分上の事実第五号に掲げる書類についてはその者が渡航費用の支払能力を有することとがそれぞれ明らかであると認めるときは提出する事を要し

ない。

三（身分証明書の発行）

身分証明書は第二項の規定による発給の申請又は請求に基づいて琉球列島米国民政府副長官が発行する。

四（身分証明書の交付）

第三項の規定により発行された身分証明書は出入国管理課長が当該身分証明書の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

五（渡航目的又は渡航先の変更）

身分証明書の発行後琉球列島を出域する前に身分証明書の渡航目的又は渡航先の変更を受けようとする者は当該身分証明書を返納の上第二項の規定に従って新たに身分証明書の発給を申請しなければならぬ。

六（書換発給）

総 理 府

身分証明書の発行後当該身分証明書の渡航目的及び渡航先以外の記載事項に変更を生じ当該身分証明書の書換発給を受けようとする者は当該身分証明書を返納の上左の各号に掲げる書類及び写真を出入口管理課に出頭の五出入国管理課長を経由して琉球列島米国民政府副長官に提出して書換発給を申請しなければならぬ。但し新たに身分証明書面に十七才未満の子を併記することを申請する場合には書換発給を申請することができない。

一、身分証明書書換発給申請書一通

二、記載事項の変更の事実を証する書類一通

三、申請者の写真二葉

七（再発給）

イ、身分証明書の交付を受けた後当該身分証明書を紛失し、焼失し若しくは著しくき損し、又は当該身分証明書の査証欄に余白がなくなつたことに因り身分証明書の再発給を受けようとする

者は、身分証明書再発給申請書一通及び申請者の写真二葉を出
入国管理課に出頭の上出入国管理課長を経由して琉球列島米
民政府副長官に再発給を申請しなければならぬ。この場合に
於いて著しく損し、又は査証欄に余白がなくなつたことに因
り再発給を受けようとする者は当該著しく損し、又は査証欄
に余白がなくなつた身分証明書を返納の上申請しなければなら
ない。

ロ、第三項及び第四項の規定は第七項のイの規定に依る身分証明
書の再発給について準用する、この場合に於いて第三項に「第
二項」とあるのは「第七項」と同項及び第四項中「発給」とあ
るのは「再発給」と「発行」とあるのは「再発行」と第四項中
「交付」とあるのは「再交付」と読み替えるものとする。

ハ（数次往復用の旅行証明書）

イ、琉球列島に特定の一又は二以上の外国との間を数次往復する

総 理 府

必要があるものは出入国管理課長が其の必要を認めたる用務に限
り数次往復用の身分証明書の発給を受けることが出来る。

ロ、数次往復用として身分証明書の発給を受けようとするときは
その旨及び理由を身分証明書発給申請書に記載しなければなら
ない。

九（同伴される子の併記）

身分証明書の発給を受けようとする者が十七才未満の子を同伴す
るときは身分証明書発給申請書にその旨を記載して身分証明書に
その子を併記することを申請し又は請求することが出来る。但し
併記される子の数は身分証明書一部について原則として三人迄と
する。

七（身分証明書の発給等の制限）

琉球列島米国民政府副長官は身分証明書の発給を受けようとする
者が左の各号の一に該当する場合には身分証明書の発給をしない
ことができる。

1、死刑無期又は長期十年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者

2、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

3、軍政府布令第一号改正第二十四号の各項の二に該当して刑に処せられた者

4、前各号に掲げる者を除く外琉球列島米国民政府副長官に於いて出域拒否された者

十一（身分証明書の発給等をしない場合の通知）

第十項の規定に基き米国民政府副長官が身分証明書の発給をしない場合出入国管理課長はすみやかに理由を付した書面をもつて身分証明書の発給を申請した者にその旨を通知しなければならない。

十二（署名）

身分証明書の発給、書換発給又は再発給を受けようとする者は、当該身分証明書の交付、書換交付又は再交付を受ける際、身分証

総 理 府

明書面の所定の場所に署名しなければならない。

十三（紛失又は焼失の届出）

身分証明書の発給書換発給又は再発給を受けた者が当該身分証明書を紛失し又は焼失した旨の届出を受けたときは発行年月日、番号、名義人氏名、渡航先及び渡航目的並びに紛失し又は焼失した事実、場所及び年月日を届出年月日とともに出入国管理課長に通知しなければならない。届出の後においてその身分証明書を発見した場合にもまた同様とす。

十四（紛失又は焼失による再発給申請の際の届出証明書）

出入国管理課長は身分証明書の再発給の申請を受ける場合において必要と認めるときは所轄警察署が発給した紛失又は焼失に関する届出証明書の提出を求めることができる。

十五（身分証明書の効力）

身分証明書は左の各号の一に該当する場合にはその効力を失う。1、身分証明書面に琉球列島に帰島したとき効力を失うと明示さ

れた身分証明書はその名義人が琉球列島に帰島したとき。

- 2、身分証明書の発行の日から四ヶ年を経過したとき。
- 3、身分証明書の発給書換発給又は再発給の申請に当つて返納された身分証明書にあつては当該申請に係る身分証明書が発行され、又は再発行されたとき。
- 4、紛失し、又は焼失した身分証明書にあつては当該紛失し又は焼失した身分証明書の再発給の申請に係る身分証明書が再発行されたとき。
- 5、身分証明書の名義人がその発行の日から一ヶ年以内に琉球列島より出域しない場合にはその一年を経過したとき。

十六（返納）

イ、琉球列島米国民政府副長官は左に掲げる場合に於いて身分証明書の名義人が琉球列島にあるとき身分証明書の返納を命ずることができらる。

ノ、身分証明書の名義人が第十項各号の一に該当する者であること

総 理 府

- とが当該身分証明書の交付書換又は再交付の後に判明した場合
- 2、身分証明書の名義人が当該身分証明書の交付書換交付又は再交付の後に第十項各号の一に該当するに至つた場合
 - 3、錯誤に基き、又は過失に因り身分証明書の発給書換発給又は再発給をした場合
 - 4、身分証明書の名義人の生命身体は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合
 - ロ、身分証明書の発給、書換発給又は再発給の申請に当つて返納すべき身分証明書は出入国管理課に返納しなければならぬ。
 - ハ、身分証明書の名義人が現に所持する身分証明書が前項の各号の一に該当して効力を失つた場合には遅滞なくその身分証明書を出入国管理課に返納しなければならない。

十七（査証）

身分証明書の査証を必要とする国へ渡航しようとする者は当該国の官憲から必要な査証を受けなければならぬ。

十八（申請書等の様式等）
身分証明書発給申請書、身元申告書、身分証明書、書換発給申請書、身分証明書、再発給申請書及び身分証明書は別添の通りである。

総
理
府

昭和二十年八月三十一日

渡部係長

起



第 号

JES B1

總理府秘書官

總務係長

第一係長

總務連才五三七号
昭和二十年八月三十一日

總理府南方連絡事務局長

那霸日本政府南方連絡事務局所長宛

那霸日本政府南方連絡事務局所長の署名官印
登録に関する件

務ニオスル号

占にフクノ八月七日付を以て外務省移住局長より

縦

別添寫のとおり連絡があつたので所長及びその氏名
の署名及び官印を適当な厚手の紙に取付の上
に御送付ありたい。

備考。従来日南連所長が認証したものを所長外務省で認証し
今後日南連所長の認証のみで行ふこととする。

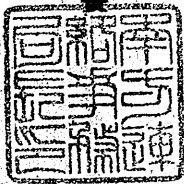
総務課第九二八号

昭和三十年九月五日

總理府南方連絡事務局

外務省アジア局長 殿

琉球諸島係における永住許可に関する民政府指令の改正について
昨年七月十四日付総務課第四七八号をもつてお知らせした標記民政府指令第五号の改正に関し、那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙のとおり報告があつたので御参考までにお知らせする。



總理府

那第五五七号

昭和三十年八月二十五日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

永住えの資格変更について

非琉球人の永住許可「指令第五号」について、民政府は八月二十三日改正第一号をもつて本指令を左の通り改めたので茲に英文写二部を送付する。指令第五号では琉球えの永住許可申請を行なおうとする非琉球人の資格として三年以上引続き合法的に沖繩に居住していることが第一条件であるが、今次の改正により、申請者にして以前沖繩に本籍を有していた者は、三年以上継続居住していなくても永住許可申請ができることになった。

總理府

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The Deputy Governor
APO 33I

CA DIRECTIVE NO. 5 (21 June 1954)
CHANGE NO. 1

23 August 1955

SUBJECT: Change of Status to Permanent Resident

TO : Chief Executive
The Government of the Ryūkyū Islands

Paragraph 3 of CA Directive Number 5, dated 21 June 1954,
is hereby amended by the addition of the following sub-para-
graph:

"3f. The three (3) years continuous residence requirement
of paragraph "a" above may be waived in the case of these ap-
plicants whose family registers were formerly maintained in
what is presently defined as the Ryukyu Islands."

BY DIRECTION OF THE DEPUTY GOVERNOR:

VONNA F. BURGER
Brigadier General, USA
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
A

那第一〇三五号

昭和三十三年十二月十一日

那覇日本政府南方連絡事務所長



南方連絡事務所長 殿

渡航関係情報について

当地出入管理部より入手した情報によれば、同部においては最近在本邦米国軍隊の当地移駐並びに特飲街の閉鎖に伴い、本邦の特殊婦人、ハウスメイドの合法的渡航または密航が漸増しつつある状態であり、目下これが対策を検討中とのことである。

例えば、貴局発行の本年九月二十五日付の身分証明書を携行せる某女は一時訪問で来島し、二ヶ月間の滞在期間を経過せるため、米軍人と結婚するとの理由で在留延期の申請をなしたところ、調査の結果その事実

はなく、また当地の身許保証人も本人について何等関知せず目下取調べ中であるが、本人の自供によると交付された県庁の係官が渡航すれば、在留延期等は何とかなるからとの指示があつたとのことである。

また、他に米軍人が在日中雇傭していた本邦婦人のハウスメイドを呼び寄せ、酷な条件の下に労働を強制し、彼女等は引揚げる旅費のないため、ついには転落する者も現われているとの情報もあるので貴局より各都道府県に対し、一時訪問者の在留期間は延長出来ない旨御連絡ありた

す。

渡航事務参考資料 二

南方連絡事務局
昭和三十三年三月

了
207

目次

- 一 身分証明書発給申請書受理に際して同申請書の写一通を添付せしめられる
よう申請者に指導頂いた案件（総南連第 四八五号 昭和三一、六、六付）…………… 4 頁
- 二 航空機により南西諸島を經由して海外に渡航する者に対する米側の通過許可について（総南連第 一一〇号 昭和三二、二、一三付）…………… 5
- 三 米国軍人軍医の移動に伴い同伴するこれらの家族である日本人の琉球列島
入域について（総南連第 五〇九号 昭和三三、六、二五付）…………… 7
- 四 商用の目的をもって南西諸島に入域した者の在留期間の更新について（総
南連第 三三六号 昭和三二、四、二二付）…………… 8
- 五 「南方地域に渡航する者」に対して発給する一般身分証明書に関する都道府
県知事が行う取扱手続（案二項一の別添様式）（一般身分証明書の必
な形）の改正について（総南連第 三九八号 昭和三三、五、一六付）…………… 14
- 六 北緯二十七度以南の南西諸島への入域許可申請書の取扱いについて（総南
連第 五三〇号 昭和三二、七、四付）…………… 15

七 保証状(保証証明書を含む。)により一時訪問の目的で南西諸島に渡航する者の取扱について(総南連発九六号、昭和三三、二、五付).....16

参 考

一 沖縄を訪問される海外在留邦人の方々への御注意(総南連発六一四号、昭和三一、七、三〇付).....20

二 永住許可取扱いについて(出番第七三七号、一九五七、三、九付、琉球政府警察局出入管理部長).....23

三 一時訪問の目的を入境した者の在留期間の更新について(出番九三九号、一九五七、三、二八付、琉球政府警察局出入管理部長).....25

四 永住許可について(琉球列島米国民政府指令才五号、一九五四、六、二付).....27

五 琉球列島への転籍(琉球列島米国民政府指令才六号、一九五四、七、二三付).....31

六 琉球列島出入管理令(琉球列島米国民政府指令才一二五号改正才二号、一九五六、三、二八).....35

七 琉球列島出入管理令(琉球列島米国民政府指令才一二五号改正才三号、一九五六、一、二、二六).....36

八 琉球列島出入管理令(琉球列島米国民政府指令才一二五号改正才四号、一九五八、二、一七).....39

総南運係四八五号

昭和三十一年六月六日

各都道府県知事殿

南方連絡事務局長

身分証明書添付申請書受理に際しては、同申請書の写一通を添付せしめらるるよう
申請者に指導願いたす件

南西諸島への渡航者のうち通商貿易等商用の目的をもつて渡航する者については、当該渡航者の申請書写を郵務連絡事務局長に転送し、現地において当該渡航者の要請に応じ、できるだけ便宜と保護を図りたいので、昭和三十一年七月一日申請受理の各々申請書類に身分証明書添付申請書写一通を添付のうえ、申請せしめられるよう申請者に対し御指導を煩わしくお願いいたします。

なお、身分証明書添付申請書写の提出を求めるに当つては、右の趣旨を御説明願うことにもあられの身分証明書添付申請書の右肩に㊦の印を押捺したものを準備のうえ使用せしめられたい。また、申請書写の送付に当つては、申請関係書類の最終頁にクリップをもって綴じまされたく御願いたします。

総南運係一〇号

昭和三十三年二月十三日

各都道府県知事殿

南方連絡事務局長

航空機により南西諸島を經由して海外に渡航する者に対する米側の通過
許可について

標記の件に関し過般米、米極東軍司令部と打合中のところ、この程左記のとおり了解が成る。去
る昭和三十三年二月八日より実施いたしましたのをお知らせする。

おつて、この取扱は渡航の簡易化を図るため、当局並びに都道府県を經由することとを要せず、また、
南西諸島に対する渡航文書として特に身分証明書の取付けを要しないので、念のため申し添える。

記

本邦から航空機による海外旅行の途次、南西諸島に於て短時間の用務を弁ずるため、同地域に上陸を
希望する者の取扱は次の通りである。

一、渡航者は、座席を予約した航空会社を通じ、本邦出発一日前に左に掲げる書類を米極東軍司令部
に提出すること。

(イ) 沖縄通過旅行許可申請書 (Application for admission to travel to Okinawa)

(ロ) 別紙第一) 三通

(ハ) 航空会社の発行による「海外旅行のための航空機座席予約券であること」及び「南西諸島以外の

行先國の査証取付書があること」又は「その査証が本輸出港前に取得可能であること」の証明書

(別紙第三)

一通

- 二、本極東軍總司令部はこの申請を受理すると、同司令部限りで処理し手続完了次第「沖繩通過旅行許可申請書」に許可印を押捺のうえ、航空会社を經由して申請者に返戻すること。
- 三、通過旅行許可の滞在期間は南西諸島に於ける航空機の予定接続時間で、最長七十二時間を超えないものとする。
- 四、南西諸島を接続予定の航空機が機械故障又は天候不良のための出発遅延を生じた場合は、同一目的地向けの次便航空機出発迄琉球列島出入港の出入管理官により滞在期間の延長を許可されること。
- 五、沖繩通過旅行許可証は常時旅券又は他の旅航文書と共に所持すること。

六

総南連発五〇九号

昭和三十三年六月二十五日

各都道府県 知事 殿

南方連絡事務局長

米國軍人軍服の転勤に伴い同伴するこれらの家族である日本人の琉球列島入域について、従来すべて米極東軍總司令部の入域許可の取付けを要していたが、六月十四日付をもつて同司令部國際旅行部より当署に対し、「米國軍人軍服等の転勤に伴い、これらの家族たる日本人が琉球列島に渡航する場合、公式のPCS (Permanent Change of Station) 命令書を所持している時は、軍の入域許可を必要としない旨通知があったので、右に該当する者については、今後入域許可申請書(英文)の提出を要せず、一般身分証明書発給申請書及び、身元申告書(和文)のみを提出させるよう御指導願いたい。

(注) PCS命令とは部隊の移動に伴う旅行命令及び個人の転勤命令をいう。

七

昭和三十三年四月二十二日

各都道府県 知事 殿

南支連署 事務局長

商用の目的をもって南西諸島に入域した者の在留期間の更新について
 南西諸島に入域した者、在留許可期間満了後引続き同諸島に在留を希望する渡航者は「琉球列島出入管理令」(琉球列島米国民政府布令オ一ニ五号、一九五四年二月十一日)オ二十三条オ三号の規定にもとづき有効期間満了前に在留許可証明書を更新しなければならぬこととなつてゐるが、従来その細則が公表されていなかったため、指導に多大の困難を齎感していたところであるが、今般琉球政府警察出入管理都では特に懸念の件に關し別紙写のとおり取扱要領を定め一九五七年(昭和三十三年)三月三十日より実施いたしてゐるので、御知らせするにつき商用旅行者に対し宜敷く御指導を願つたい。

参考

○琉球列島出入管理令オ(琉球列島米国民政府布令オ百二十五号)

一九五四年二月十一日

オ十八条 十五日を超えて滞在する者は、琉球列島に上陸の日から十五日以内又は米軍要員をなくしたときから若しくは十四日になつたときから十五日以内に琉球政府出入管理課から在留許可証明書の交付を受けなければならぬ。

オ二十二条 在留許可証明書の取扱いについては、左の規定を適用するものとする。

一省 略

二省 略

三 在留許可証明書は、有効期間満了の日又はそれ以前に更新をしなければならぬ。
 以下略

「例規」

出審第九六二号

一九五七年三月三十日

琉球政府警察局出入管理部長

課長
支所長
出張所員
殿

商用の目的で入域した者の在留期間の更新について

商用の目的で入域した者の在留期間の更新については左記要領によりこれを取扱つて貰い度い。

記

- 一、市場視察、取引先との商談、販路拡張等の目的で入域した者の在留期間の更新はできない。但し不可抗力の理由により在留期間満了の日迄出域できない者についてはこの限りでない。
- 二、前項の場合に於ける在留目的は一時訪問者(商)である。
- 三、一時訪問者(商)の資格を有する者は在留目的の変更はできない。

在留期間更新申請書を提出しようとするときは、その受理を拒否することなく一応当該申請書と受理するものとする。

二、琉球における貿易のための駐在その他若しくは長期にわたる営業上の用務の目的で入域した者の在留期間の更新は外人が次の各号に適合し且つ、その者の在留が琉球経済の利益に合すると認めるとき

- イ、商行為に該当しないとき。
- ロ、取引先と輸出入の実績があるとき。

(船舶会社関係の駐在員を除く)

ハ、琉球列島滞在中の生活費、事務所の運営費、その他諸経費に要する外貨の送金(合法的)があるとき。

2. 在留期間及び在留目的

イ、在留期間は次により定めるものとする。

一月の所要経費一八〇円の割合を過去一年間における送金実績又は所要経費として送金された金額から算出するものとする。但し如何なる場合に於ても一年を超えない期間とする。

ロ、在留目的は商用入域者とする。

3. 必要書類

イ、旅券又はこれに代る渡航証明書

ロ、在留期間更新申請書一通

(日本に国籍を有する者以外の外人は二通とする)

ハ、申告書(別記様式)二通

(申告書二通のうち一通は経済局商務課へ送付するものとする)

申告書

本所
住所
氏名

年 月 日生

在留許可証明書番号
有効期限

発行年月日
左頁目的

私儀在留許可証明書更新申請に關し左記の通り申告します。

- (一) 本社の商号及所在地
- (二) 業務の内容
- (三) 資本額
- (四) 琉球内に於ける駐在所の名称及び設置場所
- (五) 駐在員の本社より委任されたる業務の内容(具体的に記載すること)
- (六) 出張所又は連絡所等の構成(責任者、従業員の名取等)
- (七) 駐在員又は出張所等の所要経費(月額)
 - 1. 住居費
 - 2. 食糧費
 - 3. 被服費
 - 4. 光熱費
 - 5. 通信費
 - 6. 人件費
 - 7. 公課
 - 8. 其他雜費(保健衛生、娛樂、交際費等)

(ハ) 毎月の本社よりの送金額(一定しなければ月平均額)

(ニ) (送金証明書と添付すること)

(イ) 必要度に応じ増額送金するかどうか。

(ロ) 琉球内における主な取引先並びに各店との毎月の取引額
右の通り相違ありません。

一九五七年 月 日

申告者氏名

琉球政府警察局出入管理部長殿

總南運字三九八号

昭和三十三年五月十六日

總理府南方連絡事務局長

各都道府県知事殿

「南方地域に渡航する者に対して発給する一般身分証明書に関する都道府県知事が行う取扱手続」第二項一の別添第一号様式(一般身分証明書のひな形)の改正について

標記の件に関し、別添一(教次往復用)及び二(普通)のとおり改正され、本身分証明書の発給を昭和三十三年五月十五日から実施することとなつたので、通知します。

なお、この改正の主なるものは、従来日付をもつて明記していた有効期限を、教次往復用身分証明書については「式年間」、普通身分証明書については「本邦に帰国するまでの間」有効であるとした点にあるのよ念のため申し添えます。

四ノ内

總南運字五三〇号

昭和三十三年七月四日

總理府南方連絡事務局長

各都道府県知事殿

北緯二十七度以南の南西諸島への入域許可申請書の取扱いについて

北緯二十七度以南の南西諸島への入域許可申請については、従来より米極東軍總司令官に対し入域許可申請書を送付し、許可を取付けて来たが、この程七月一日付をもつて琉球列島米国民政府高等弁務官あて入域許可申請書を提出することとなり、そのあて名が左記のとおり変更された旨琉球列島米国民政府琉球旅行班(仮称)(Ryukyus Travel Unit, Japan, United States Civil Administration of the Ryukyus Islands, A.P.O. 500)より連絡があり、併せてこの変更に伴う入域許可取付手続に關しては、従来と同様で何等変更がない旨申添えがめつたのをお知らせする。
なお、現在使用中の入域許可申請書のあて名は、左記のとおり便宜訂正のうえ使用されるよう御指導方をお願ひする。

To: High Commissioner, United States Civil Administration of the Ryukyus Islands

Attention: Ryukyus Travel Unit, Japan A.P.O. 500

(假)在日米軍水五〇〇軍事務便所琉球旅行班宛付

琉球列島米国民政府高等弁務官殿

各都道府県知事殿

保証状（保証証明書を含む）により一時訪問の目的で

南西諸島に渡航する者の取扱について

標記の件に関し、邦露日米政府南方連絡事務局長よりの連絡（別添写参照）等によれば、在本邦米國軍部隊の移駐、本邦における特設街肉鎮等により特設従業婦、ハウスメイド等が合法、非合法の手段を講じて南西諸島に渡航し、風紀上好ましくない影響を醸成するとともに、生活苦等による犯罪が顕著に増加し、現地官憲の退却命令を受けるものが生ずるに至り琉球政府はこれが対策を検討中である由であるが、さらに在京米國琉球民政府琉球旅行班よりも当局に対して本件に関する積極的配慮方を要請して来た。米側の参調する旨は、

(一) このままの事態が推移する場合は、在京前記米機関限りで従来処理して来た保証証明書添付による申請も一般のものと同様南西諸島の米國琉球民政府において処理されることとなる懸念のあること及び

(二) 南西諸島における在留登録申請、在留期間延長申請に対する琉球政府側の審査が更に厳重となることとの二点で、劣い善良なる入域許可申請者に対してまでも影響を及ぼすに至るものと見られる。当局においては、従来より随時渡航手続簡素化に関し米側と協議致している次第であるが本件に対する適切な防止措置を講じその効果が挙げられない場合には、入域許可取付に長期間を要するに至る虞もあるため、当局においても渡航申請の内容審査に慎重を期する所存であるが、各都道府県におかれても特に左の諸点につき、入域許可申請者に対し充分なる指導を行い、その措置の適正を期するよう配慮煩わしなく依頼します。

一 入域許可申請書並びに履歴書に記載した事項は、すべて真正であること。若し、故意に事項を省略又は虚偽の記載をしたことが米側により発見された場合は、不許可となること。また、既に許可済のものに対しては直ちにその許可が取消されること。

二 南西諸島に渡航後、渡航目的以外の行爲その他南西諸島における諸法令に抵触する行爲のあつたときは、琉球政府により強制送還その他適當な行政処分が付されること。

三 一時訪問の目的で南西諸島に渡航した後において、入域許可の添付とされた期間を延長すること。または、在留許可の添付とされた資格を変更することは原則として認められないこと。（昭和三二、四、三三付露通関九六号参照）

四 入域許可申請書には渡航目的並びにその理由を詳細に記載せしめること。

五 特に呼寄者、招待者等と入域許可申請者との間に戸籍上直接の關係なきものに対してはその關係を明確に記載すること。

六 父母等親権者の呼寄せによる未成年の子女の申請については、事実を証明する資料の提示を求め、親権者の同意による場合は、事情に依り同意者の出頭を求め、渡航申請の事実があることを確認し、係官の面前で身分証明書添給申請書の所定欄に署名捺印させること。

以上の諸案につき御指導のうえ、なお、渡航目的、渡航理由及び南西諸島における身元引受人等関係者との関連に明確を欠くため、説明を求めて満足すべき結果が得られない場合には当該係官の職取した事項の概略並に所見その他参考となるべき事項を送付書に付記のうえ、進達されたい。

五
内

那第一〇三五号
昭和三十三年十二月十一日

那 露 日 本 政 府 南 方 運 送 事 務 所 長

南方運送事務局長殿

渡航関係情報について

当地出入管理課より入手した情報によれば、同部においては最近在本邦米軍部隊の当地移駐並に特飲街の閉鎖に伴い、本邦の特務婦人、ハウスメイドの合法的渡航または密航が漸増しつつある状態であり、目下これに対策を検討中とのことである。

例えば、貴局発行の本年九月二十五日付の身分証明書を携行せる某女は一時訪問を求蓄し、二ヶ月間の滞在期間を経過せるため、米軍人と結婚するとの理由で在留延期の申請をなしたところ、調査の結果その事實はなく、また当地の身分保証人も本人について何等知れず、目下取調べ中であるが、本人の自供によると交付された県庁の係官が渡航すれば、在留延期等は何とかなるからとの指示があつたとのことである。

また、他に米軍人が在留中雇傭していた本邦婦人のハウスメイドを呼び寄せ、酷な条件の下に勞働を強制し、彼女等は引揚げる旅費のないため、ついに脱走する者も現われているとの情報もあるが、貴局より各都道府県に対し、一時訪問者の在留期間は延長出来ない旨御連絡ありたい。

参

考

総南連水六一四
昭和三十一年七月三十日

総理府南方連絡事務局長

外務省移住局長殿

沖縄を訪問される海外在留邦人の方々への御注意

最近、海外に在留される方々の母国訪問が大変多くなりましたが、母国のうち、旧沖縄県の地域は、現在アメリカ合衆国の管理下に置かれておりますため、この地域への旅行は日本本土への旅行とは異り、いろいろの制約がありますので、参考までに沖縄への旅行の手続きを説明いたします。

旧沖縄県の地域への旅行手続のことについては日本政府及び琉球列島を直接管理している琉球列島米国民政府のそれぞれの方令によつて規定されておりますので、沖縄への入域の際には身分を証明せるための公の渡航文書（日本政府の発行する身分証明書又は米国民政府の日本領事官の発行する「国籍証明書」）ならびに米国民政府（米国民政府もしくは米国民権軍司令部）の発行する入域許可証を携行すること必ず要す。

(イ) 身分証明書は内閣総理大臣の名によつて総理府の南方連絡事務局が発行し、国籍証明書は米国民政府の日本領事官が発行するものに限定されております。

なお、中南米諸国駐在の日本領事官の発行する旅券は日本帰国に伴い無効となりますので、日本本土より琉球列島への入域の際には通用いたしません。

(ロ) 米国民政府が発行する琉球列島への入域許可証を入手するには、在当地区を管轄する米国民領事官に申請のうえ米国民権軍司令部から許可を乞う方法と、許可証なしに日本へ帰国の上之滞在地の都道府県庁ホ

ハ、地方長官を通過して、米國陸軍總司令部に申請して許可を乞ふ方法との二つがあります。日本に歸國後申請する方法は準備やむを得ない場合を除く外は努めて避けていただき、なされる限り在當地を申請される方が好ましいといたします。なお、在當地を申請の場合米國側でのこの手續に要する時間はお六週間の見込みでありますので、日本への船便その他の事情を考慮のうえあらかじめ向附の計画を立て、十数時間の余裕をもつて申請して下さい。

最近南米某国から歸國された方の中には次のような実例があります。

「在當地を申請し、船便の都合で、一旦日本へ歸國のうえ郵送されてくる入域許可証を受取つて沖へ渡航しようとしていたところ、期待に反して在當地からは許可証が送付されて来なかつた。

そのための止むを得ず南方連絡事務局を通じて陸軍總司令部に再申請を行い、許可証の受取方を四つだが、司令部では米國陸軍省で処理中であるものを独自で許可することは出来ないとし、早速陸軍省に照会したところ、「目下処理中である。」との回答が司令部に届いた。そこで南方連絡事務局では申請者が旅行者であるという立場を強調して司令部に特に考慮を求めた結果新しく四〇余日を経過して好意的取扱いによつて許可された。

この方は滞在費等の意外の出費に苦しみと同時に長い間帰故のない旅先で疲労に過したことを強く後悔して居られました。このような例は珍しくなく、中にはかなりありますので、十分御注意をお願ひ致します。

また、許可促進等の便宜上在當地の米國領事官に申請の際には、なるべく日本領事官の指導を受けて書類を提出するようおすめ致します。

⑤ 中南米諸国より入域許可証を携行して帰國される方に対しては、南方連絡事務局では特に短期間の間に身分証明書を交付するよう取計つて居ります。帰國の際は左の書類を作成し、郵直符

県庁又は直接南方連絡事務局に出頭して申請して下さい。

身分証明書添付申請書

身元申告書

写真(ライカ判又は五センチ平方のもの)

一通
二通

二枚

「例規」
出番第七三七号

一九五七年三月九日

琉球政府警察局出入管理部長

課長
支所長
出番所員

永住許可取扱いについて

現在琉球列島と定義されてゐる地域に當つて本籍を有した者に係る永住許可取扱いは一九五四年六月二十一日付琉球列島本国民政府指令第五号及び一九五五年八月二十三日付同指令改正第一号に基き左記要領で処理する事にするから事務取扱上疎漏のない様注意され度い。

記

一、三ヶ年継続居住要件の免除

一九五五年八月二十三日付国民政府指令第五号改正第一号に基き永住許可申請人が現在琉球列島と定義されてゐる地域に當つて本籍を有した者については三ヶ年の継続居住要件が免除される事になつてゐるので当該人から申請がある場合は居住証明書に代る書類として以前に本籍を有してゐた市町村の長が発行した除籍簿本又は琉球列島からの転籍事項が記載された現本籍地市町村長の発行した戸籍簿本の提出を求めらるゝものとする。尚以前に琉球列島に本籍を有してゐる者の場合は当該人が琉球列島外へ

転籍した後に出生した者については以前に琉球列島へ本籍を有した者と同一永住許可申請について前述の方法で取扱うものとする。

二、生活能力立証書類

一九五四年六月二十一日付国民政府指令第五号に基き琉球列島への永住許可を申請する者に対しては従て原則として一九五五年一月十三日付出入管理規則令第二十一号「永住許可事案の取扱いについて」に規定する財産証明書又は其の他の生活能力立証書類の提出を求めらるゝものとする。但し前項に記載した所謂以前琉球列島に本籍を有してゐた者及びその子供で前述の立証書類を提出する事が出来ない者については現在琉球列島に居住する近親者より所有財産又は職業、収入、家族の生活状態等を明細した申告書、身元保証書及び申請人より永住許可申請理由書等の提出を求め申請人の生活能力立証書類と見做して差支えない。

「例規」

出察才九三九号

一九五七年三月二十八日

琉球政府警察出入管理部長

課長
支所長
出養所員

一時訪問の目的で入域した者の在留期間の更新について

近親者友人訪問等の目的で入域した者の在留期間更新については左記要領によりこれを取扱つて貰い度い。

記

- 1、次の場合を除き在留期間の更新はできない。
イ、不定期滞在又は半永久的に在留を許可されている者の配偶者及び十八才未満の子
ロ、嘗つて琉球列島に本籍を有したことがある者
ハ、不可抗力の理由により在留期間の満了の日まる出域出来ない者
- 2、在留目的の変更は出来ない。
- 3、取扱上の注意
外人が在留期間更新申請書を提出しようとする場合にはその受理を拒否することなく一応当該申請書を受理するものとする。

々、在留期間の更新を拒否された者へ上同情すべき理由がある。資料
部長經由民政府公安部長あて在留喚戻書（和文一通 英文一通）を提出することかひざる旨指導する
ニヤ。

永住許可について

- 一、この指令の目的は、永住者としての身分を得るための必要最低要件及び手続を定めるにある。
- 二、この指令の目的達成上、左記の者は必然的に、民政副長官の認めたる永住者とみなされる。
 - a 一九五四年九月二日以前に、現在琉球列島と定養される場所に居住していた者で、その後引き続き、同島に居住している者。但しその間の不在期間が引き続き十ヶ月を超えてはならない。
 - b 単の引揚計画により琉球列島に入域した者。
 - c 前に民政副長官によって永住のための入域を許可された者。
- 三、永住への許可申請は最少限、左記の条件に叶っていないければ、これを考慮することはできない。
 - a 許可申請の直前、少くとも三年の期間、合法的に継続居住していること。琉球列島一時不在の期間が最近三年の内總計六ヶ月に満たない場合、又は外國の公認大學への進学による場合は、別にこれに非継続居住とはみなされない。
 - b 琉球警察による品行方正の証明。
 - c 相当の生活と維持するに充分な財産、定取又は自活能力。
 - d 永住者の配偶者又は成年に達しない子供に対しては、本項のaは該当しない。
 - e 琉球聖廟に特に裨益する専門的資格を有する者に対しては、本項のaは該当しない。
 - 四、永住への認可申請は、別表様式により、琉球政府出入管理課を通じて民政副長官あてに提出しなればならない。申請書は、英文、通に西文一語の二部構成し、国籍証明書及び公水三項の適要用件に基づ

く資格の備有者であるとの文書による証明又はその他の説明を附して提出するものとする。

- 五、民政副長官の認可があつた場合は、琉球政府に認可通知書を回送する。琉球政府は申請者にその旨を通知し、通知受領後二十日以内に出入管理課に出頭の上、その在留許可証明書の変更をなすよう要請しなればならない。
- 六、ホ二項に規定する永住者としての資格に該当する者は、出入管理課に居住証明書の変更を届け出ることを要する。
- 七、ホ三項の規定のいかんにかかわらず、本指令による許可申請の認可は、民政副長官の自由裁量によりこれを行使し、必要と認められた場合は、これを却下することができる。
- 八、本指令に基き永住居住者となつた者でその後、再入域の許可を受けないで琉球列島を出域した者は、その永住者としての身分を失うものとする。

9. Present status of residence and authorized period of stay _____
(現在の居住身分及び滞在許可期間)

10. Reason for changing status _____
(転籍理由)

11. Members of my immediate family (Name, relationship, age, present address) _____
(近親の家族 氏名、続柄、年令、現住所)

Signature of Applicant
(申請者署名)

To be answered only by a husband or wife (including widower or widow)

夫又は妻(継夫又は養婦を含む)のみが答える。

別表(永住への許可申請様式)

APPLICATION FOR PERMISSION TO CHANGE STATUS OF RESIDENCE TO PERMANENT RESIDENT
(永住への許可申請)

TO: Deputy Governor of the Ryukyu Islands

(あて: 琉球列島民政副長官)

I hereby apply for change of my status to Permanent Resident in accordance with the provisions of Civil Administration.

Directive No. _____ (民政府指令オ五号の規定に基づき永住許可を申請します)

1. Name in full and sex _____
(氏名及び性別) Last (姓名) First Middle

2. Date and place of birth _____
(生年月日及び出生地)

3. Nationality _____
(国籍)

4. permanent Domicile _____
(本籍)

5. Date and Name of the port of entry _____
(入港の期日及び港名)

6. Present address in Ryukyus _____
(琉球に於ける住所)

7. Passport No. _____ Date of issue _____
(旅券番号) (発行期日)

Date of expiration _____ Issuing authority _____
(満了期日) (発行期日)

8. Residence Certificate:
(居住証明書)

No. _____ Date of issue _____ Date of expiration _____
(番号) (発行期日) (満了期日)

琉球列島本国民政府指令六号(一九五四年七月二十三日)

琉球列島への転籍

第一系 この指令は、一九五二年二月二十九日付、民政府指令六十八号第三系に基づく琉球列島への転籍手続を定めることと目的とする。

第二系 琉球列島への転籍は、琉球列島の戸籍法に必要事項を記載することによって完了する。

第三系 琉球列島へ転籍しようとする者は、別紙第一様式の「転籍申請書」と三部(英文一部、和文二部)と琉球政府法務局長官に提出しなければならない。申請書には、その交付順に番号を付す。

(一) 副長官の永住許可書

(四) 日本にある本籍地の市町村長が奏給する戸籍謄本

第四系 申請書及び添付書類は、審査の上、許可又は不許可の勧告書を添えて副長官に回送される。別紙第二様式の「転籍許可通知書」は四部副長官から琉球政府に送付され、その中三部は申請人に交付される。

第五系 申請人は「転籍許可通知書」の交付を受けたら、その中二部を転籍地の市町村長に提出しなければならない。

第六系 婚姻、養子縁組、認知その他民法上当然琉球列島の戸籍法に記載される事件については、副長官の認可を得る必要はないが、申請人の本籍地の市町村長が添給する戸籍又は除籍の謄本を琉球列島の当該市町村長に提出することによってこれを処理することができる。

SUBJECT: Application for Transfer of permanent Family Register

(転籍申請書)

To : Deputy Governor (副長官)
APO 719

Date: _____
(日付)

In accordance with the provisions of CA Directive #6, dated 23 July 1954 it is requested that transfer of the permanent Family Register of the undersigned be approved.

Permanent Domicile _____
(本籍)

Present Address _____
(現住所)

Full Name _____
(氏名)

Name of Dependents _____
(扶養家族名)

New permanent Domicile Desired _____
(転籍希望地)

Attached herewith are following documents required by the

Cited Directive: (上記指令により必要とする下記書類を別紙の通り添付し封)

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The Deputy Governor
APO 719

(琉球列島米国民政府)

RCCA-GL 014,34

SUBJECT: Notification of Approval for Transfer of
permanent Family Register
(首題 転籍許可通知書)

To
(あて)

In accordance with the provisions of CA Directive
(1954年7月23日、民政府指令オ6号の規定に基づき琉球列島の転籍
#6, dated 23 July 1954, your application, Number _____,
(申請書オ6号を許可する)
for transfer of permanent Family Register into the
Ryukyus is approved.

FOR THE DEPUTY GOVERNOR:
(上記の通り副長官に代り通知する)

W. E. LESSARD JR
Lt Col, Arty
chief of Admin.

Incl #2
(様式オ二号)

1. Copy of Approval of Deputy of Governor for permanent Residence
(副長官の永住許可書)
2. Transcript of Family Register from permanent Domicile in Japan
(日本にある本籍地からの戸籍謄本)

Signature of Applicant
(申請人署名)

Date of Receipt
(受付年月日)

Incl #1
(様式オ一号)

琉球列島米穀民政府布令第百二十五号改正第二号（一九五六、三、二八）
琉球列島出入管理令

一九五四年二月十一日付、民政府令第百二十五号「琉球列島出入管理令」第八章を次の通り改正する。

第八章 手数料

第三十六条 琉球政府は左に掲げる出入管理業務について、夫々手数料を徴収するものとする。

- 一 再入域許可証の発給（普通証明書） 二百円
 - 二 再入域許可証の発給（救済往復用証明書） 十円
 - 三 在留許可証明書の発給 百五十円
 - 四 在留許可証明書の再発給 百円
 - 五 在留許可証明書の更新 五十円
 - 六 在留許可証明書の書換 五十円
 - 七 永住への資格変更 二百五十円
- 二、琉球列島において、公用の資格を有する者及び琉球政府の生活保護法の適用を受けている者については出入管理業務手数料を免除するものとする。
- 三、この布令の規定する期間内に手続を行わなかった場合には、十円の緊急加算手数料を課す事ができる。緊急加算手数料は、民政府保安部長又はその代理人の認可を受けて課すものとする。

琉球列島米穀民政府布令第百二十五号改正第三号（一九五六、一、二六）
琉球列島出入管理令

一九五四年二月十一日付、民政府令第百二十五号「琉球列島出入管理令」第二章を次のとおり改正する。

第二章 定義

第二条 次の定義は、この布令についてのみこれを適用する。

一 米軍要員は次に掲げる者を含む。

- 一 「米軍要員」とは、琉球列島に於ける米国の陸軍、海軍又は空軍に現に勤務する軍人をいう。
- 二 「軍属」とは、琉球列島における米軍部隊に雇用、勤務又は随伴する米国々籍を有する民間人をいう。但し琉球列島における「普通居住者」及び契約者を除く。

- 軍属は次の者を含む。
- イ 側当及び非側当資金の被雇傭者。
 - ロ 米軍が管理している船舶及び航空機に雇傭されている民間人但し契約傭船船主及び総代理店契約による船舶を除く。
 - ハ 琉球列島における米軍に奉仕するアメリカ赤十字社の雇傭者。
 - ニ 琉球列島における米軍に関係する公用の琉球列島に在留する米軍政府の被雇傭者で米軍に雇傭されている者。
 - ホ 琉球列島における米軍に依り正式に招聘された又は米軍との関係で琉球列島に在留する技術顧問、顧問、慰問員及びその他の者。

ハ、米軍々用地区にある軍機内の銀行を管理する為琉球列島に入域した者。

三、被扶養者とは次に掲げる者をいう。

イ、米回軍人又は軍属と婚姻した配偶者。

ロ、米回軍人及び軍属の二十一才未満の子で養子及び継子を含まず。

ハ、米回軍人又は軍属に依り生計の大半を扶養されている二十一才以上の子。

ニ、米回軍人又は軍属に依り生計の大半を扶養されている配偶者及び当該軍人又は軍属の両親

但し、琉球列島における「普通居住者」を除く。

四、第二系第一項第二号及び第二系第一項第三号に規定する「普通居住者」とは琉球の法律に

より琉球列島に居住者の資格を有する者をいう。

第三系 琉球列島居住者

この布令に關する琉球列島居住者を次の通り定義する。

琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者。

第四系 副長官 琉球列島民政副長官

第五系 民政官 琉球列島首席民政官

第六系 琉球列島、左記範圍内の諸島及び領海から成る。

北緯二八度、東經一二四度四〇分の点を起点とし北緯二四度、東經一二二度、北緯二四度、東經一

三三度、北緯二七度、東經一三一度五〇分、北緯二七度、東經一二八度一八分、北緯二八度、東經

一二八度一八分の点を經て起点に至る。

第七系 出入港 副長官による指定港で当局の許可を得たものはすべて指定港から出入しなければな

らぬ。

第八系 この布令において「者」又は「者等」の用語の定義は米回軍人及び琉球列島居住者以外のすべて

の者をいう。この定義は商用入域者特許企業者、被認許人、請負業者及びその被雇傭者、文札入域

者、宣教師、訪問者並びに観光者（これ等の者の被扶養者をも含む）を含むが、これだけに限るもの

ではない。この定義は琉球列島における出入管理及び身分証明の爲の登録の件を除き、如何なる場合

でも米回政府又はその代行務商若しくは批准機關に対する特許企業者及び請負業者の資格に對する

ものではない。

琉球列島米国民政府布令第百二十五号改正第百四号（一九五八、二、一七）
琉球列島出入管理令

一 一九五四年二月十一日付、民政府布令第百二十五号「琉球列島出入管理令」第九章第三十七条第二項を次の通り改正する。

二 タフスとパラチフス

琉球列島に入域する者はすべて入域前十二カ月以内にタフスとパラチフスの免疫性を与えられていなければならない。

本章に規定する他の要件を具備している者で琉球列島に七十二時間以内の短期滞在をする訪問者は検査当局の裁量により、この要件を免除されることができる。

移住局

松本

青

石

本件付
処置しない

アジア局長

参事官

第一課長

総南連第二三三号

昭和三十三年三月十九日

總理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長

殿

琉球列島出入管理令の一部改正について

一九五四年二月十一日付琉球列島米国民政府布令第一二五号「琉球列島出入管理令」中検疫に關し、別添のとおり本年二月十七日付をもつて改正された旨那覇日本政府南方連絡事務所長より報告があったので、御参考までにお送りする。



外務省
3.3.24
第一課

3.3.22
239

回覧番号
ア一 404

總理府

昭和三十九年

琉球列島米国民政府布令才一九五号(一九五四年二月十一日付)

琉球列島出入管理令

一九五四年二月十一日付 琉球列島米国民政府布令才一九五号「琉球列島出入管理令」才九章才三七条才二項を次のとおり改正する。

一 才フスとパラケフス

琉球列島に入域する者はすべて入域前十二ヶ月以内に才フスとパラケフスの免疫性を与えられていなければならない。

本章に規定する他の要件を具備している者で琉球列島に七十二時間以内の短期滞在をする訪問者は検疫当局の裁量によりこの要件を免除される。ことが出来る。

総 理 府

昭和三十九年
二月十一日
琉球列島米国民政府
布令才一九五号

字

那第六〇四号

昭和三十三年七月三十日

那覇日本政府南方連絡事務所長

総理府特別地域連絡局長 殿

出入域に関するシモンズ氏との非公式会談の内容
について

本官着任以来、被逐去邦人の処遇改善、入域許可の簡素化等について予ねから米民政府係官と直接懇談し意見の交換をいたし、意向であった処、六月二十五日米民政府においしシモンズ公安部長と非公式な懇談の機会を得強制送還日本人の処遇、被上陸拒否者の不服訴、被強制送還者に関する一層具体的な送還

総 理 府

理由の明示、日本人及日本政府公務員の沖縄入域の簡易化、共産圏から引揚の琉球籍人の再入域等の諸問題について、非公式に我方希望を述べたり意見の交換を行つた。

同部長は、その後各関係当局とも協議し、改善措置を講じつつあるものにとり、七月十七日右に開するメモ（別添五）を送付越した。御参考までに説文（別添二）を添え送付する。外務省及法務省入国管理局へも写送付願いたい。

一九五八年七月十六日
第HCRIPS 〇一四・一三号

記録メモ

1. 一九五八年六月二十五日米国民政府公安部での会談の席、
沖繩那覇日本政府南方連絡事務所長高杉登氏が
行った非公式の示唆と批評に従って取りられる措置。
以下は、その時問題となつた数個の事項について取り
措置である。

a. 被強制送還の日本人拘留者

我々は、警察の刑務所に委託された囚人についての
政策をばつきりさせるために琉球政府の刑務所裁
判所、検事および警察職員の間で打ち合せを行ふべき
であることを示唆した。これの目的は、沖繩刑務所の

総 理 府

拘留能力が三十日以内の拘留に服する囚人によつて
定員過剰となることを防止するにある。このことは、また
強制送還前に刑に服すべき宣告を受けた拘留外国人
を、刑の三分の一の服役後に仮釈放させるべきかどうか
を考慮するにあつても役立つであらう。

b. 日本国籍者の仮釈放

琉球政府仮釈放委員会は、刑の三分の一を服役した刑
務所に拘留中のすべての日本国籍者の諸事件を審議
して仮釈放できるようにするであらう、と我々に保証した。
同事務室はその後、強制送還を必要とする事件については、
首席民政官の署名を得て早期強制送還の措置を
講ずるであらう。

c. 拘留者の運動時間の増加

沖繩刑務所の職員は、沖繩刑務所の拘留施設内での

運動時間を最少限一日一時間に増加することに同意した。
運動時間は以前は三十分であった。

d 図書館利用の開放

刑務所当局は、拘留者に刑務所図書館の施設(雑誌および本)を開放し、また拡声器による集団聴取制度の音楽時間を増加することに同意した。

e 新拘留施設

現在、琉球政府法務局および出入管理局は、被強制送還拘留者の拘留施設および神繩通過のため一時滞在する旅客のための新しい、宿泊施設を必要と考へ、そのための建物およびその他の施設を那覇港の附近に建ることとして、そのための費用を琉球政府予算一九六〇会計年度で準備することを計画している。

f 被強制送還に関する裁判情報の追加

総 理 府

被強制送還者に関する一層完全な裁判および判決情報も那覇日本政府南方連絡事務所に供与するよう取極めがなされた。

g 上陸不許可者の訴願権

琉球政府出入管理部長並里氏は、入域しようとして上陸許可を否認された旅客はすべて、高等弁務官に対して訴願する権利を適正に享受できるように保証するよう要請を受けた。

h 日本国籍者の入域の簡易化

高杉氏は、日本国籍者の琉球入域簡易化の問題は高等弁務官事務室の将来の研究課題であるが、今しばらく問題とされたいことを知りされた。米国人(米軍人を除く)もなお入域許可証を受領することになつてゐるからである。また、高杉氏は、特殊赦券もしくは

外交旅券で旅行する日本政府公務員に特殊もしくは
即時の入域許可を与えられたいと要求したところ、
彼は外交機関と同様に在京の琉球旅行班に連絡
すべきである、と勧告された。

一 共産圏よりの引揚者の再入域許可

ロシア人もしくは中共人の妻を帯同して、ロシアもし
くは中共の收容所から引揚げる琉球人の琉球列島
への再入域許可については、高杉氏は、正規の入域
手続を通し、して行うかぎり、そのような入域は個人ごと
に審査され促進されるだろう、との保証を受けた。

公安部長

H. N. シモンズ

総 理 府

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the High Commissioner
APO 331

HGRI-PS 014.13

July 17, 1958

Mr. Noboru Takasugi
Japanese Government Nampo Liaison Office
Naha, Okinawa

Dear Mr. Takasugi:

Forwarded for your information is copy of Memo for Record dated
16 July 1958 regarding the conference held between you and representatives
of the Public Safety Department, USCAR, on 25 June 1958.

Sincerely yours,

HENRY W. ELLIOTT
Captain Artillery
Asst Admin Off

1 Incl
a/s

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Public Safety Department
APO 331

HGRI-PS 014.13

16 July 1958

MEMO FOR RECORD:

1. Actions taken pursuant to informal suggestions and comments made by Mr. Noboru Takasugi, Chief, Japanese Government Nampo Liaison Office, Naha, Okinawa, at a conference in Public Safety Department, USCAR, on 25 Jun 58. The following are the actions taken on the several subjects discussed:

a. Japanese Deportation Detainees:

We have suggested that a conference be held between GRI prison, court, procurator and police officials to clarify policy on prisoners committed to police jails. The purpose of this is to prevent possible overcrowding of the Okinawa Prison detention facility with prisoners serving less than 30 days. This will also make foreign national detainees who have prison sentences to serve prior to deportation eligible and/or available for parole consideration after service of one-third sentence.

b. Parole of Japanese Nationals:

The GRI Parole Board has assured us that it will consider for parole, the cases of all Japanese Nationals confined in the prisons who have served one-third of their sentences. This office will then prepare Early Deportation Actions for the Civil Administrator's signature in such cases as require deportation.

c. Increase of Exercise Period for Detainees:

Okinawa Prison officials have agreed to increase the exercise period in the Okinawa Prison detention facility to a minimum of one hour per day. The exercise period has been one-half hour in the past.

d. Liberalization of Library Privileges:

Prison authorities have agreed to liberalize the prisoner library facilities (magazines and books) for deportees and also to increase the music period over the group listening loud speaker system.

e. New Detention Facility:

An estimate is presently being prepared by GRI Legal Affairs Department and the Immigration Bureau for a building and other facilities required for a new detention facility for deportation detainees and in-transit stop-over passengers to be located near Naha Port and to be provided for in the FY-60 GRI Budget.

f. Additional Trial Information on Deportees:

Arrangements have been made to furnish the Japanese Government Nampo Liaison Office at Naha with more complete trial and sentence information relative to deportees.

g. Appeal Rights to Persons Denied Landing Permission:

Mr. Namizato, Superintendent, GRI Immigration Bureau, has been requested to insure that all incoming passengers who are denied permission to land are properly appraised of their rights of appeal to the High Commissioner.

h. Easing Entry of Japanese Nationals:

Mr. Takasugi was informed that the matter of easing entry of Japanese Nationals into the Ryukyus may be subject for future study by the Office of the High Commissioner but not likely for some time. US Citizens (non-US Forces) still receive security clearances. Mr. Takasugi's request that Japanese Government officials traveling under Special or Diplomatic Passports be granted special or immediate entry clearance; he was advised that they should contact RTU, Tokyo, in the same manner as other diplomatic services.

i. Readmission of Iron Curtain Repatriates:

With reference to the readmission into the Ryukyu Islands of Ryukyuan repatriates from Russian or Red Chinese prisons along with Russian or Red Chinese wives, Mr. Takasugi was assured that such entries would be considered on an individual basis and expedited, so far as possible through regular entry channels.

H.N. SIMMONS, Director
Public Safety Department

Copy to: CA
Nampo LO
LO



アジア局長

参事官

課長

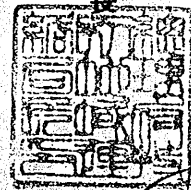
総特連才三八一号

昭和三十三年九月二日

総理府特別地域連絡局長

外務省アジア局長 殿

琉球列島米国民政府公安部長シモンズとの出、入
域（沖繩）に関する非公式会談について
標記の件に関し、七月三十一日付那才六〇四号をもつて那嶼日本
政府南方連絡事務所長より別紙（写）一及び二のとおり報告があつ
たので、参考までにお知らせする。



33.9.4

21
33.9.5

回覧番号
亜北 1400

総理府



那第四六六号

昭和三十四年四月十三日

那覇日本政府南方連絡事務所長

總理府特別地域連絡局長 殿

身分証明書
VOID
本人は還付し
いたしな

米民政府発行の「海外旅行証明書」の付属する「日本国旅券」の取得に際しては、本邦に渡航し、神戶または横浜において、外務省発給の「日本国旅券」を取得して、米民政府発給の「海外旅行証明書」を携行して出発して状態である。

米国民政府が発行の海外旅行証明書を携行せる
沖繩兩米移民の帰郷に関する手続について

従来沖繩住民にして、ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、ペル
ー等に呼寄計画移民等により移住する場合、本邦經由する東廻りの
際は一応米民政府発給の「日本旅行証明書」により本邦に渡航し、
神戶または横浜において、外務省発給の「日本国旅券」を取得して
出発しているのであるが、当地よりロイヤル・インター・オーシャ
ン社所屬船にて兩米へ直航する場合は、米民政府発給の「海外旅行

總理府

証明書」のみを携行して出発して状態である。

（米民政府発給の「海外旅行証明書」については、昭和三十三年四
月九日付信那第二七八号をもつて報告済につき念のため）

然るに、これら沖繩移民が本邦經由当地に帰郷する際「日本国旅券
」を所持する者については、問題はないのであるが、米民政府発給
の「海外旅行証明書」を所持する者については、日本国在外公館に
おいて「日本国旅券」に切替えねば出国について色々困難な事情が
ある模様であり、ために旅行者は多大の時間と経費を要し、種々不
便を感じているとのことであり、本件に関し、過日外務省アジア局
東北アジア課潮事務官当地出張の際、同官よりこれが実情に関する
資料の提出方要請があつたので別添のとおり、当地ロイヤル・イン
ター・オーシャン社代理店琉球貿易株式会社と在アルゼンチン同社
代理店官本旅行事務所との間の往復文書写を送付するから、外務省
に御伝達願いたい。

別添（甲）の一

琉賓宛（抜萃）

一九五八年五月八日

宮本旅行事務所発

米民政府発給「海外旅行証明書」を所持する吉原京子氏は、日本經由帰郷する予定ですが、横浜又は神戸で上陸の際、如何相成りますか。当地日本領事館において何か日本上陸のため査証のようなものを取付ける必要がありますでしょうか。

総
理
府

別添（甲）の二

宮本旅行社事務所宛（複製）

一九五八年五月十六日

琉 貿 発

御照会の吉原京子氏の件、米民政府発給の「海外旅行証明書」所持者は「日本人」であることを日本は認めているため日本入国には査証を必要としません。

沖縄から日本に渡航する時は、「日本旅行証明書」は必要ですが、査証は必要でないのと全く同様に他国から日本に入国する時にも前記「証明書」を所持する限り査証取付は無用です。

日本への上陸又は沖縄への通過にも問題は起りません故、貴地では手続きせずに乗船させて下さい。

総 理 府

別添(乙)

琉賓宛(抄本)

宮本旅行事務所発

一九五八年十一月七日

米民政府発給の「海外旅行証明書」所持者の帰国の件
当地日本大使館においては、帰国者は帰国届を提出す際、「海外旅行証明書」を提示すると琉球住民は海外に出ると日本人であるから必ず「日本国旅券」を所持して旅行しなければならぬとの見解で、若し私共がこれを無視して出国せしめた際、アルゼンチン政府の出入国管理官が「日本国旅券」でない為、日本入国査証の件に付直接日本大使館宛照会する様な事がありますと日本国大使館では前記見解により沖繩移民はアルゼンチンより出国出来ないことになりはしないかと危惧しております。それで貴社より当地船会社支店宛右「海外旅行証明書」で出国出来ること、日本入国には査証を必要

総 理 府

としないことを通知され特にアルゼンチン政府の出入国管理官にも良く説明する様御連絡下さい。右連絡して下されば、日本大使館を無視して出国出来ず。

日本大使館の立場としては、当地在留那人のコントロールの関係上、帰国手続を是非やる様にとのことですので、貴地兩運を通じて日本外務省から同館宛の公信に関する件御手配下さい。
私共がいくら説明しても、大使館は外務省から公信のない限り、前記見解をひるがえしませんし、また大使館を無視すると「宮本の処は勝手なことをやる」と思われます。また米民政府発給の「海外旅行証明書」で勝手に旅行出来るならこれから戦後右証明書携行の旅行者は、当大使館の管轄外である(想像すると)等とつむじを枉げられると困りますし、また戦後來匪者の戸籍身分に関する証明書発給その他に支障を来しますので、是非日本外務省からの公信を必要とします。

大体日本入国が「海外旅行証明書」で出来るのに外務省からこの点
に關し、何も出先機關に通知してゐないと云うのが、へんで、その
ために「日本国旅券」發給に時間と経費を要し、結局旅行者と私共
に大きな負担となつております。

註、前記往復文書中の吉原京子は過般アルゼンチン大使館より「日
本国旅券」の發給を受け、本邦經由帰郷した。また別添（乙）中
にある「兩連經由」云々については正式に当所としては受理して
ゐないので念のため申添える。

總
理
府

事務連絡 第159号
昭和35年6月20日

那覇日本対南方連絡事務所長殿

総理府 特別地域連絡局 課長

渡航事務に関する調査への依頼について

2. 米国民政府発行の琉球籍人海外渡航用新身分証明書について

(1) 上記身分証明書第5項に「特に定めらるる場合を除き、渡航国の査証も受けて、世界各国へ渡航することができる。」と記載してあるが、

渡航国と身分証明書に記載しないものと思

われるが、念のためは御調査ありたい。

外務省

また「特に定めらるる場合」とはいかなる場合を

いふのか。その場合には渡航先国を記入す

るのか。

(2) また「外国旅行中の者」の証明書と所

持する者は最泰の米国外使館又は領事

館に保護援助を求めるとかできる。」と

あるが、一般的な保護援助のほか、身分証

明書の書換、再発給、または身分証明書に

渡航先国を明記するとすれば、渡航先国の

追加等もうけることができるのか。これら

の措置が講ぜられないとすれば、例えば給

付：汚職等、場合の処置はどのようにするのか。

外務省



アジア局長
参事官
総務参事官
北東アジア課長

総特連第830号

昭和36年7月14日

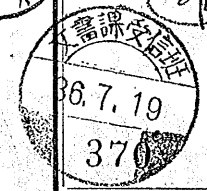
外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



米国のドル防衛に伴う米国向観光者に対するビザの発給
緩和並びに米政府関係公用者の米民間航空機の使用につ
いて

標記について、本府那覇日本政府南方連絡事務所長から7月3
日付那第575号をもって別紙(写)のとおり報告があつたので、
参考までに回報する。



総 理 府

四 島 部 局
亜 北

寫

那 第 575 号

昭和36年7月3日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

米国のドル防衛に伴う米国向観光者に対する
ビザの発給緩和並びに米政府関係公用者の米
民間航空機の使用について

標記について、日本航空那覇支店並びに当地米領事館より下
記のことが明らかにされたので外務、大蔵、日航等関係の向へ御連
絡願いたい。

なお、日本政府関係当地来住者の過半数はNW、或はOATの利
用者であることを申添える。

1. 6月7日在那覇米領事館は在沖民間航空会社旅行社等関係
者を招き、ドル防衛の一環として、米国に観光客を誘致するため
短期間滞在で経済的に余裕があると見なされる旅行者に対するビ
ザ手続を簡素化し、(スポンサーも不要)総領事館に提示后直ち
に(30分~1時間位)ビザを発給するとの説明を行った。

2. 日本航空において、其の後同社のポスター、運賃表等を米総領
事館内に掲上することをVigil 領事に対し依頼したところ断わ
られた。(然し米国民間航空会社(NW, PAA, USOA)の同
種ものは同館内に多数掲示されている。)
3. 又米国公用者が歴々日本航空との予約の取り消しを行うことが
あるので、これ等の点について本官か他用同席のVigil 領事に
質問した処、政府関係旅行者一般に対して、この程米政府は、
原則として米国民間航空機を利用すべきことを示達したこと並びに米
国公館としては未だ皆て商業ポスターを館内に掲示したことがな
かつたが今回訓令により米国民間航空会社の分のみを掲示したと明言
した。

北

アジア局長
審議官
給送事務官
外務省アジア局

第577号

昭和37年6月6日

印

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

民政府布令第147号(琉球住民の渡航)
の改正について

民政府は5月31日付をもつて布令第147号改正第5号を公布したので、同布令テキスト及び本件に関する6月1日付新聞発表第2416号添付の上報告する。なお、改正の要点は下記のとおりである。

記

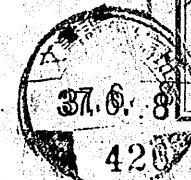
- 第3章第9条前段の条文を次のとおり改める。
「琉球住民で商用または就学のため日本との間を数次往復する必要がある者は、3年間有効の数次往復用日本旅行証明書の発給を受けることができる。」
- 第3章第15条a(2)中の「2ドル50セント」を「3ド

ル」に改める。(数次往復用証明書の手数料)

- 本改正は1962年6月1日から施行する。同日以前に発給された数次往復用証明書は引続き効力を有するものとする。
- 前記新聞発表末段によれば、本改正により「身分証明書」の有効期間も2年から3年に延長された趣である。

本書写送付先 法務省入国管理局長
外務省アジア局長

布令のテキストは後出し身分証明書の再交付申請手続に別添付して添付あり



回覧番号
亜北 1700

(原文社給)

秘

アジア局長
参事官

総務参事官

総南運第1866号

昭和38年10月24日

總理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

特運局関係者の数次再入城許可申請について

標記の件に関しては、職員の当地出張の機会にこれが必要と認められる場合その都度民政府に対して申請を提出し、最近に至るまでは概ね格別の問題もなく許可されて来た次第である。

貴局長については、先般野田長官とともに来島された際申請を行い、当地滞在中は遂になんらの回答にも接しなかつたところ、10月22日に至り民政府より、別紙1書簡写のとおり、「再入城許可証は有効な在留許可証明書を所持している者へのみ発行する」故をもつて許可できない旨回答越した。

薄第一課長については、最近当地出張の際同様申請をなし、10月22日その身分証明書に数次再入城許可を取付けたが、翌23日に至り別紙2書簡写のとおり、前記同様の理由をもつて許可できな

い旨の回答に接した。以上両書簡の趣旨よりして薄課長に対する許可発給は先方の手違いによるものと考えられる。

なお、民政府側の説明によれば、前記両書簡中に述べられている不許可の理由は琉球列島出入管理令（民政府布令第125号）第27条第1項の規定に基づくものなる趣であるが、薄課長の分を含め既に発給された数次入城許可についてはこれを不問に付しその効力等に関する照会は行わないことといたしたので、念のため申し添える。

38.11
104

回覧番号
亞総 881

38.11.7

總理府

(別紙1)

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO 48

HCRI-LO

22 OCT 1963

Dear Mr. Fujita:

In reference to your letter of September 28, 1963, requesting a multiple re-entry permit for Mr. Tamitaka Otake, Director, Special Areas Liaison Bureau, Prime Minister's Office, the regulations regarding the subject provide that re-entry permits will only be issued to persons in possession of a valid residence certificate, consequently, it is regretted that your request cannot be honored.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

John M. Ford
JOHN M. FORD
Lt Col, USA
Director of Administration

Mr. Hisajiro Fujita, Chief
Japanese Government Nampo Liaison Office

大日本政府の請求する再入域許可申請は、認められず。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 厚 | 原 | 文 | 通 | 渡 | 技 | 渉 | 会 | 庶 | 務 | 務 | 長 | 長 |
| | | | | | | | | | | | | |



(別紙2)

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO 48

HCRI-LO

22 OCT 1963

Dear Mr. Fujita:

In reference to your letter of October 19, 1963, requesting a multiple re-entry permit for Mr. Tsuyoshi Susuki, Chief of First Section, Special Areas Liaison Bureau, Prime Minister's Office, the regulations regarding the subject provide that re-entry permits will only be issued to persons in possession of a valid residence certificate, consequently, it is regretted that your request cannot be honored.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

John M. Ford
JOHN M. FORD
Lt Col, USA
Director of Administration

Mr. Hisajiro Fujita, Chief
Japanese Government Nampo Liaison Office

再入域許可申請は認められず。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 厚 | 原 | 文 | 通 | 渡 | 技 | 渉 | 会 | 庶 | 務 | 務 | 長 | 長 |
| | | | | | | | | | | | | |



総特第467号
昭和39年1月31日

那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長

国際航空乗員証明書の交付並びに同書による
沖縄出入域について

このたび運輸省航空局長から、同省においては国際民間航空条約第9附属書に準拠し昭和38年9月12日付運輸省告示第304号をもつて国際航空乗員証明書交付規則を定め、同証明書交付要領により日本国籍を有し、かつ、国際線に運航する航空機に乗り組む日本人乗員に対し旅券等公式渡航文書に代えて国際航空乗員証明書（運輸省告示第304号第1号様式）を交付することとなつた旨申越しがあつた。

本件について、運輸省においては目下各国の承認をとりつけ中（米国については未到）であるが、貴地についても事前に米国民政府との協議とその了解が必要であると思われるので、詳

総 理 府

本件未口例。了解取付は多量に送る。至極地。件を米りて。各。よ。う。用。に。照。合。し。て。送。る。由。に。送。る。神。戸。の。外。に。つ。く。も。各。手。続。に。関。し。て。レ。ン。に。通。報。指。導。を。受。け。て。お。く。た。い。

細は下記書類（別添）によりご了知のうえ、同証明書並びに当該乗員の沖縄出入域につき米国民政府の意向を打診し何分の結果をご回報願いたい。

記

- 1. 空国第470号（昭38.1.21）写 1部
- 2. 国際航空乗員証明書交付規則（和英）
（昭和38年運輸省告示第304号） 各2部
- 3. 国際航空乗員証明書交付要領 1部
- 4. 参考書類（国際航空乗員証明書の交付について、
法務省管入合第2号、昭和39.1.10付） 1部
- 5. 国際民間航空条約第9附属書 FACILITATION 1部
- 6. 同附属書が規定する乗員証明書 1部

総 理 府

栗内秋則課長 (9) アメリカ局長 (4)
 外務省アメリカ局長殿 参事官 (寫)
 北米課長 (15)

総南連第1958号

昭和39年8月28日

査証または入城許可証は要求されていない。この慣行は琉球列島への、ないしこれを経由する通常の運航に使用される国際航空乗員証明書についても継続する。

総理府特別地域連絡局長 殿

本信写送付先 外務省アメリカ局長

那覇日本政府南方連絡事務所長

国際航空乗員証明書の交付ならびに同証明書による沖縄出入城について

1月31日付貴信総特第467号等をもつてお申し越しのあつた標記の件に関し、今般、米民政府より、8月27日付書簡（写及び仮訳文別添のとおり）をもつて要旨下記のとおり回答越したので報告する。なお、本件は別途大使館経路を通じ回答される趣である。

記

- 1 国際航空乗員証明書は琉球列島に出入する航空機の乗員たる日本国民についても受諾しうる。
従来琉球列島への通常の運航に従事していた航空機乗員は有効な日本国旅券または身分証明書の携行を要求されていたが、

| | |
|---------|---|
| 要処理要連絡 | |
| 要研究 | 案 |
| 課長 | |
| 高 藤吉 用 | |
| 有 田 正 川 | |
| 渡 辺平 川 | |
| 大 橋吉 鴻 | |

39. 1
 外務省 受信班
 39. 8. 28

総 理 府

北米課長 *カ*

Tokyo, August 28, 1964.

Dear Mr. Ito:

Referring to our conversation this morning, the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands (USCAR) recently informed the Embassy that it will advise the Japanese Government Liaison Officer in Naha to the effect that the High Commissioner will accept the use of crew member certification in lieu of passports and certificates of identity for Japanese nationals who are crew members of aircraft entering or departing the Ryukyu Islands. Additionally, USCAR will advise the Liaison Officer that in this connection no visas for entry into the Ryukyu Islands will be required.

Sincerely yours,

William H. Bruns
First Secretary of Embassy

Masao Ito, Esquire,
Specialized Agencies Section,
United Nations Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

*特送
10
本
送
趣
旨
通
報
作
り
寫
九
月
一
日
平
文*

アメリカ局長 ~~務~~

参事官 ~~務~~

北米課長 ~~務~~

総特第4618号

昭和39年4月16日

外務省アメリカ局長 殿

お

総理府特別地域連絡局長



在瑞日本法人駐在員の滞在問題について

(関連: 5月1日付総特第3565号)

標記について別添写のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長から、その後の状況について報告があつたので、御参考までにお送りする。

本信送付先

外務省アメリカ局長

外務省経済局長

大蔵省主税局長

大蔵省為替局長

通商産業省通商局長

| | |
|---|---|
| 夏 | 池 |
| 更 | 池 |
| 処 | 池 |
| 要 | 池 |
| 連 | 池 |
| 絡 | 池 |
| 至 | 池 |
| 急 | 池 |
| イ | 池 |
| 課 | 池 |
| 長 | 池 |
| 齊 | 池 |
| 藤 | 池 |
| 吉 | 池 |
| 田 | 池 |
| 有 | 池 |
| 馬 | 池 |
| 渡 | 池 |
| 辺 | 池 |
| 平 | 池 |
| 川 | 池 |
| 大 | 池 |
| 崎 | 池 |
| 吉 | 池 |
| 津 | 池 |
| 上 | 池 |
| 村 | 池 |



総 理 府

3263

第一聯 連絡
深田 常伸

総南連第1283号

昭和39年6月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

在琉日本法人駐在員の滞在問題について

概記について下記のように報告する。

記

1. 米国民政府労働部は、5月28日丸紅飯田(株)、6月1日(株)東食に対しそれぞれ別添1およびIIの書簡を発給したが、両書簡は殆んど同様のものでその概要は次の通りである。

丸紅飯田(株)の場合

(1) 貴社が輸出入業に従事しており、これはインデント・ベースにより行なわれ、注文は直接買主に船積されていることがわかった。(東食の場合は、さらに琉球物産の他国への輸出に従事していることが了解された旨記入され、それが唯一の相違点である。)

貴社が通常の入城手続きに従って、奥山、片西、浅田の3氏(東食の場合、橋口、大柴、多田の3氏)を申請書に記載された仕事のために雇用することを認める。

(2) この書簡は貴社が上記規定の仕事以外に従事させることを認めるものでなく、また貴社のサービスおよび商品に対する弁務官の保証を規定するものでもない。

更に、関係司令官の書面による同意なしに米軍基地の業務に従事することを許可するものではなく、目的のいかんに関係なく、米軍基地への入城許可は関係司令部から得なければならない。

(3) 貴社およびその従業員は関連あるすべての琉球政府の法令、弁務官布令、規則および米軍規則に従わなければならない。

(4) 非琉球人従業員の任期満了の際は15日以内に弁務官府あて関係事項を報告し、その者および家族が可能な最初の輸送機関により帰国する費用を給しなければならない。

(5) 非琉球人を弁務官から認められた以外の仕事に従事させ、また弁務官の事前の文書による許可なしに非琉球人の雇用もしくはサービスの利用をしてはならない。これらの規定および上記規定に違反した場合には弁務官は現在の非琉球人従業員の滞を取り消し、琉球において同従業員を雇用する特権を拒否することができる。

0.6.10
1776号

総 理 府

2 さきに今年4月10日伊藤忠商事(株)は民政府労働部から全く形式の異なつた書簡を受け取つた(昭和39年4月22日付総南連第878号にて報告済)が、同社に発給された形式のもの(従つて三菱商事(株)および三井物産(株)に発給された同一形式のものを含む。)は琉球人に対する技術指導に関する許可書であつて、労働部の過誤により発給されたものであつて、伊藤忠商事(株)および在琉日本人商工会議所会頭あてその旨連絡があつたとの趣である。

3 最近、長期商用のための入城許可を得ることが困難なため2カ月の短期商用の入城許可により来島する例が多い様であるが、昨年6月米民政府労働部が滞在延期につき検討を始め関係書類の提出を求めた際に書類の提出を行なつていない場合は、新たに関係書類の提出を行なつても滞在延期が認められない模様であるので、その点御留意ありたい。

なお、これらの書簡により、業務及び雇用が認められたものに対する在留許可は、通常の手続を要するも、関係当局により直ちに有効期限(1年間)一ぱいの許可が与えられ、その取り扱いは、「一時訪問(商用)」となり、従来は明記されなかつた勤務個所が記載された趣であり、既に来島している者の駐在員としての滞在のみならずその交替員申請に付のかなり公的に確認されたものとみられる。

アメリカ局長 *あ*

参事官 *あ*

北米課長 *あ*

総特第6430号

昭和39年8月19日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



琉球立法院における日本本土との出入域の制限撤廃並び
に出入域管理権の委譲に関する要請決議について
標記について、8月7日付総南連第1783号で、那覇日本
政府南方連絡事務所長から、別添のとおり連絡があつたので回
報する。

本信送付先

外務省アメリカ局長

| | | |
|----|----|----|
| 要処 | 要 | 連絡 |
| 要研 | 要 | 急 |
| 課長 | | |
| 斎藤 | 吉田 | |
| 有馬 | | |
| 渡辺 | 平川 | |
| 大 | 吉津 | |
| 上 | | |



総 理 府

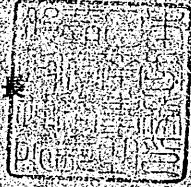
総南連第1783号

昭和39年8月7日

①⑧

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



日本本土との出入域の制限撤廃並びに出入域管理権

の委譲に関する要請決議について

8月6日立法院本会議において、みだしの決議が全会一致でなされた。決議文は、別添のとおりである。

沖縄から本土への渡航についての不許可、保留件数、具体的事例等は、昭和39年6月5日付総南連第1228号を参照された

い。

別添決議文添付

総理府

39.8.10
2654

参考

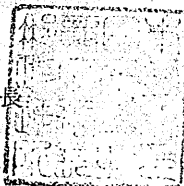
総南連第1228号

昭和39年6月5日

第一科 企画係

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



「渡航制限に関する公開質問状」その後の
動向等について

昭和39年5月29日付総特第4125号をもつて照会のあつ
た^たみだ^たることにつき、次のとおり報告する。

記

1 復帰協等のその後の動き

(1) 復帰協

復帰協のその後の動きについては、関係新聞記事に詳しい
のでこれを引用する。(別添1)

5月29日の集会において配布した「渡航制限の実態」は
別添2のとおりである。

このほか、世界人権連盟および^{自由}日本人権協会^の提訴が

近くなされる予定であるが、その内容は別添3および4のとおり
である。

5月30日から執行委団体から10名ずつ計150名につき「
渡航制限撤廃を本土国民に訴えるため」という名目で本土渡航を
一括申請している。これは一種のいやがらせであると復帰協当局
者も語っている。

(2) 沖縄教職員会

沖縄教職員会では、来島した民社党沖縄調査団に対し、渡航制
限問題も含めて「沖縄問題の積極的解決方について」という請願
書を渡している。(別添5)

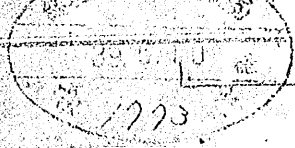
(3) その他

那覇市議会は6月15日に渡航制限撤廃要請決議を行なう予定
であり、立法院も近く同趣旨の決議を行なうみこみである。

USOAR側の反応はない。しいていえば、永積神戸大教授の
渡航拒否(これは本土から沖縄へのケースであるが)について、
民政官が従来のあいまいな答弁でなく、「安全保障上の見地から
である」旨言明したことが注目される。

2 渡航制限の実情

渡航制限は緩和されたようなムードがあるが、決してそうではな
い。このことは別添2のパンフレット指摘のとおりである。同パン



フレット指摘のとおりである。同パンフレット33ページ指摘のとおり、61年の41件、~~40~~40件が拒否、保留合計の多い方であつたが、本年は4月までで110件にのぼつておりこのままでは300件を越えることも予想される。しかし、このうち、84件は本土以外への渡航に関するものであり（フィリッピン方面への漁夫の就職が多い）、それをさしひくと26件となる。それでもこの調子では例年になく多いといえる。

他方、全申請者に対する拒否保留件数の率を比べてみると次のようになる。

これを見ても本年に入つての比率が例年になく大きな比率を占めているといえる。

| 年別 | 渡航申請数(A) | 拒否(B) | 保留(C) | 拒否計 保留(D) | $\frac{D}{A}$ (%) |
|-------------|----------|-------|-------|--------------|-------------------|
| 60年 | 34321 | 0 | 28 | 28 | 0.08 |
| 61 | 43043 | 1 | 40 | 41 | 0.09 |
| 62 | 47022 | 14 | 15 | 29 | 0.06 |
| 63 | 54533 | 16 | 24 | 40 | 0.07 |
| 64(4月31日まで) | 24177 | 62 | 48 | 110 | 0.45 |

(注) ① 60年、61年の保留の項は補助申請書を提出させられた数であり、保留ではないが便宜ここに入れた。

62年から補助申請書の提出は事実上廃止されている。

② 渡航申請者数の項は60年～63年については渡航者をもつてこれにかえた。大きな数字の差異はないと思われる。

別添 1

(5月16日しんぽう)

復帰協の喜屋武真栄会長、吉元事務局長ほか執行委員は15日午後主席室を訪れ「渡航制限撤廃運動」の趣旨を説明した。

主席が不在のため大田内務局長と会い

- ① 政府は拒否理由を究明するとともに、その最終権限がどの部署で行使されているか確認してほしい。
- ② 沖縄からの渡航とあいまつて本土からの受け入れについても想像以上に制限強化しているなどの点について要請した。

これにたいし、大田内務局長は「個々の不許可については主席がそのつど民政府と交渉してきている。出入管理部の権限については、主席が介入するのは普通でない。

事実上米民政府と関連しているわけだ、こんごの適切な措置について主席によく伝え、善処したい」と答えた。

なお、代表団はこのあと民政府を訪れ、シモンズ公安部長ら関係職員にたいし要請した。

(5月22日タイムズ)

復帰協(喜屋武真栄会長)は、21日午後3時から官公労本部で専門部長会議を開き、きたる29日午後5時半から教職員会館ホールで「渡航制限撤廃討論集会」を開くことに決めた。

これは15日から6月22日までの期間で行なっている渡航制限撤廃運動の一つ。この討論集会を最大のヤマ場にして同運動を

盛り上げることにしている。

当日はパスポートを不許可、保留されている人たちの意見発表(2人予定)、渡航制限撤廃の決議、立法院への要請決議を行なうほか、本土に派遣された沖縄返還要請代表団の報告が行なわれる。

また復帰協では、渡航制限の実情を説明したパンフレットをつくり討論集会で配布するが、これにはケースごとの実情をはじめ、各国の憲法上の移転の自由、国籍取得の自由などを解説した資料などをわかりやすくまとめ、渡航制限撤廃運動の趣旨をひろく一般に呼びかけるという。

なお、復帰協事務局では、これまで渡航を制限された人たちのパスポートをまとめて民政府に一括申請することになっているが希望者は早めに連絡するようよびかけている。

(5月27日しんぽう)

琉球大学が招くことにしている神戸大学の永積安明教授の渡航拒否問題について琉大学生で結成する永積問題対策委員会(安田嗣栄委員長)と教授職員会(大山保表会長)の代表七人は26日午後4時から民政府でワーナー民政官と会見、拒否の理由を聞いた。

これにたいしワーナー民政官は「永積教授の渡航は基地の安全維持ということから好ましくない」と答えたという。

この日代表はワーナー民政官にたいし八つの質問事項をつきつけたが、民政官は終始「現在民政府公安部で収集している資料から判断す

ると永積教授の渡航は状況の変化のない限り許可できない」と答え、その理由については回答をさけたという。

このような民政府側の態度にたいし、同対策委員会ではこんご沖大、国際大など学外団体とも提携、永積教授の渡航実現運動を強力に推進していくという。

(5月30日タイムス)

復帰協(会長喜屋武真栄氏)主催の「渡航制限撤廃抗議集会」が、29日午後7時から教育会館ホールで復帰協加盟の各団体代表多数が参加して開かれた。「沖縄を返せ」の合唱ではじまり、喜屋武会長が「ことしの4.28海上集会、祖国復帰県民大会など4月の復帰月間行事はこれまでにみられない盛り上がりを見せた。この大会に参加した全日本自治労の安齋寺書記長は、民族分離の悲劇をまのあたりに見せつけられたと感想をのべていたが、まさにそのとおりであり、われわれはこの民族分離の悲劇を一日も早くなくするために、今後も沖縄全住民とともに祖国復帰運動を、続けていく決意である。きょう開かれた渡航制限撤廃のための抗議集会も、この運動の一つである」とあいさつした。

そのあと福地調査研究部長が渡航制限の実態を詳しく説明した。またパスポートの保留、不許可になった人たちがそれぞれ体験談を通じた意見発表を行ない、全員一致で立法院議長、高等弁務官あての渡航制限撤廃要請決議が採択された。

またこの大会で、^る4月28日東京で開かれた4.28中央集会の沖縄代表金城団長が本土での4.28大会の経過を説明し「4.28大会は本土でも非常に盛り上がった。この運動は9月の国連総会までさらに盛り上げて行こうというスケジュールを本土関係者とも話し合った。沖縄が植民地支配を受けてから来年でちょうど20年目になる。われわれは、この20年支配からの脱脚を目ざして全力を尽くそうということを誓いあつた」とのべ、会場から拍手がわいた。

渡航制限撤廃要請決議の要旨(高等弁務官、米民政府首席民政官あて)

われわれ県民は、米国民政府の不当な渡航制限に対して抗議し、すみやかに本土渡航の自由を保障してもらうとともに、つぎのことを要求する。

- 沖縄本土間のいつさいの渡航制限を撤廃せよ
 - 復帰協代表を含む全渡航の保留、拒否者に旅券を交付せよ
 - 渡航を制限している布令147号「琉球住民の日本旅行管理」を直ちに廃止せよ
 - 琉大招へいの永積教授に対し入城を許可せよ
 - 渡航の保留、不許可の理由^の基準を明示し、かつ審査機関を明らかにせよ
 - 渡航管理を個人の思想信条調査の手段に利用するな
- 渡航制限撤廃要請決議(立法院議長あて)

米民政府は「渡航制限は大幅に緩和された」と発表した。が、事実はさいきんの数字からもわかるように不許可、保留になつたのが激増している。米民政府は許可制をもつて渡航管理を行ない個人の言論、行動を抑制し、復帰や平和運動をケムセイする手段に利用している。かかる米民政府の不当な措置は、民主主義社会では断じて許されるものではない。沖縄県民を代表とする立法院がこの不当な渡航制限を廃止させるよう院議をもつて決議するよう要請する。

アメリカ局長

参事官



外務省アメリカ局長殿

北米課長
総南連第2076号

昭和39年9月11日

総理府特別地域連絡局長 殿

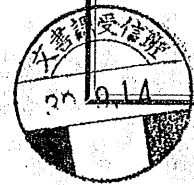
那覇日本政府南方連絡事務所長

渡航事務迅速化措置に関する民政府の発表
について

民政府は10日、渡航申請処理事務の迅速化のため同府が取つた措置に関し別添9月10日付新聞発表第64-240号のとおり発表したのを報告する。

本信写送付先 外務省アメリカ局長

要処地、連絡
要研究至
課長
吉田
有馬
渡辺
大島
生利



総理府

NEWS RELEASE

Please Note Date



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
OFFICE OF PUBLIC AFFAIRS
APO 498, SAN FRANCISCO, CALIF.
TEL: 72453
72931 EXT 152

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 64-240
September 10, 1964

HIGH COMMISSIONER APPROVES SPEEDY PROCESSING OF TRAVEL APPLICATIONS

Naha, Okinawa, Sept. 10 -- The United States Civil Administration announced today that applications for travel permits -- both for exit from and entry into the Ryukyu Islands -- will be handled "more expeditiously in the future."

High Commissioner Albert Watson, II, shortly after his arrival here, directed a study of USCAR's travel controls to eliminate all unnecessary delays. The directors of USCAR's Public Safety and Administration Departments recently went to Japan where they met with American and Japanese officials to discuss this matter.

In making the announcement, a spokesman for the High Commissioner pointed out that in accordance with his directive, the handling of applications by Ryukyuans for travel abroad has been simplified, that time required for issuing permits has been reduced and that further cuts are expected.

The spokesman also noted that the processing time for entry requests has been reduced significantly and that a further reduction will result from the installation of new electronic means of communication between USCAR and its Ryukyu Travel Unit in Tokyo.

The new travel policy, instituted at the direction of the High Commissioner, places emphasis on speed, revision of certain criteria and decentralization of processing procedures, without lessening in any way the security of the U.S. military base.

"The High Commissioner has been personally interested in all aspects of the travel problem," the spokesman said.

"He has directed that all approvals be cleared as expeditiously as possible for all applicants except those who require further investigation in the interest of the security of the United States base which is here for the protection of the Free World."

(END)

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

高等弁務官 渡航申請書の迅速な平統を認可

沖縄那覇 9月10日 -- 渡航認可 (琉球からの出入域) の申請書は将来に於いては迅速に処理されるであろうと米国民政府は今日発表し、

ロバート フォックスニ世高等弁務官は着任後間もなく全への不必要な遅延を除去する為の米国民政府の渡航管理の調査研究を指示し、米国民政府の公安局と総務局の両局長はこの問題について日米の関係者と話し合ひ、最近日本へ行った。

この発表を行つた後、高等弁務官のスポークスマンは高等弁務官の指示に従つて琉球住民が外国に渡航する為の申請書の処理は簡素化され、且つ認可に要する時間由半減され、それが更に短縮される事が予想されると語った。

入域申請のみの平統時間は相対的に半減され、米国民政府と東京の琉球渡航部 (琉球トラベルユニット) 間の新しい電報通信施設の設置により更に短縮されるだろうと同スポークスマンは語った。

高等弁務官の指示に従つて実施される新しい渡航政策は何れの場合でも米軍事基地の安全性を弱めず、迅速な制限、或る種の基準の改正を既に規定の分散に重きを置いてくる。

「高等弁務官は渡航問題のあらゆる面から個人的な関心を払っている」と同スポークスマンは語った。

同スポークスマンは更に「自由世界の防衛の為に当地に在る米国の軍事基地の安全のため、更に調査する必要がある者を除くは全への申請者に対して出来るだけ早く渡航の認可を与えるべきである」と高等弁務官は指示した」と語った。

(完)



北米局長
参事官
北米課長

総特第7426号
昭和40年9月8日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



民政府発給の身分証明書を紛失した場合の再交付
申請手続について(回答)
昭和40年8月18日付米北第1007号をもつて照会のあ
つた標記の件について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別
添のとおり回答があつたのでお知らせする。

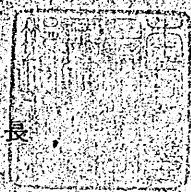


総 理 府

別添
甲

総南連第2246号
昭和40年8月31日

総理府特別地域連絡局
監理渡航課長 殿



那覇日本政府南方連絡事務所長

民政府発給の身分証明書を紛失した場合の再交付申請手続
について

8月20日付貴信、総特第7057号により照会越しの本件に
関し琉球政府出入管理庁に問い合わせた結果、同庁は、該身分証明
書の発給を受けた琉球住民が当該身分証明書をもって外国へ渡航
し、彼地に於いて該身分証明書を紛失し、若しくはき損し、又は
身分証明書の記載事項に変更を生じた場合においては当該人はす
みやかに琉球に居住する親権者若しくは知人、或は、直接琉球政
府出入管理庁に対し（実際には申請書並びに手数料の件があるの
で直接依頼があつても当該人の代理人に通知して呼出している）
別添(1)の書類を提出する事に依り、該身分証明書の再交付を受け

る事が出来る旨回答があつたので、外務省北米局長に対しその旨、
御連絡願いたい。

記

- 別添(1)——琉球住民の渡航管理に関する事務処理規定
- 別添(2)——琉球住民の渡航管理抜粋

(出入管理令第8条)

40.9.4.総 理 府

2226

別添(2)

米国民政府布令第147号

1955年8月13日

琉球住民の渡航管理(抜萃)

第10条

日本旅行証明書の発給を受けた琉球住民が当該日本旅行証明書を紛失し、滅失し若しくはき損し、又は日本旅行証明書の記載事項に変更を生じた場合においては、再発給申請書及び再発給を必要とする理由を述べた書類を提出しなければならない。先に交付を受けた渡航証明書は自動的に効力を失い、且つ、紛失又は滅失しない限り琉球政府出入管理部に返納しなければならない。

第18条

「身分証明書」とは、高等弁務官命により住民の身分を立証し日本以外の地域への渡航ならびに琉球列島への再入域を許可するため旅券に代り発給される渡航証明書をいう。身分証明書は日本渡航証明書と同一条件に基き発給するものとする。但し、身分証明書の申請書は、別記第三号様式により提出しなければならない。日本渡航証明書に適用する条件及び規定並びにその他の関係規則は身分証明書にも適用する。本渡航証明書は、発給の日から一年以内に出域しなければ効力を失うものとする。

田中君 北 附録 池田 総南連第9号
昭和42年1月5日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

当地における中華民国およびフィリピンの入国査証および旅券発給の便宜的措置について(参考)

当地において中華民国およびフィリピン外務当局が職員をそれぞれ本国より随時派遣し、入国査証及び旅券発給事務を行つてゐることとはご承知のこととは存するも、特に入国査証については、今後当事務所において取り扱ひ移住事務の参考(沖縄移住者の移住先国の入国査証の取付け)にもなると思われるので下記何等参考までにお知らせする。

記

中華民国及びフィリピン外務当局は、年2、3回職員をそれぞれ本国より当地に派遣し、同国への入国査証の申請受理及び交付事務を行ない入国希望者への便宜を計るとともに、在琉同国人に対する

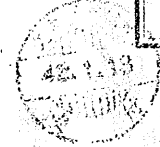
旅券の発給事務を併せて行つてゐる。

この場合の当該外務当局職員が行なう事務は当該職員に対する入城許可という形で、米国民政府が承認するもので、その事務の範囲は入城申請書に記述せられてゐる事項に限られる。

なお、中華民国、フィリピン両国とも郵送による入国査証申請(実際には旅行業者が代行している)を認めてゐるので、実際には、当地に滞留する当該両国籍人への旅券発給事務が主なる機能とみられるところ、参考まで。

本信写送付先 外務省中南米移住局長

総 理 府



2257

意味不明の矣
南色北色の要領令
北米局長
参事官
北米課長

在香港PINEYON総領事館に
対する南連所長署名登録

(北米局長より南連所長奉復)

42.5.16
半世

「在香港PINEYON総領事館は沖繩関係者
が同国へのビザ取り付けの際、必要書類(琉
球政府が發給する戸籍書類 警察証明等)
に本使が琉球政府関係局長とならんで署名
捺印する必要があり、そのためにあらかじめ本使
の署名を同総領事館に登録して貰いたい旨
~~書面~~ 関係旅の業者を通じ文書により要望
せられた。

沖繩の特殊事情ありきでも本使の署名を外国
の官署に登録するといふことは本件の場合
異例であり、むしろ本使が南連所長である旨を
在香港総領事館において証明するところが適当
であると考えられた。何卒の義理即圓手ありたい。
香港に転電ありたい。

以上

要
領
令
の
部
分

① 所長の署名は、どいふ意味の署名の字か。
外務省のいふ「署名証明」に当るといふが、即ち、
沖繩官公署の發行した文書の署名をこれ印章を
authenticate することか。

② 南連の所奉事勢に於ける署名証明と行司
とを認めらるることか。

③ 在HK総領事の証明のif possibleは満足
し得るか。

② K7112.

在外公館等では、内外官公署の発行した文書につき署名証明を行なうことができない。

在外公館が本部官公署の文書にある署名の官公署の発行した署名・印章につき、必要と認められた時、本部に問い合わせることと通常行なわれる。

従って、沖縄の官公署を本部の官公署とする場合は、在HK総領事館では、原則的には、その官公署の発行した文書につき署名証明を行なうことができないと念ふよう。

しかし、本部の官公署とみなせない場合は、HKにとつては沖縄はHKの管轄外であるから、HKでは署名証明を行えないとの考慮。

その場合一つの解決方法は、^{（付随方法）}南支所長の証明を付したものをHK総領事館へ送り、同館において南支所長の署名及び印章による署名証明がとれる。

ただし、これには、南支所長がこの種の手続きを行なうに、南支にHK総領事館との直接連絡がとれること、picのシヤチの上記指針が適用されること、在HK総領事館への証明手数料の納付などが必要等につき留意を要する。

署名

在外公館の発給する証明を証明方式により区別すると次の2に大別できる。

a. 日本発に於ける証明（本部で使用目的のもの）

館長名を以て行ない、南支の官印を押す。

b. 外発に於ける証明（通常現地で使用するもの）

領事官が署名し、丸形の館印を押す。

署名及び館印（特に署名）については、現地官署の登録を要求する所がある。

逆に、在外公館が現地官公署発行の文書につき署名証明を行なうに当りその官公署の署名者や署名や印を公館に登録（又は届け）せしめることを行なうことがとれる。しかし、当該官公署に一つ一つ確認を行なうことはあり得る。

この他、先述のとおり、北沖縄半側、南側、
北側、南側、東側、西側、の各側、
の証明を受けること（前述は南側のみ）である。

これについても、P.W.セーレン側が了承していることと
兼ねてある。

北側、沖縄はわが領土であり、その住民が日本
国民であるとのわが側の立場からすると、わが政府

代表、南側が沖縄官公署の文書に証明してない
との態度を取ることは面白くないから、P.側が

今回のようなことを固執する場合は、上記の近隣を
対象とする以外には、半側南側の証明による支らる

得ないとするのがよいように思われる。

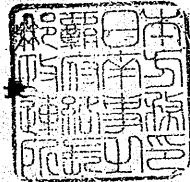
（程度あるにしてもどの程度南側しているのか？）

北米局長
参事官

北米課長
総南連第1423号
昭和42年6月3日

外務省北米局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所



在香港アルゼンチン総領事館への所長署名捺印の登録に
ついて

5月16日付公電をもつて貴局長宛照会いたした標記署名、捺印に関し、現在当所において取扱っている様式は別紙(1) (無犯罪証明書、農業従事証明書等その他にも使用している)及び別紙(2) (結婚証明書)のとおりであつて、今回新任の本使(所長)の署名、捺印の登録の依頼があつたものであります。このように本使(所長)が署名、捺印を行うことになつた根拠等は、当所保管の書類では不明であるが、当事務所開設以来左様に取り扱っている関係から、当時庶務係長として勤務しておられた、現特連局下条調査官に御照会いただければ、あるいは何分のことは判明するものと思われまので、参考まで。

| | |
|----|----|
| 長 | 河内 |
| 副長 | 吉澤 |
| 主任 | 吉岡 |
| 係長 | 坂元 |
| 係長 | 川崎 |
| 係長 | 中田 |
| 係長 | 橋本 |
| 係長 | 須藤 |



府
総
理

昭和42年7月10日

外務省北米局北米課
森山事務官 殿

南連、工田 宛

前略、6月7日付電信を以て御照会致

され在る香港アムステルダム総領事館への所

長署名登録肉題に於ては南連所長宛

省北米局長宛に6月5日付^{往信}総南連第1423号

にてレポートに在りてありまうが、~~（修正~~

^{念のため}~~修正~~に同往信を以て同封添物を本信に同

封にてお送りす、冒頭電信を以て照会

致され在る事項に於て、本件担当の庶務

総 理 府

係にて調査した結果は次のとおりです

で、遅引に於てお知らせ申上げます。

1. 所長の署名は御中に越えの^{署名}

証明」に於るものであり、有故に署名を

するに於ては、^{署名}に於ての全経は前記

往信にて申上げられたとあり不明です。

2. 南連の所掌事務としてお知らせ署名証明を

行なうことお認めされたいとの御質問に

つては、^{署名業務は}南連の^用に於ける所掌業務は項中

の才11項目に於て「要求せられた場合には、

出生、婚姻、死亡、教育機関の卒業、……

(以下中略)……に於ける証明を適宜行なうこととす

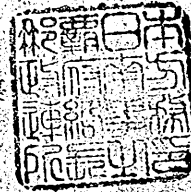
総 理 府

総南連第1671号

昭和42年7月3日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



琉球政府発行の給員手帳の国籍表示欄設置問題について

6月15日付貴信総特第2011号をもって御照会越しの本件に
関し、当該国籍欄の設置は、去る5月26日制定された琉球の「給
員法施行規則の一部を改正する規則」(規則第45号)をもって正
式に承認され、7月1日以降施行されることとなつたので、同改正
規則一部別添(朱線が改正部分)のうえ、回報する。

迎産室長 54

北米局長

参事官

北米課長

総特第2570号

昭和42年7月18日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



琉球政府発行の給員手帳の国籍表示欄設置問題に
ついて

標記のことについては、7月8日付総特第2496号をもつ
て連絡したところですが、このたび那覇日本政府南方連絡事務
所長から別紙写のとおり報告があつたので、お知らせします。

| | |
|-----|----|
| 要如 | 連絡 |
| 要研究 | 至 |
| 課 | 長 |
| 英 | 河内 |
| 渡辺 | 吉澤 |
| 川中 | 吉田 |
| 森山 | 坂元 |
| 相川 | 崎 |
| 中田 | |
| 橋本 | |
| 黒須 | |



総理府

1972

総南連第1716号

昭和42年7月7日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

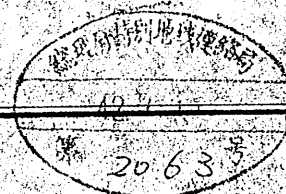


琉球政府発行の船員手帳の国籍表示欄設置問題について

標記については、さる7月3日付総南連第1671号をもつて連絡したところであるが、このたび、米民政府総務局長より琉政主席あて6月29日付で当該問題につき申し入れがなされたので、参考のため別添(写)のとおり送付する。

なお、当該文書を要約すると、琉政発行の船員手帳は琉政の船員法に基づくものであるから、国籍欄には日本人と表示する外に「琉球に居住する故に」と付記すべきであるといふことであろう。

おつて、本件の取扱いについては、現在琉政で検討中であり、近日中に結論を出す趣であるので、動向の委細判明次第報告の予定である。



日 本 政 府

陸軍省
琉球列島米国民政府

HCRI-PW

1967年6月29日

だいニ 船員手帳に関する船員法施行規則7条の改正について

あつニ 琉球政府 行政主席

通海 6PP
付

1. 民政府は船員法(1960年立法第115号)施行規則第43条に掲げる船員手帳の英訳をこれまでの「本籍」の代りに「国籍」とするよう改正し、1967年7月1日から発効することを知らされた。その他の改正は所持者の(男女)性別を示すこととになった。

2. 該改正は、民政府との調整がなされず、当府が新しい日本のパスポート交付手続案を調べなかつたならば、その件を知らなかつたであろう。琉球政府は重要な政府事務、いわゆる本書簡に関連する事項については、民政府と十分に連絡を取ってもらいたい。

3. 首題の改正について、船員手帳の和文は「パーマネントアドレス」と意訳される「本籍」という語句を

含んでいふことに留意されたい。日本の船員手帳にも英訳文には、ナショナルイ(国籍)として、和訳は本籍と訳してあることを当府は、先づいふ。よって琉球における船員手帳改正もそのためであろう。琉球の船員手帳は琉球にて発用され、又は琉球船舶に乗り込む日本人船員に対してもしはしば交付される。船員手帳の所持者が、現に日本の居住者か、あるいは琉球に居住する者であるかを区別するべきであると考えられる。この理由から該手帳の1頁には所持者の居住関係を明示すべきである。琉球政府が「本籍」を「国籍」と訳すことに固執するのであれば、所持者を表わす「日本人」の意味は日本の法的居住者であることになり、該所持者が琉球の居住者である場合、該手帳には「日本人」のほかに「琉球に居住する故」と付記すべきである。

4. 上記の3項の後部に掲げる条件を該改正の発効日と同時に発効せよとお願いしたい。尚このことに関し取られる措置について、当府に通知してもらいたい。

民政官に代り

総務局長

マリオン J. モーガニ



DEPARTMENT OF THE ARMY
U. S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO SAN FRANCISCO 96248

IN REPLY REFER TO
HCRI-PW

29 JUN 68

SUBJECT: Amendment of GRI Maritime Regulations Pertaining to
the Seaman's Identification

TO: Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands

1. The U. S. Civil Administration has learned that Article 43 of the Enforcement Regulations issued pursuant to The Mariners Law (Act No. 115 of 1960) has been amended, effective from 1 July 1967, to provide that the English language translation of the Identification document will read "nationality" (Kokuseki) instead of "permanent address" as heretofore. The only other change is that the sex (Male or female) of the holder will be shown.

2. The amendment was not coordinated with the U. S. Civil Administration. We would not have known about it had we not been checking all facets of the proposed new Japanese passport issuance procedure. It is requested that the GRI keep USCAR adequately informed on governmental matters of significance, such as that referred to in this letter.

3. With respect to the subject amendment, it is noted that the Japanese language version of the Seaman's Identification contains the word "honseki" which translates freely into "permanent address." We understand that the Japanese Seaman's Identification also translates honseki as nationality in the English language version, and that this is the reason for amending the Identification in the Ryukyus. The Ryukyuan Seaman's Identification is often issued to Japanese seamen employed in the Ryukyus, or on board Ryukyuan vessels. It is considered advisable to differentiate between holders of the Identification who are actually residents of Japan, and those who reside in the Ryukyus. For this reason, page 1 of the Identification document should indicate the residence status of the holder. If the GRI insists on translating "honseki" as "nationality" then it may be assumed that the designation

20 JUN 68

HCRI-PW

SUBJECT: Amendment of GRI Maritime Regulations Pertaining to
the Seaman's Identification

"Japanese" by itself indicates the holder is a legal resident of Japan. If the holder is a resident of the Ryukyus, the Identification should so state, by adding to "Japanese" the phrase "by virtue of residence in the Ryukyu Islands".

4. It is requested that the condition set forth in the last sentence of paragraph 3 above be put into effect simultaneously with the effective date of the amendment. It is further requested that this organization be advised of the action taken in the matter.

FOR THE CIVIL ADMINISTRATOR:

M. J. Moran
MORAN, J. MORAN
LTC, Arty
Chief of Administration

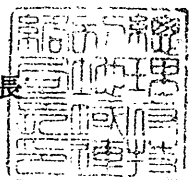
北米局長
参事官
北米課長

総特第2759号

昭和42年7月27日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



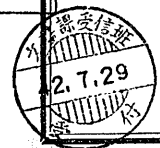
琉球政府発行の船員手帳の国籍表示欄

設置問題について

(関連：4278総特第2496号、42718総特第2570号)

本件に関し、那覇日本政府南方連絡事務所長から別紙写のとおり、その後の経緯について報告があつたので、お知らせします。

| | |
|-----|---|
| 要処 | 至 |
| 課長 | |
| 英河 | |
| 渡辺吉 | |
| 田中吉 | |
| 森山坂 | |
| 相川誠 | |
| 中田 | |
| 橋本 | |
| 黒須 | |



総理府

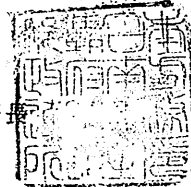
2086

総南連第1803号
昭和42年7月15日

連第1716号の別添書類)を撤回されたい旨申し立てているが、
その処理については、米民政府内の適当な決定に委ねる趣である。

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



琉球政府発行の船員手帳の国籍表示欄について

本件に関し、その後の経緯を次のとおり報告する。

さる7月10日、11日に琉球政府通商産業局運輸部長は(農
林局水産部長と協議し)今回の船員法施行規則の一部改正により
新しく設けられた国籍欄に琉球居住者と付記するよりは、本籍欄
に本籍をそれぞれ(鹿児島とか)(沖縄とか)明記することによ
り、米民政府の希望は達成せられるとの見解を、米民政府運輸通
信部長に示し折衝した結果了解をえた。従つて当該問題は着し
た旨琉球政府運輸部長から、佐藤次長あて7月13日電話連絡が
あつた。

なお、当該電話において琉球政府側は米民政府運輸通信部長に
対し、米民政府総務局長発、行政主席あて文書(7月7日付総南



本 政 府

北米局長

参事官

北米課長

琉球発行の船員手帳の口籍表示欄
の記入内容について
(菊池所長 奉電)

42.7.28
米北

北米局長宛

1. 琉球発行の船員手帳の口籍表示欄に
日本の次に琉球に居住する故に

文言を付記する事も USCAR には断念
する旨は、前々から 7月15日付経信送菊池

第1803号にて特選局へ通報してある。

↳ (本信は奉報特選局より送付済み)

2. 右趣旨は USCAR 公益事業局のダトソンが
琉球通産局 赤嶺運輸部長に伝達

してある。

3. 在米大使館が右を知らず^{DP}である
らば、同館と USCAR の連絡を充分に

する。

菊池所長

近藤外務審議官

北米局長

参事官

北米課長



総南連第2238号

昭和42年8月26日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

琉球列島への転籍問題について

本土、沖縄間の渡航制限の緩和要請が衆参両院の沖縄委で決議されているところ、思想上の好ましくないと思われている者の渡航問題を別として、本島への転籍問題に限って当事務所が琉球政府法務局民事部民事課で過去2年間の転籍に関する記録から許可の実態について調査したところ、概要下記の通りほとんど申請が許可されており、人権上一般に云われているほどには問題がないものと思料される(米側当局においても同意見である)。

ただし、転籍の制度に関してなお疑問が1、2残るので、これについては別紙「琉球列島への転籍について」を御参照ありたい。

記

1 永住資格者の転籍申請は転籍全体の約90パーセントを占め、

この申請に対しては100パーセント許可となつている。(不許可の事例が見当たらない。)

2 婚姻または養子縁組による転籍についても、その許可基準が帰化の許可基準に準じているが比較的に稍々緩和されており、(例えば資産についてはあまり重きをおいていない。)申請数の約90パーセント以上が許可されている。

不許可の理由(事由)としては殆んど前科者であるとか、婚姻または養子の意思がないにもかかわらず永住目的の偽装手段として利用していることが申請後の調査段階で明らかとなり、次格条項を適用して不許可処分にしているのが実情である。したがって、人権上一般に云われているほどには問題がないものと思料する。

3 因みに、1965年以降の転籍許可申請件数および不許可件数ならびにその不許可の事由をみると、次のとおりである。

| | |
|---------------|---------|
| 1965年中 | |
| ① 婚姻による転籍申請件数 | 38件 |
| 内 不許可件数 | 1件 (注1) |

(注1) 上記不許可1件の内容は、申請者()が沖縄の女性()と事実婚し、戸籍を移転しようとしたが、申請者は詐欺、傷害等の前科があり、か

| | |
|----|----|
| 要地 | 要地 |
| 研究 | 研究 |
| 至 | 至 |
| 編 | 編 |
| 課 | 課 |
| 英 | 河 |
| 辺 | 内 |
| 吉 | 吉 |
| 田 | 田 |
| 中 | 中 |
| 吉 | 吉 |
| 田 | 田 |
| 山 | 山 |
| 坂 | 坂 |
| 元 | 元 |
| 相 | 相 |
| 川 | 川 |
| 野 | 野 |
| 中 | 中 |
| 田 | 田 |
| 橋 | 橋 |
| 本 | 本 |
| 黒 | 黒 |
| 須 | 須 |



つ、[]の奥子が賛成していないことにより不許可処分とされた。

② 養子縁組による転籍申請件数 28件
内 不許可件数 2件 (注2)

(注2) 上記不許可2件の内容は次のとおり

ア 申請者([])は実姉が[]
[]へ戸籍移転をしようと養子縁組の申請をしているが、申請人は縁組の意思がなく、かつ、素行が悪いため不許可となった。

イ 申請者([])は沖縄籍の[]を養母として養子縁組し転籍許可を申請したが申請者は素行が悪く、かつ、縁組も永住目的の偽装手段として利用していることが明らかとなつて不許可処分された。

1966年中

① 婚姻による転籍許可申請件数 15件
内 不許可件数 1件 (注3)

(注3) 不許可の内容は1965年転籍申請した(注1)記載の赤理源三が再び提出したもので同一理由により不許可となつ

た。

② 養子縁組による転籍申請件数 12件
内 不許可件数 なし

1967年(1月~7月末)

婚姻によるもの12件、養子縁組によるもの8件が7月末迄に申請されているが、いずれも不許可処分にされていない。

本信写送付先

外務省北米局長
法務省民事局長

(別紙)

琉球列島への転籍について

琉球列島への転籍については米国民政府布令第68号「琉球政府章典」第3条に基づき米国民政府指令第6号「琉球列島への転籍」にその手続規定が定められている。同指令をみると、転籍に関して概要次のことが考察される。

① 永住するためには、必ず転籍が必要ということではなく、永住許可が琉球への転籍の必須要件となつていないこと、つまり琉球政府章典第3条から考察するに、日本国籍を有する者(琉球住民を除く)であれば、転籍のために永住許可を申請することができ(許可申請直前3年以上合法に琉球で継続居住していれば申請ができる)永住許可が得られれば転籍が可能である。

この転籍に関連して「琉球住民」以外の者は、日本人(本土籍者)を含めて30日を越えて滞在しようとする場合は、琉球政府出入管理庁から、在留許可証明書の交付を受けなければならない(但し、米軍人軍属およびその被扶養者等を除く)こととなつている(琉球列島出入管理令第18条)。

同指令第6号「琉球列島への転籍」については、なお、次の諸点で疑問がある。

(7) 婚姻の場合、本土籍の成年者が沖縄籍の女との婚姻によつて戸籍を移転し、新本籍を定めようとする場合は事前に首席民政

可
能
性
が
多
い
と
見
え
ら
れ
る
。

官の許可が必要とされるが、本土籍の女が婚姻により沖縄に戸籍を移転しようとするについては、なんら規定がないので、転籍許可は不要と解される。その取扱い上の区別の理由については明らかでない。

(1) 同指令第6号「琉球列島への転籍」第6条の但し書で「成年者が養子縁組又は琉球の女との婚姻によつて琉球列島に戸籍を移転し、かつ、新本籍を定めようとする場合は、事前に首席民政官の許可を得なければならない」とある。この点に関して日本民法と同じ届出によつて成立する主義をとっている沖縄の民法の下では婚姻にしても養子縁組にしても届出制であるべきであるが、同指令で許可制がとられているため、本土で戸籍離脱が可能であつても転籍ができないため福岡の沖縄戸籍事務所にとどまつてしまう場合がある。

(2) 成年者の養子縁組については、前述のように許可制がとられているが未成年者の場合には許可が不要となつている。これは未成年者は裁判所が関与していることによるものであると解される。

② 沖縄では本土のような外国人登録法が無く、前述のように琉球列島出入管理令(米国民政府布令第125号)によつて在留登録の制度がとられているほか、永住許可制度(永住者としての身分を得るための必要な要件および手続きについては、民政府指令第5号「永

住許可について」の規定により取扱われている。)が一種の外国人管理の制度となつている。

③ 養子縁組、婚姻解消後の籍は、事実上、元の籍に戻しているように取扱われている。ただし、引続き琉球内に戸籍を維持し、単独の戸籍を作りたい者について高等弁務官の許可を要するが、事実上定められている場合がある。不許可の場合には福岡の沖縄戸籍事務所に戻されているようである。

④ 認知されて沖縄へ転籍した事例は、許可申請そのものが、直接申請者の居住地の市町村役場で受理されているため、琉球政府法務局で事例が明らかでないが統計上1966年中6件ある(逆に認知で本土籍に移した件数は5件である。)

なお、同年中養子縁組による転籍件数は17件、婚姻による転籍件数は31件である。

北米戸長
参事官
北米課長

総特第406号

昭和43年2月6日

外務大臣官房長 殿

総理府特別地域連絡局長



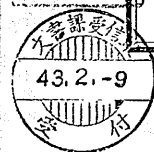
所長署名の登録について (依頼)

標記について、別添のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長
から依頼があつたので、よろしくお取り計らい願います。

添付書類

署名及び公印見本 2部

要
席
首席事務官
南方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カチダ
局庶務



総 理 府

Specimen signatures and Official seal

Kanji Takasugi

Kanji Takasugi
Chief,
Japanese Government Nanpo
Liaison Office at Naha



Official Seal



Anshin Uesato

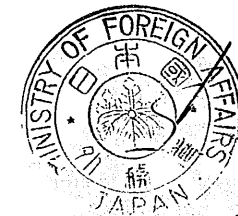
Anshin Uesato
Secretary,
Japanese Government Nanpo
Liaison Office at Naha



CERTIFICATE

This is to certify that the official seals
of the Japanese Government Nanpo Liaison Office
at Naha and the signatures of Mr. Kanji Takasugi,
Chief, and Mr. Anshin Uesato, Secretary, affixed
to the accompanying document, are genuine.

Tokyo, March 5th, 1968.



[Signature]

Official

Ministry of Foreign Affairs

(Consular Section)

総南連第262号
昭和43年1月29日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

所長署名の登録について(依頼)

沖縄住民が、アルゼンチン国へ移住その他の目的で渡航する場合、同国への入国査証は船便等の都合もあり大部分の渡航者が在香港アルゼンチン総領事館にて受けることとされ、従来この査証を申請する際には沖縄市町村長の発行する例えば戸籍謄(抄)本、結婚証明書、無犯罪証明書、農業従事証明書等の書類が必要とされ、これを琉球政府関係局長が認証し、更にその局長印、署名を当事務所長が証明すれば足りることになっていた。

然るに最近になつて、在香港アルゼンチン総領事館より、在沖縄旅行業者を通じ連絡のあつたところによれば、当事務所の所長の署名を同館に登録する必要があるとのことである。しかし他国の在外公館に所長の署名を登録することは全く異例のことであるため、所長

公印の押印もあることだし、現所長の氏名を在香港の日本総領事館によつて確認し通告されれば足りるのではないかと当方より口頭をもつて旅行業者を通じ照会したところ、再度登録の必要ありとの連絡があつた。

かゝる関係で当方としては、異例のこととはいえ別紙所長署名を同館へ登録し、もつて旅行者の便をはかる必要があると思料されるので然るべく外務省を通じ登録方よろしく願ひます。

那覇日本政府南方連絡事務所
第262号
昭和43年1月29日

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

号

然, 神才 1293号

昭和45年4月16日

総理府特別地域連絡局長殿

日本政府沖縄事務所長

資料の送付につく

標記に関し, 下記資料巻5部別添送付につく

記

USCAR

New Release: 70-82, ~ 70-85, 70-86~87

70-87 渡航緩和

(渡航連絡会議 27回)

本信送付先: 外務省アメリカ局長

要処理
首席事務官
南方
渉外調査
航空
利協力
連絡調整
調査
力子夕
局庶務

45.4.22

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-62
April 11, 1970

RYUKYUAN NURSES AND ILLUSTRATORS TO STUDY IN TAIWAN

URASOE, Okinawa, April 11 -- Two nurses and two illustrators will leave for Taiwan on April 13 for ten days of training in their specialities, the U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) announced today.

The trainees are Mrs. Hatsu Chibana, chief, Nursing Section, Ryukyu Tuberculosis Institute, Itoman, and Mrs. Toshiko Nakamura, head nurse, Nago Hospital, Nago, and Yasuhiro Osoko, medical illustrator, and Kotaro Shinzato, general illustrator, both of USCAR.

The Ryukyuan Government of the Ryukyu Islands nurses will study nursing administration including planning and management of service, and duties and responsibilities of a supervising nurse.

The illustrators will study techniques in use of paints, drawing instruments, and layouts of posters and arrangements of exhibits.

Both training programs were arranged by the Chinese Joint Technical Assistance Committee at the request of USCAR. Under its Third Country Training Program, USCAR will provide the participants with round-trip transportation. The Republic of China will bear all other expenses necessary for the training in Taiwan.

The purpose of the Third Country Training Program is to provide Ryukyuan with opportunities to acquire knowledge, techniques, and well-rounded experience through training in nearby countries where conditions are similar to those in the Ryukyus.

(END)

ニュースリリース：70-82

1970年4月11日

沖縄の公着とイラストレーターが台湾で研修

沖縄、浦添 4月11日——沖縄の公着およびイラストレーターがこれの専門分野で10日間にかたり研修を受け、4月13日、台湾向け出発する。米国民政府は今日発表した。

研修を受けるのは、矢口花初看護課長(琉球急病検査研究所)、仲村俊子婦長(看護病院)、大庭康宏氏(米国民政府)、および新里耕太郎(米国民政府)。

看護婦グループは看護業務の計画と管理、看護婦監督者としての任務と責任等、看護管理に際して研修を受ける。

イラストレーターグループは、絵具や製図用具の用法、
○ポスターのレイアウトの技術および展示物の展示方法等に関する
○研修を受ける。

両研修計画は、米国民政府の要請にもとづいて、中華民国政府の技術援助合同委員会が計画したもので、一行の往復の旅費は第三国訓練計画にもとづいて米国民政府が負担し、
○台湾での研修に必要な一切の費用は、中華民国政府が負担する。
○る。

第三国訓練計画は、沖縄の研修員に沖縄と類似した近隣国での研修を受けさせ、より進歩した知識、技術および経験を習得させる機会を与えるために行われるものである。

(完)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-83
April 11, 1970

'HICOM' FUND GRANT ENABLES AGUNI ISLANDERS TO HAVE NEW COMMUNITY HALL

URASOE, Okinawa, April 11 -- Residents of Aguni Island 40 miles northwest of Naha are to have a new central community hall at Higashi-ku as the result of a \$9,000 grant from the High Commissioner's Fund for Special Assistance to Municipalities.

Arthur H. Emme, international relations officer, USCAR's Liaison Dept., represented High Commissioner James B. Lampert in presenting the grant yesterday to Mayor Minoru Shinjo at the Aguni-Son Office ceremony.

The \$9,000 grant will be matched by a similar amount provided by the residents in cash and labor toward construction of the \$18,000 steel reinforced concrete structure with floor space of 64-tsubo. The attractive one-story building will have a hall, stage, kitchen, storage room, and other facilities.

Also attending the ceremony were Government of the Ryukyu Islands Legislator Shochi Ota, Son Assembly Chairman Eiichi Tamayose, Assembly Vice Chairman Taketoshi Asato, Deputy Mayor Heido Miyazato, and some 30 representatives of the island.

The High Commissioner's Fund is programmed to encourage the self-help and self-improvement efforts of Ryukyuan communities and to develop local support for economic and cultural advancement.

(END)

NOTE TO EDITORS: See USCAR Photo No. 210-331(7), issued today.

ニュース・ウオッチ: 70-83

1970年4月11日

栗国村の中央公民館建設資金補助として高等弁務官資金交付

沖縄、浦添 4月11日——栗国村東部の中央公民館建設資金補助として、高等弁務官地域社会特別援助資金が昨日交付された。

9,000ドルの援助金は、ジェームス・B・ランボト高等弁務官に代り、米民政府渉外局 アーサー・H・エミー渉外官から新城 実村長に村役所での交付式で手渡された。

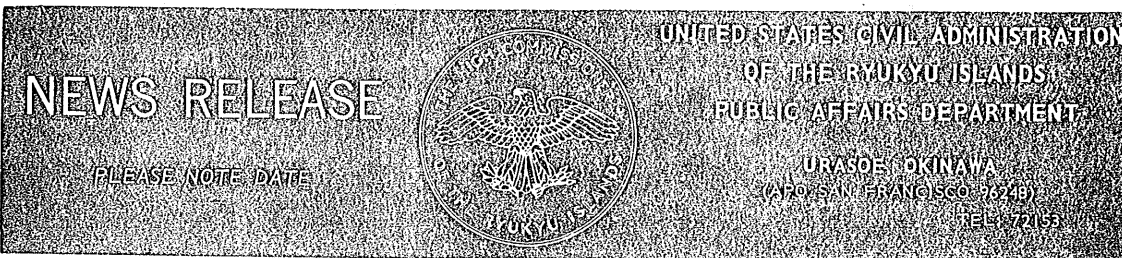
建設される一階建、坪数64坪、鉄筋コンクリート建て新公民館の内部は、ホール、ステージ、炊事場、倉庫その他が予定されている。

地元側は、総工費18,000ドルに文札、現金および労務で9,000ドルを提供する。

交付式には 太田 昌知立法院議員、五島第一村会議長 安里武蔵副議長、安里平造助役及び村有志約30名が出席した。

高等弁務官資金は、地域社会の自助自立を奨励し、経済及び文化的向上を図るため、交付されるものである。

(完)



FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-84
April 11, 1970

MRS. HAMPTON, BETTELHEIM DESCENDANT, VISITING OKINAWA

URASOE, Okinawa, April 11 -- A great-great-great granddaughter of the Rev. Bernard Jean Bettelheim, Okinawa missionary, doctor, linguist in the mid-1800's, is briefly on Okinawa to visit his monument and tour areas familiar to him in his eight years here.

Mrs. Aubey Hampton, descendant of the famed Bettelheim, arrived last night for a two-day stay.

Mrs. Hampton today visited Bettelheim's monument at the Gokokuji Temple in Naminoue and other interesting sites. She also met with Dr. Yoshihiko Teruya, assistant professor of history, University of the Ryukyus, and Choshin Kabira, member of the Okinawa Cultural Properties Protection Commission, and others familiar with Bettelheim's background.

In commemoration of the centenary of Bettelheim's death, Dr. Teruya and Mr. Kabira will lecture at the Episcopal Church in Mihara, Naha, starting at 1:30 p.m., Sunday.

The Rev. Bettelheim arrived on Okinawa in May 1846, and became known as "Namin no Gancho," or the "Man of Naminoue wearing glasses."

During his eight years on Okinawa he translated the Bible into the Ryukyuan language and introduced Jenner's method of vaccination.

(END)

ニュース・リリース: 70-84

1970年4月11日

ベッテルハイム博士の曾孫 ハンプトン夫人 来島

沖縄、浦添 4月11日 — 1946年来島し、「波のエのガン」
と住民に親しまれた宣教師兼医者兼言語学者の
バーナド・ジョン・ベッテルハイム博士の曾孫のアウバイ・ハンプトン夫人
が、昨夜来島した。

ハンプトン夫人は、今日、波之上護国寺にあるベッテルハイム
記念碑を詣でたり、博士が親しんだ由緒ある場所を訪れ
た。夫人は昨、琉大教授 照屋善彦氏、文化保護委員
会の川平朝申氏、その他ベッテルハイム博士に就いて研究してい
る学者等と懇談した。

○ 照屋教授と川平氏は、ベッテルハイム博士の100年忌を
記念に、明日日曜日午後1時半から那覇市三原の沖縄
聖公会でベッテルハイム博士に就いて記念講演を行おうこと
に決まっている。

○ ベッテルハイム博士は、8年間の沖縄滞在中、聖書の琉球
語訳を出版したり、牛痘接種を沖縄の医師に伝授したり、
かずかずの偉業を成しとげた。

(完)

NEWS RELEASE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

PLEASE NOTE DATE

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-85
April 13, 1970

U.S. FORCES EVACUATE ILL MINAMI DAITO WOMAN

○ URASOE, Okinawa, April 13 -- The U.S. Forces medically
air-evacuated a Minami Daito woman to Naha on Saturday evening
an
○ for/operation for acute appendicitis at Naha Hospital.

It was the seventh emergency evacuation of a Ryukyuan
in 1970 by a U.S. Forces aircraft.

○ Mrs. Mieko Shinzato, 30, of 131 banchi, Ikenosawa,
Minami Daito Son, the stricken woman, is recovering.

○ The Government of the Ryukyu Islands (GRI) police
department received the urgent call regarding the patient on the
island some 230 miles east of Naha.

○ Through established U.S. Forces' emergency evacuation
procedures, the U.S. Air Defense Control Center (ADCC) at Naha
Air Base contacted Hamby Army airfield which dispatched a
plane to the island with Maj. Peter Giacobazzi, an Air Force
medical doctor aboard.

The airplane returned to Naha Air Base with the patient
after a two-and-a-half hour round-trip.

The patient was taken to the hospital in a GRI police
ambulance.

(END)

ニュースリリース: 70-85

1970年4月13日

南大東から緊急患者を空輸

沖縄、浦添 4月13日——急性盲腸炎の婦人患者を土曜日の夕方、南大東島から米軍機で那覇へ運んだ。

患者は緊急空輸される琉球人患者として、今年に入って7人目である。

南大東村波次131番地、新里みえ子さん(30才)で、那覇病院で手術の結果、経過は良好である。

琉球政府警察は、那覇から230哩離れた同島から、緊急患者空輸の要請を受けた。

- 実施されている米軍の緊急患者空輸に対し、那覇飛行基地は
- 米防空管制センターは、ハンビー在陸軍飛行場に連絡、同飛行場からのU-21型機に空軍の医師ピーター・ジャコバジリ佐を乗せ、同島に向った。

同機は、2時間半にわたる往復飛行の後、那覇飛行場に患者を運んだ。

- 患者は琉球政府警察の求文急車で、那覇病院に運ばれた。

(完)

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96348)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-86
April 18, 1970

4TH POSTGRADUATE MEDICAL TRAINING CLASS OPENS AT OCH APRIL 20

- URASOE, Okinawa, April 18 -- The Okinawa Central Hospital (OCH) will open its fourth class of postgraduate medical trainees on April 20 with 16 medical graduates enrolled, the largest such group since the program began in 1967, the OCH announced today.

The recent medical school graduates, 13 of whom are from Okinawa and three from the Japanese mainland, will join 19 other doctors who are continuing their second and third year training at OCH.

- The philosophy behind the program, which has won wide acclaim in the mainland as well as in the Ryukyus, is that the trainee receives the services of a full-time teaching staff, he participates in patient care and assumes responsibilities according to his training and ability, he is assigned only a definite number of cases, and he has time for independent study and research, the U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) said.

The program is conducted by medical consultants from the University of Hawaii (U-H) paid from U.S. aid funds. Under its contract with USCAR made in 1965, the U-H provides advisory services at the OCH aimed at helping elevate standards of medical practice and alleviate the shortage of doctors in the Ryukyus. The Government of the Ryukyu Islands (GRI) provides each trainee with \$150 a month for living expenses. The trainees receive free lodging at the hospital.

The program is being conducted according to guidelines recommended by the Council of Medical Education and Hospitals of the American Medical Association and supported by the Government of Japan, GRI and the Okinawa Medical Association.

The new enrollees from Okinawa, with their hometowns and universities are as follows:

Doctors Shinko Tawada of Ginowan-Shi and Hiroshi Ikehara of Chatan-Son (both Kumamoto U.), Tokusei Kikumura of Naha-Shi and Masakyo Ishihara of Misato-Son (both Kyushu U.), Katsunori Toyama of Nago-Cho and Masanori Takeshima of

(OVER)

Ginowan-Shi (both Gifu U.), Tomohiro Yonaha of Ishigaki-Shi and Hideyoshi Henzan of Kunigami-Son (both Kagoshima U.), Moritsugu Oyama of Naha-Shi (Toyo Medical and Dental C.), Takaaki China of Naha-Shi (Tohoku U.), Yasuho Sunagawa of Hirara-Shi (Tottori U.), Eisei Henzan of Kunigami-Son (Osaka U.), and Eiichi Tamanaha of Nishihara-Son (Tokushima U.).

The three from the Japanese mainland are, with their hometowns and universities:

Doctors Keiko Hosomizu of Osaka (Kyoto U.), Kinji Nagae of Fukuoka (Kagoshima U.), and Toru Nakai of Nara (Showa U.).

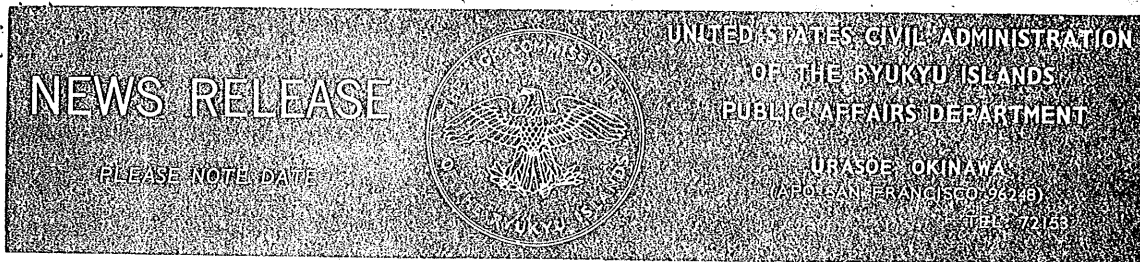
Besides instruction related to the actual care of patients at the OCH, the trainees will attend daily conferences, seminars and ward rounds; weekly meetings at which trainee-doctors report on cases they have treated; and thrice-weekly English classes to improve their language capability.

Eleven physicians -- eight from the Ryukyus and three from the Japanese mainland -- completed one year of postgraduate medical training at the OCH Mar. 28. Of the total, eight from the Ryukyus and two from the Japanese mainland are remaining at the hospital for residencies in surgery, internal medicine, pediatrics and obstetrics-gynecology. One from the Japanese mainland returned to his alma mater to continue specialty training. Dr. Minoru Kawahira, who received internship training at the Aioi Hospital, Nagoya, returned to Okinawa to join the training program at the OCH.

Teaching-staff doctors of the hospital are: Joji Arakaki (director), Masakazu Yamauchi (deputy director), and Kunio Fujimura, surgeons; Naoshi Osato, Shinzo Oshiro, and Fujihiko Miyazato, internists; Seibin Shikina and Shosei Yamazato, pediatricians; Yuko Arakaki, otorhinolaryngologist; Masaichi Hemada and Yuki Toyama, obstetrician-gynecologists; Tokujiro Sakuragawa, orthopedist; Naoyoshi Miyazato, dermatologist-urologist; Seijin Shikina, dentist; and Soryo Yamashiro, radiologist.

The advisory group for the University of Hawaii at OCH currently consists of: Doctors Robert B. Sudram (director), Louise A. Hutchinson, Thomas W. Simpson, internists; Masao Maeshiro, surgeon; Robert H. Hutchinson, orthopedic surgeon; Chansoo Kim, physiatrist; John E. Mathers, obstetrician-gynecologist; Carlyne A. Newman, radiologist; Arthur T. Ooghe, pediatrician; and John W. Pearson, anesthesiologist.

(END)



ニュースリリース: 70-86

1970年4月18日

中部病院 4月20日から 第四回医学研修を開始

- 沖縄、浦添 4月18日 — 中部病院では、4月20日から、
- 第四回目の医学研修をすた。今日発表した。

初めて研修を受けるグループは16人(そのうち13人は沖縄出身者、残り3人は日本本土出身者)で、これは1967年に医学研修が始まって以来、最も多い研修グループである。現在、同病院で専門医

- 研修(レジデンシー)を受けているのは19人である。

- 同医学研修計画は、沖縄は勿論、日本本土でも好評を得ているが、その方針は、常勤の教授陣を指導に当て、研修医にも患者の治療に当らせ、研修医の能力と進歩に応じて責任を持たせ、一定数の患者を担当させ、独自の研究を行う時間を与えることである。米国民政府は誇った。

この研修計画は、ハワイ大学の医学顧問が米国民政府の援助資金で実施している。ハワイ大学は、1965年11月、米政府と締結した契約にもとづいて、沖縄の医師不足の緩和と医療水準の向上を計るため

中部病院で医学研修を行なっている。なお、琉球政府は、研修医に月150ドルの生活費を支給する他、同病院内の研修医用の宿舎を提供している。

この研修計画は、米国民政府の病院および医学教育会議が勧告し、日本政府、琉球政府および沖縄医師会が支持し、基準にもとづいて実施されている。

新たに研修を受ける沖縄出身医師の氏名、出身地および出身大学は次の通り。

○ 及和田真光(宜野湾市、熊本大)、池原弘(北谷村、熊本大)、喜久村徳清(那覇市、九州大)、石原昌清(美里村、九州大)、当山勝徳(名護町、岐阜大)、武島正則(宜野湾市、岐阜大)、与那覇朝弘(石垣市、鹿児島大)、平安山英義(国頭村、鹿児島大)、大山盛紹(那覇市、東京医科歯科大)、知名孝明(那覇市、東北大)、砂川豪甫(平良市、鳥取大)、平安山英盛(国頭村、大阪大)および与那覇栄一(西原村、徳島大)。

○ 日本本土出身研修医は、細水景子(大阪、京都大)、永江俊司(福岡、鹿児島大)、および中井徹夫(奈良、昭和大)。

○ 研修医は実際に患者を治療しながら指導を受けるほか、毎日会議やセミナーに出席したり、回診を行ったり、治療を施している患者について週間報告を行ったり、また英語力を付けるため週3回、英語クラスを受けたりする。

○ 11人の医師(8人は沖縄出身者、3人は日本本土出身者)が3月28日、中部病院で1年目の研修を修了し、そのうち研究のため母校に帰った本土出身者の一人を除いて10人の医師は引き続き中部病院で外科、内科、小児科、および産婦人科の専門研修を受けている。なお、名古屋にある相生病院でインターン研修を修了した川平穂医師は中部病院で研修を受けるため帰郷した。

医学研修の指導に当たっている中部病院の医師は、新垣淨治院長(外科)、山内昌和 副院長(外科)、藤村邦夫(外科)、大里尚司(内科)、大城新蔵(内科)、宮里不二彦(内科)、識名盛敏(小児科)、山里将成(小児科)、新垣裕弘(耳鼻咽喉科)、浜田正一(産婦人科)、当山雄紀(産婦人科)、桜川徳次郎(整形外科)、宮里尚義(皮膚泌尿器科)、識名盛仁(眼科)、および山城宗亮(X線科)。

○ 中部病院に派遣されているハワイ大学顧問医師は、ロバート・B. ストラン田長(内科)、ルイス・A. ハットン(内科)、トマス・W. シンソン(内科)、真栄城優夫(外科)、ロバート・H. ハットン(整形外科)、チャンス・ギム(物理医学)、ジョン・E. マサース(産婦人科)、カーリン・A. ニューマン(X線科)、アーサー・T. オーガー(小児科)およびジョン・W. ピアソン(麻酔科)。

(完)

医学研修の指導に当たっている中部病院の医師は、新垣淨治
院長(外科)、山内昌和 副院長(外科)、藤村邦夫(外科)、大里尚司
(内科)、大城新蔵(内科)、宮里不二彦(内科)、識名盛敏(小児科)、
山里将成(小児科)、新垣裕弘(耳鼻咽喉科)、浜田正一(産婦
人科)、当山雄起(産婦人科)、桜川徳次郎(整形外科)、
宮里尚義(皮膚泌尿器科)、識名盛仁(内科)、折尾山城宗亮(X線
科)。

中部病院に派遣されているハワイ大学顧問医師は、ロバート・B.
スドラン団長(内科)、ルイス・A・ハツキンソン(内科)、トマス・W・シフソン
(内科)、真栄城優夫(外科)、ロバート・H・ハツキンソン(整形外科)、
チャンスー・ギム(物理医学)、ジョン・E・マザース(産婦人科)、カーリン・A.
ニューマン(X線科)、アーサー・T・オーガー(小児科)、折尾ジョン・W.
ピアソン(麻酔科)。

(完)

アメリカ局長

参事官

北米一課長

字

総沖才100号
昭和45年4月20日

総理府特別地域連絡局長 殿

日本政府沖繩事務所長

渡航手続きの簡素化に関する

米民政府発表文送付

4月20日付住電(子外)に因り、標記発表
文1部別添送付す。

本位字送付先: 外務省アメリカ局長

要理
首席事務官
方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力子父
局庶務



NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96240)

TEL: 72155

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 70-87
April 20, 1970

TRAVEL REGULATIONS MODIFIED

URASOE, Okinawa, April 20 -- High Commissioner James B. Lampert today announced that, after several months of study and consultation between the U.S. Civil Administration of the Ryukyus and officials of the Government of Japan, several modifications have been made, designed to simplify and expedite travel between Japan and Okinawa for certain categories of travelers.

These changes include the following provisions:

-- Government of Japan officials required to make periodic visits to Okinawa on reversion-related, official business will henceforth be granted a two-year, multiple entry permit.

-- All members of the Japanese Diet wishing to visit Okinawa will be granted a two-year, multiple entry permit.

-- Japanese residents of Amami Oshima traveling to Okinawa to visit relatives will henceforth be granted a two-year, multiple entry permit, valid for a maximum stay of 60 days on any one visit.

-- Employees of Japanese companies which have a permanent branch office in Okinawa who are required to make periodic, business-related visits to Okinawa will henceforth be granted a two-year, multiple entry permit, valid for a maximum stay of 60 days on any one visit.

Okinawans have been able to travel to and from Japan without restriction for a number of years.

(END)

渡航手続の簡素化 発表さる

沖繩 浦添 4月20日——琉球列島米国民政府と日本政府関係当局者は、日本本土—沖繩間の渡航手続の促進、簡素化について、数ヶ月にわたって検討、協議を重ねてきたがあるカテゴリーの渡航者に対する現行手続を若干改正することに決まり、ジェービス・B. ランポート高等弁務官は本日発表した。

これらの改正点は次の通りである:

— 沖繩復帰対策準備のため定期的に沖繩を訪問する日本政府公用者は有効期間2ヶ年の数次往復入域許可が与えられる。

— 沖繩を訪問する日本国会議員はすべて有効期間2ヶ年の数次往復入域許可が与えられる。

— 奄美大島に在住する日本人で、沖繩の親族を訪問する目的の者は、有効期間2ヶ年の数次往復入域許可(一回の訪問に際して60日以内を限度とする滞在許可)が与えられる。

— 沖繩に恒常的に出張所を有する日本の会社員で、定期的に商用の目的で沖繩を訪問する者は、有効期間2ヶ年の数次往復入域許可(一回の訪問に際して60日以内を限度とする滞在許可)が与えられる。

なお、沖繩住民は、この数年間、渡航の制限なく沖繩—本土間を出入域している。

(完)

アメリカ局長

秘密標記 (赤色)

参事官

旅券課長

北米第一課長

第 284 号

昭和 46 年 5 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

本土渡航手続王等の簡素化

引用公・電信
日付・番号

往電 536 号

本件に關し、内政府布令 147 号を修正する

旨の米側文書及び渡航許可申請書 (新、旧様式)

各 2 部別添送付する。

付添添付 付留空便 (行) 付留空便 (DP) 付留船便 (貨) 付留船便 (郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

手
取
り
済
み
済
み
済
み

首席
総
沖
外
務
省
庶
務
課
航空
学協力
連絡調整
調査
力
夕
局
庶
務



字
封
筒
手
封
筒
手

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The High Commissioner
APO San Francisco 96248

CA ORDINANCE
NO. 147 (13 Aug 55)
CHANGE NO. 9

14 May 1971

CONTROL OF TRAVEL BY RESIDENTS OF THE RYUKYU ISLANDS

1. Civil Administration Ordinance No. 147, dated 13 August 1955, entitled, "Control of Travel by Residents of the Ryukyu Islands," as amended, is hereby further amended as follows:
 - a. The first sentence of paragraph 6 is amended by deleting the words after "Government of the Ryukyu Islands," and by substituting therefor the words "application forms prescribed by the Bureau with the approval of the Civil Administrator."
 - b. The fifth sentence of paragraph 6 is amended by deleting the word "the" immediately before the words "two photographs," and by deleting the words "required by Item 13 of the application form."
 - c. The first sentence of paragraph 13f, and the second sentence of paragraph 20 are amended by deleting the words after "Government of the Ryukyu Islands" in each of said sentences, and by substituting therefor the words "on application forms prescribed by the Bureau with the approval of the Civil Administrator."
 - d. The second sentence of paragraph 18 is amended by deleting the words after "Japan Travel Document."
 - e. Inclosures 1 through 4 are deleted.

2. The effective date of this Change is 30 April 1971.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

Robert A. Fearey
ROBERT A. FEAREY
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
1

新様式

日本渡航証明書発給申請書
APPLICATION FOR JAPAN TRAVEL DOCUMENT ()

日本渡航許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO TRAVEL TO JAPAN ()

Date: _____

琉球列島高等弁務官 殿

TO: High Commissioner

United States Civil Administration of the Ryukyu Islands
APO 96248

1. 氏名 Mr. 性別 (M)男
Mrs. (F)女
Full Name: Miss (漢字及びローマ字) (In English and Kanji) (---Other names used)
本籍地 _____
2. Permanent Domicile: _____
生年月日及び出生地 _____
3. Date and Place of Birth: _____
同伴者 (満15才未満の子) _____
4. Accompanied by the following minors:

| 氏名 Full Name | 生年月日 Date of Birth |
|-----------------|-----------------------|
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |

上記のとおり相違なく又添付の写真は私です。一週の戸籍抄本を添付します。
I certify that the above statements are true and correct and the attached photographs are a likeness of me. A copy of the Census Register is attached.

右 拇印又は判
Right thumb print or "HAN"

Applicant's Signature
申請者署名

旧様式

渡航許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO TRAVEL

琉球列島高等弁務官 殿

日付
Date: _____

TO: High Commissioner of the Ryukyu Islands
United States Civil Administration of the Ryukyu Islands
APO San Francisco 96248

下記のとおり出入域許可を申請します。
Application is hereby made for a _____ Exit/Reentry Permit
(普通 Single) (数次 Multiple):

1. 氏名 Mr. Mrs. Miss 姓別 男 (M) 女 (F)
Name: Miss (漢字及びローマ字 -- In English and Kanji) (通称 -- Other names used)
2. 生年月日及び出生地
Date and Place of Birth _____
3. 本籍地
Permanent Domicile _____
4. 現住所
Present Address _____
5. 職業
Occupation _____
(職位、勤務先及び場所 -- Position, Employer and Place of Employment)
6. 渡航目的
Purpose of Travel _____
(詳しく記入する -- Please write in detail)
7. 渡航目的地
Destination _____
(渡航先の住所及び氏名記入 -- List Contact's name and address)
8. 旅行期間
Length of Travel _____ 出発予定日
Desired Date of Departure _____
9. Accompanied by the following minors:
氏名 生年月日
Full name and Date of Birth
1) _____ 2) _____ 3) _____

申請人が現在犯罪の容疑で起訴(裁判中)及び仮出獄又は、刑の執行猶予中であるときはその、ある、なしを明記して下さい。
なお、該当するときは、所管の検察庁からの出域許可証を添付して下さい。

有 無

11. Applicant is required to furnish one photograph and copy of Census Register.

琉球列島からの出域許可は、中国、朝鮮、ベトナムのりち、共産主義者の支配下にあるそれぞれの地域若しくはキューバへの当該地域内の旅行をしないことを条件とするものであることを私は了解する。なお、且つ、この条件に違反した場合は、そのために、私の今後の渡航許可申請が許可されないことを了解します。

12. I understand that permission to depart the Ryukyu Islands is subject to the condition that I shall not travel to or in Communist-Controlled portions of China, Korea or Viet-Nam, or to or in Cuba. I further understand that violation of this condition may result in denial of permission to travel when and if I later make application for travel.

上記のとおり相違なく、又添付の写真は私です。

I certify that the above information is true and correct and that the attached photograph is a likeness of me.

右ほ印又は判
Right Thumb Print or "WAN"

Applicant's Signature

申請者署名

マヌーアムル
注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

総番号(TA) 雑 114 沖繩 主管
72年 5月 26日 7時 35分 発着 米北
72年 5月 26日 18時 05分 本省 着 米北

外務大臣殿 村角 分室長 大使 臨時代理大使 総領事 代理

依頼事項

連第6号 平
別電の連第7号を在マニラ総領事あり
送電願いなく、かつ、字1部を北米第一
課長にお届け下さい。

(3)

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

参地中東
長 北東西
参北北保
中南番欧
参西東洋
長 西東

近参書近ア
長経 次総経国資
長経協長条 参貿統 参政技一理 参条協規
長国 参政経科
長情長文長 参道内外 参一二

外務省

マヌーアムル

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管給

総番号(TA) 雑 115 沖繩 主管
72年 5月 26日 17時 40分 発着 米北
72年 5月 26日 18時 05分 本省 着 米北

外務大臣殿 村角 分室長 大使 臨時代理大使 総領事 代理

便宜供与依頼

連第7号 平
在マニラ総領事あり
在沖繩 村角分室あり

当地米国総領事館より次のとおり便宜供与方依頼があったので、よろしくお願ひします。

(1) PETREE 総領事はフィリ-前民政官が雇つていた比国人 NARETTE Z. JULIAN を在申出して雇備した。

(2) 彼女は目下フィリピンに休暇帰国中である。帰沖後勤務を開始する。

(3) 彼女はピ-トリ-総領事館在比米国大使館ありの書籍を携行しており、右書籍

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

参地中東
長 北東西
参北北保
中南番欧
参西東洋
長 西東

近参書近ア
長経 次総経国資
長経協長条 参貿統 参政技一理 参条協規
長国 参政経科
長情長文長 参道内外 参一二

外務省

大政事外外儀官
務務典房
次次典房
臣官審審長長
儀總(電厚計)
書文会営給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

参地中東
長北東西
参北北保
中南番歐
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
長経協長条
参条協規
長国
参政経科
長情長文長
参道内外
参一二

2000-0000-0000

総番号(TA) 雑 114 沖繩 主管
72年 6月 26日 17時 35分 発報 東北
72年 5月 26日 18時 05分 本省 着報

外務大臣殿 村角 大使 臨時代理大使 総領事 代理

依頼事項

連第6号 干
別電の連第7号を在マニラ総領事あり
送電願はなく、かつ、号1部を北米第一
課長にお届け下さい。

(3)

大政事外外儀官
務務典房
次次典房
臣官審審長長
儀總(電厚計)
書文会営給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

参地中東
長北東西
参北北保
中南番歐
参西東洋
長西東

近ア長経
参書近ア
次総経国資
長経協長条
参条協規
長国
参政経科
長情長文長
参道内外
参一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 雑 115 沖繩 主管
72年 5月 26日 17時 40分 発報 東北
72年 5月 26日 18時 05分 本省 着報

外務大臣殿 村角 大使 臨時代理大使 総領事 代理

便宜供与依頼

連第7号 干
在マニラ総領事あり
在沖繩 村角分署より
当地米園紙領事館より次々とおり便宜供
与方依頼が有るため、よくお願ひし
ます。

(1) PETREE 総領事(フイリ)前民政官
が雇った在比国人 NARETTE Z. JULIAN
を在申請して雇った。

(2) 彼は目下 フリビル休暇帰園中であり
帰沖後 勤務を開始する。

(3) 彼はフイリ 総領事宛在比米園
大使館ありの書簡を携行しており、右書簡

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

には上記(1)(2)の旨及び彼女が帰沖に
必要な査証を在比日本大使館から取得
するに当りこの便宜供与方を依頼する旨
が記載されている。

(4) しかるとして、5月25日彼女からポーター
総領事宛に GUARANTEE LETTER PERMIT
CONTRACT OF EMPLOYMENT NEEDED なる
電報が到着した。

(5) 上記電報の意味するところは必ずしも
明確ではないが、彼女の雇傭の事実につい
ては上記の書翰が証明しているところだ
がある。

(6) ついては事情は以上のとおりであるの
で、本人から在比日本大使館に申請があ
つた場合には必要な日本への入国査証
が与えられるようお取計願いたい。

(3)

（ 部の内 号 ） 注 意

464

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政軍外外儀官
務務典房
次次
臣官宮審審長長
儀綴人電厚計
書文会營給

参査析調
参領旅査移

参地中東
参北北西
参北北保
参一
参西東洋
参西東

参書近ア
次総経国資
参質統
参政技一理
参条協規
参政経科
参道内外
参

電信写

総番号(TA) 53062 沖繩 主管
71年 月 日 時 分 発着
71年 10月 13日 15時 0分 本省

外務大臣殿 高瀬(大) 臨時代理大使 総領事 代理

カンボディア軍人のおきなわ入城

第1061号 極秘 至急
貴電合第6367号に関し
在ちゆう太平洋陸軍情報学校教育部長タキモト中さ(2世)
が、13日三木に内話せるところ次の通り。
1. 「カ」軍陸軍将校30名が、13日当校において約1
0週間の情報訓練(情報ばく條課程及び戦闘情報課程)を
受けるため来ちゆうした。
2. 上記の他に、同将校5名及び通訳将校3名が11日来
ちゆうしており、「カ」軍将校は計38名である。
3. 上記課程の修了は12月17日の予定である。
米、カンボディアに転電ありたい。

(了)

(字手立)